

2022 年度
上智大学自己点検・評価報告書
(2023 年度大学評価申請用)

上 智 大 学

目次

序章.....	1
本章.....	2
第1章 理念・目的	2
第2章 内部質保証	7
第3章 教育研究組織.....	15
第4章 教育課程・学習成果.....	20
第5章 学生の受け入れ	54
第6章 教員・教員組織	64
第7章 学生支援	76
第8章 教育研究等環境	93
第9章 社会連携・社会貢献.....	108
第10章 大学運営・財務	115
第1節 大学運営.....	115
第2節 財務.....	126
終章.....	129

序章

本報告書は、上智大学（以下、「本学」）が公益財団法人大学基準協会（以下、「大学基準協会」）による認証評価を2023年度に受審するにあたり作成したものである。

前回2016年度の認証評価では大学基準に適合しているとの認定を受けた一方で、努力課題5点、改善勧告1点の提言を受けた。指摘を受けた努力課題及び改善勧告に対し、学内各組織で継続的に改善に向けて取り組んだ経過を「改善報告書」に取りまとめ、2020年7月に大学基準協会へ提出した。その結果、「改善に取り組んでいることが確認できる」という概評を受け、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」の指摘はなかった。ただし、法学研究科博士前期課程の収容定員に対する在籍学生数比率が依然として低いとの指摘を受けており、現在も改善に向けて取り組んでいるところである。

2019年度の全学自己点検・評価は、各組織で点検した結果を受けて、自己点検・評価委員会の下に学内評価、学外評価、自己点検・評価活動全体の流れを評価するプロセス評価の小委員会を設置する形で実施した。当初は2019年度内に一連の自己点検・評価活動を終了させる予定であったが、2020年に入ってから全学的に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応に終始したことにより、学外評価及びプロセス評価は2020年度に順延した。

2年かけて一連の自己点検・評価を行ったものの、各小委員会を統括する自己点検・評価委員会の運営負担が増大し、評価結果を改善につなげるための推進力が不十分であることが浮き彫りとなった。そこで内部質保証体制構築に向けて継続的に検討を重ねた結果、PDCAサイクルにおける自己点検・評価委員会の位置付けを改めた。2021年度より、自己点検・評価委員会の委員長を学長から学生総務担当副学長へ権限を委譲し、学長はP（Plan）に相当する大学企画会議の議長とした。また、改善への推進力を増強するため、A（Action）に相当する会議体として質保証運営会議を設置し、従来自己点検・評価委員会で中心的な役割を果たしていた学務担当副学長を議長とし、主に教務面へのフィードバックを強化できる体制にした。自己点検・評価委員会はC（Check）に専念する会議体とし、学部・研究科・事務組織等の活動D（Do）とともに、PDCAそれぞれの役割を明確にした上で、本報告書の下地となる全学自己点検・評価を2022年度に実施した。

認証評価を受審する2023年は創立110周年を迎え、次期中長期計画も動き出す予定である。今回の自己点検・評価で本学の現状を再確認し、世界の人々と共に歩む「隣人性」と「国際性」を貫く大学として、教育・研究の質向上に努めて参りたい。

上智大学 学長
(大学企画会議議長)
曄道 佳明

本章

第1章 理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

上智大学（以下、「本学」）の建学の理念は大学公式ウェブサイトにも明示しており（根拠資料1-1【ウェブ】）、「キリスト教ヒューマニズム」の精神を根幹とする大学として、世界の人々とともに歩む「隣人性」と「国際性」を貫く「大学」であるという理念のもと、開学以来今日までこの理念を継承している旨を記載している。

教育研究上の目的及び人材養成の目的に関しては、「上智大学学則」（以下、「学則」）（根拠資料1-2）第2条に定められる、「本学は、カトリックの伝統を受け継ぎ、キリスト教ヒューマニズムに基づき、学術の中心として、真理を探究し、広い知識と深い専門の学芸を教授し、知的、道徳的及び応用的能力の展開による人間形成につとめ、有能な社会の先導者を育成するとともに、文化の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする」を元に、各学部の設置趣旨に基づき、「学則」別表第1に学部単位及び学科単位で定めている。

大学院においては、「上智大学大学院学則」（以下、「大学院学則」）（根拠資料1-3）第4条に「本大学院は、カトリックの伝統を受け継ぎ、キリスト教ヒューマニズムを基盤とした能力を養うことを目的とする」と大学院共通の目的を定め、以下、課程ごとに「博士課程は、専攻分野についての研究者として、自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」「前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な、高度の能力を養うことを目的とする」「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」と定め、各研究科でそれぞれの設置趣旨に基づき、「大学院学則」別表第1において研究科単位で定めている。実践宗教学研究科、言語科学研究科、グローバル・スタディーズ研究科以外は博士前期課程／修士課程、博士後期課程に書き分けて目的を設定している。法学研究科は法律学専攻と専門職大学院課程の法曹養成専攻（法科大学院）を設置していることから、専攻単位で定めている。

このような理念・目的の設定は、「学校法人上智学院寄附行為」（以下、「寄附行為」）（根

拠資料 1-4) 第 3 条において、本学の学校法人の設置目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、設立母体であるカトリックイエズス会（ローマ・カトリック教会に所属する男子修道会、以下「イエズス会）」の掲げる理念を建学の土台として、「他者のために、他者とともに生きる人（Men and Women for Others, with Others）」を育成するという教育精神をもって学校教育にあたることを目的とする」と定めていることに由来している。

昨今のジェンダーニュートラルの観点から、教育精神の英語表記を 2022 年 1 月より「For Others, With Others」と改めた（根拠資料 1-5【ウェブ】）。これは、従来の精神を堅持しつつ、創立以来、本学では多様なバックグラウンドを持つ学生や教職員をはじめとする構成員が、お互いを尊重しながらそれぞれの志に向かって切磋琢磨できる環境を整えてきたことから、今後も性別や性自認、性的指向、年齢、国籍、人種、宗教、障がいの有無などによって誰も排除されることのない、インクルーシブな教育研究環境の整備をより積極的に進めていくという大学の姿勢を示すものである。

これらのことから、大学の理念・目的を適切に設定し、それを踏まえ学部・研究科の目的を適切に設定していると判断できる。

1.1.2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学の建学の理念は大学公式ウェブサイト（根拠資料 1-1）、教育理念は大学公式ウェブサイトや「履修要覧（ガイド・資料編）」（根拠資料 1-6）で公表している。また、本学の設置者である学校法人上智学院の公式ウェブサイト（以下、「法人公式ウェブサイト」）では、教育精神のよりどころとなる「寄附行為」を公表するとともにイエズス会の教育について紹介している（根拠資料 1-7【ウェブ】）。

これらを踏まえ、本学の各学部共通の目的を「学則」第 2 条に定めるとともに、学部・学科ごとの教育研究上の目的及び人材養成の目的を「学則」第 4 条第 6 項に定め、別表第 1 で示している。学部・学科の教育研究上の目的及び人材養成の目的は大学公式ウェブサイト（根拠資料 1-8【ウェブ】）、「履修要覧」で公表している。

大学院の教育研究上の目的及び人材養成の目的については、研究科共通の目的を「大学院学則」第 4 条に定め、研究科ごとの目的を「大学院学則」第 5 条第 2 項に定め、別表第 1 で示している。各研究科の目的は原則として博士前期課程と博士後期課程に区分して設定しているが、前述のとおり、いくつかの研究科では博士前期課程と博士後期課程に区分せず設定している。各研究科の目的は大学公式ウェブサイト（根拠資料 1-9【ウェブ】）、「履修要

覧」に公表している。

大学構成員へ建学の理念及び精神を周知するための取り組みとして、カトリック・イエズス会センターでは、キリスト教のより良い浸透と実現を目指して学生や教職員のカトリック活動を支援し、キリスト教の信仰とその精神を広く伝えるためにさまざまな活動を行っている（根拠資料 1-10【ウェブ】）。年間行事においても建学の理念や教育精神を周知するための場として活用し、11月初旬の創立記念日に「建学の精神に思いを起こす」「上智の理解」「帰属意識」などをコンセプトに掲げ、教職員全員参加を原則とする参加型プログラム（根拠資料 1-11）を実施している。近年は学生も一部のプログラムに参加している。また、教職員全員参加を原則とする1月初旬の年頭式典において、理事長及び学長から、建学の理念や中長期計画を下地に、法人及び大学をはじめとする各設置校の現況や今後の方針の説明が行われる（根拠資料 1-12）。さらに、定期人事異動の役職辞令交付式の際には、理事長から職員役職者に対して講話を行っている。これらの取り組みは、コロナ禍においてもオンラインで実施してきた。

2022 年度より、本学のルーツや教育精神に触れながら大学での学びの仕組みを理解し、入学後の 4 年間の学びを自らデザインするため入学前準備科目「学びを学ぶ」を開設した（第 4 章で詳述）。

社会に対しての周知の工夫としては、大学公式ウェブサイトにおいて「上智大学の教育研究活動等の情報公表」（根拠資料 1-13【ウェブ】）としてまとめており、一覧から各項目へアクセスできるようになっている。また、毎年「大学案内」「大学院案内」の冊子を作成し、大学、学部・研究科を紹介している（根拠資料 1-14～16）。

これらのことから、大学の理念・目的や学部・研究科の目的を学則やこれに準ずる規則等に適切に明示するとともに、教職員や学生に周知し、社会に対して公表していると判断できる。

1.1.3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

・ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学が「世界に並び立つ大学」として成長し成熟するための基本的方向性を示すために、中長期計画を「ランド・レイアウト」として定め、法人公式ウェブサイトで公表している。2001 年 5 月に「創立 100 周年 (A. D. 2013) 上智大学教育・研究・キャンパス再興 グランド・レイアウト」を公表（根拠資料 1-17【ウェブ】）、創立 100 周年を迎えた 2013 年には、次の 100 年の発展を支える基盤を強化するため、今後の 10 年ほどを見据えた将来構想として「上智学院ランド・レイアウト 2.0」（以下、「ランド・レイアウト 2.0」）を策定・公表した（根拠資料 1-18【ウェブ】）。

2014年度から2018年度にかけての前半第1期を終了し、2019年度から2023年度までの後半の5年間は第2期として、「グランド・レイアウト2.0」の骨格を活用しながら「上智学院グランド・レイアウト2.1」（以下、「グランド・レイアウト2.1」）として新たな目標を設定し取り組んでいる（根拠資料1-19【ウェブ】）。しかし、2019年度末より始まったコロナ禍の社会状況変化を受け、当初設定したアクションプランや中長期計画そのものが合致しない項目が多数出てきた。このため、5年間だった中長期計画を1年前倒しし、2023年度からの開始を目途に次期中長期計画を現在検討中である。

達成状況の進捗は、アクションプランごとにKPIを定め、その進捗状況を毎年5月に確認することで、単年度の事業計画設定に反映している（根拠資料1-20）。認証評価での結果も踏まえ、次期中長期計画での内容を設定する計画である。

これらのことから、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定していると判断できる。

1.2. 長所・特色

本学は建学の理念として、「キリスト教ヒューマニズム」の精神を根幹とする大学であり、世界の人々とともに歩む「隣人性」と「国際性」を貫く「大学」であると述べている。

本学の使命は、カトリックの伝統とイエズス会教育の特徴を受け継ぐもので、「キリスト教ヒューマニズム」に基づく人間教育を中心に据えており、「キリスト教ヒューマニズム」を基盤とする「隣人性」とは、「他者のために、他者とともに」(for Others, with Others)という生き方であり、こちらから他者の隣人となっていき、「愛をもって正義と平和」の実現に尽くすことを指す。「キリスト教ヒューマニズム」に基づく「国際性」とは、民族・文化・宗教などの多様性を認め合い、「対話」と「相互協力」によって、個々の人間と社会が価値の充満に達することを目指し、1913年の大学の開設以来これを承継している。

これら建学の理念や教育精神については、毎年11月1日開催の創立記念式典及びプログラムや年始開催の賀詞交換会へ全教職員の出席を求め、理事長、学長から伝えている。

また、新入生に対しては、2022年度から入学前準備教育として、建学の理念や大学の歴史を学ぶ「学びを学ぶ」を開講した。今年度は4月入学者約2,800人を対象に、3月から全11回の講義動画がオンデマンドで配信された。「学びを学ぶ」は、1年生から目的意識を持って各自の興味関心に合わせた履修を行い、4年間の学びを自らデザインする力を身につけることが目的で、受講生は本学の建学の理念や教育精神に触れ、大学での学びの仕組みを理解しながら、上智生としての意識を高めていくことを目的としている。動画には、本学の設立母体であるカトリックイエズス会の司祭から、本学の建学の理念や教育先進「他者のために、他者とともに」に込められた想いについて解説し、これらに基づく本学ならではの学びの特色も提供されている。

1.3. 問題点

なし

1.4. 全体のまとめ

宗教法人カトリックイエズス会を設立母体とする上智大学は、キリスト教ヒューマニズムの精神を根幹とする大学として、世界の人々と共に歩む「隣人性」と「国際性」を貫く大学であることを建学の理念とし、「他者のために、他者とともに生きる人 (Men and Women for Others, with Others)」を育成するという教育精神を掲げている。教育理念や教育研究上の目的及び人材養成の目的は、こうした建学の理念や教育精神を土台とし、各学部や各研究科（博士前期課程／修士課程ならびに博士後期課程）の設置趣旨に基づいて、「学則」ならびに「大学院学則」に定めている。教育理念や教育研究上の目的及び人材養成の目的については、大学公式ウェブサイトで公表しているほか、教育理念については、「履修要覧」においても公表している。さらに法人公式ウェブサイトでは、イエズス会教育の特色について紹介している。

こうした建学の理念や教育精神等を学内に浸透させ、構成員全員で実現するために、年頭式典や11月初旬の創立記念行事については原則教職員全員参加とし、そのなかで理解を深める企画を行うなどの工夫をしている。また2022年度にはすべての新入生を対象に、入学前準備科目「学びを学ぶ」を新設した。この科目では本学のルーツや教育精神を知り、さらに大学での学びの意味や仕組みを理解できるよう動画教材を準備しオンデマンド形式で提供している。

さらに大学の理念、目的、各学部・研究科における目的等を実現するために、基本的方向性を示す中長期計画「グランド・レイアウト」を定め、法人公式ウェブサイトで公表している。現在は、創立100周年を迎えた2013年度に次の10年を見据えて策定・公表した「グランド・レイアウト」（2014年度～2023年度）を運用しているが、2020年からのコロナ禍により地球規模で環境が劇的に変化したことを受けて、予定より1年前倒しして終了し、新たな中長期計画を策定することとした。激動の時代にあって、引き続き理念に基づく教育・研究・社会貢献を推進していくため、2023年度からあらたな中長期計画を開始する予定である。

第2章 内部質保証

2.1. 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・ 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学では、大学の教育、研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、教育研究活動の質の改善・向上に取り組むことを目的として、内部質保証に関する全学的な規程として「上智大学における教育研究の質保証に関する規程」を定め、内部質保証の方針及び手続きを規定している（根拠資料 2-1）。内部質保証の方針は大学公式ウェブサイト公表している（根拠資料 2-2【ウェブ】）。

本学では、前回の認証評価を受け、本学に合う内部質保証推進の手続きを定めたところである。学長が内部質保証システムを適正に機能させるために必要な権限・責任を有するとし、さらに 2019 年度に実施した全学自己点検・評価で判明した諸課題を改善していくために、既存の会議体のうち、学長・副学長が委員である「上智大学企画会議」を P (Plan)、各学部・研究科委員長・事務部局長を委員とする「上智大学自己点検・評価委員会」に C (Check)、学務担当副学長を議長とし、教学系事務センターの長及び事務長を中心に構成される「上智大学質保証運営会議」に A (Action) の役割を与え、2021 年度より PDCA サイクルを回し始めている。2022 年度期中では課題の改善状況の確認・評価 (Check) を行っているところであり、PDCA サイクルは一巡しておらず、新たな体制の定着に向けた運用に取り組んでいる。現在は 2019 年度に実施した全学自己点検・評価で判明した課題を改善していくために PDCA サイクルを回し始めたところである（根拠資料 2-3）。

PDCA サイクルの評価機能を担う「自己点検・評価委員会」や改善機能を担う「質保証運営会議」といった内部質保証を推進する各会議体は、学部・研究科及び事務組織の長を委員としており、内部質保証に対する大学の方針や手続きを全学的に共有しながら運営している。そのため、内部質保証のための全学的な方針及び手続きは適切に明示されていると考える。

2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制手続

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学では2018年2月に学長より「本学における質保証のあり方と全学的な検証体制について」の諮問を受け、ワーキンググループを設置して以来、内部質保証体制の構築・整備を進めてきた（根拠資料 2-4）。

2021年度には既存の会議体の位置づけを整理し、本学としての内部質保証推進組織の仕組みを整備し、5つの会議体（大学企画会議、学部長会議、大学院委員会、自己点検・評価委員会、質保証運営会議）にそれぞれPDCAの役割を与え、全学内部質保証を推進する体制を構築した（根拠資料 2-5～10）。体制構築は完了し、現在は1年目の内部質保証の取り組みとして、2019年度に実施した全学自己点検・評価で判明した事項について対応している。

「上智大学における教育研究の質保証に関する規程」に定めるとおり、本学では内部質保証推進組織として、学長・副学長から構成される大学企画会議が教育研究活動に関する企画・計画立案機能（P：Plan）を有しており（根拠資料 2-11）、大学企画会議が決定した計画・方針に従い各学部・研究科・研究センターは学部長会議・大学院委員会を経て教育研究プログラム活動（D：Do）を実施する（根拠資料 2-12～13）。各学部・研究科・センターの実施した教育研究プログラムの内容は、点検・評価機能（C：Check）を担う各学部長・研究科委員長・事務部局の長から構成される自己点検・評価委員会において定期的に評価している（根拠資料 2-14）。点検・評価結果は、学務担当副学長、教学系事務センター長、事務長を中心として構成される質保証運営会議で検証し、改善策の検討を行っている（A：Action）（根拠資料 2-15）。改善策は、学長方針として取り上げるべき事項と、質保証運営会議から直接関係部署に指示を出す事項に区分し、優先順位を付与しながら各学部・研究科・センターで実施している。

本学では、上記のように、5つの会議体で構成される本学の内部質保証推進組織は、PDCAサイクルの企画・計画立案、実施、点検・評価、検証・改善の各段階において、全学的な内部質保証の中心的な組織として内部質保証システムを円滑に連関させる役割を担っており、内部質保証体制の構築・整備の実態については適切性が担保されていると考える。例えば、現在のPDCAサイクルによる内部質保証体制は構築1年目ではあるが、学修成果の可視化に係る取り組みとして、カリキュラム・ツリーの作成支援、教学アセスメント・リストの作成支援、各種方針の策定などを円滑に進めることに寄与している。

これらのことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備していると判断できる。

2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定の

ための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2 : 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点 3 : 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

評価の視点 4 : 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 5 : 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 6 : 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 7 : 点検・評価における客観性、妥当性の確保

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針の 3 つの方針を策定するための全学的な基本方針を定めることについて、2019 年度の全学自己点検・評価での指摘を踏まえ、全学的な 3 つの方針を策定し、大学公式ウェブサイトにも明示している（根拠資料 2-16【ウェブ】）。学部・研究科の 3 つの方針についても全学的な考え方と整合が図られるように各学部・研究科において策定・見直しが行われている。

2019 年度の自己点検・評価結果を踏まえて構築された現在の内部質保証体制は 2021 年度より運用を開始したため、現時点（2022 年度）では全学レベルの内部質保証推進組織は個々の学部・研究科等の方針見直しの指示・提案をするまでは至っていないものの、2024 年度には 3 つの方針の連関性や「教学マネジメント指針」等の内容を加味しながら、全学的に 3 つの方針の見直しを図る予定である。一方、今般の全学的な 3 つの方針は、既存の各学部・研究科の 3 つの方針の独自性に配慮しつつ、大学全体の共通基盤である建学の理念や教育精神及び学則に定める教育研究の目的等を踏まえて策定したため、現時点においても一定の整合性は担保できているものと考えている。

本学における全学的な内部質保証の取り組みは、前述のとおり「上智大学における教育研究の質保証に関する規程」に定めた方針と、全学内部質保証推進組織として PDCA の各機能を担う会議体（大学企画会議、学部長会議、大学院委員会、自己点検・評価委員会、質保証運営会議）の手続きにより行われている。

各学部・研究科による 3 つの方針に基づく教育活動の検証及び改善向上の一連のプロセスについても同様に、「上智大学における教育研究の質保証に関する規程」に基づく、全学内部質保証推進組織による PDCA サイクルにより運営を支援している。

大学全体の点検・評価プロセスでは、各学部・研究科の教育研究プログラムの内容を、各学部・研究科委員長・事務部局長から構成される自己点検・評価委員会において点検・評価し、その結果を学務担当副学長、教学系事務センター長及び事務長を中心として構成される質保証運営会議で検証し、改善策の検討を行っている。全学的な実施に先立ち、実務担当者を対象とした説明会を開催しており、2022 年度の自己点検・評価にあたっては本学の内

部質保証体制や自己点検・評価の実務に関する情報を共有した（根拠資料 2-17）。

各学部・研究科の点検・評価プロセスに関しては「上智大学自己点検・評価規程」に基づき実施している。学部・研究科は本学の自己点検・評価活動において個別評価組織と位置づけしており、学部長及び研究科委員長が個別評価組織の評価委員長（兼自己点検・評価委員会委員）を務め、各組織内で点検・評価を行う実施小委員会委員を任命し行っている。教職課程に関する自己点検・評価は教学系センターと同様の位置づけで実施しているが、法令改正に伴い、教職課程における点検項目や体制を今後整備していく。

学部・研究科・その他組織における自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるために、自己点検・評価委員会の下に基本計画策定小委員会を実施前年度に設置し、基本方針、実施組織、手順などを定めた「上智大学自己点検・評価 実施概要」を策定している（根拠資料 2-18）。また、「認証評価システム」を利用することで、各組織において統一的な評価基準に基づき自己点検・評価ができるように工夫している。自己点検・評価委員会において各組織の自己点検・評価結果を評価する前に経営企画グループが総括し、学部・研究科・その他組織間での評価結果を横断的に点検し、必要に応じて各組織に追加ヒアリングを実施する等により、点検・評価結果の妥当性を高める工夫を行っている（根拠資料 2-19）。

さらに自己点検・評価委員会、質保証運営会議、大学企画会議を経た自己点検・評価結果については、大学企画会議から学外委員に諮問することで学外有識者による外部評価を実施し、自己点検・評価結果の客観性・妥当性を一層高める工夫を行っている（根拠資料 2-20）。

教育の充実や学修成果の向上に資する学内の取り組みを横断的に展開できるように、各学部・研究科が自己点検・評価結果を提出する際には、好事例を抽出できるよう設問を調整する等の工夫を図っている。自己点検・評価の結果、抽出された長所・問題点は、PDCA サイクルの検証・改善機能を担う質保証運営会議で検証し、改善策を企画・計画策定機能を担う大学企画会議に上申することで次年度以降の改善実施につなげている。

認証評価機関等からの指摘事項については、内部質保証体制のうち点検・評価機能を担う自己点検・評価委員会、検証・改善機能を担う質保証運営会議で指摘内容の確認や改善策の検討を実施した後、大学企画会議に上申し、各学部・研究科・センターで改善に向けた取り組みを実施する仕組みを構築している（根拠資料 2-21～22）。前回 2016 年度の認証評価で指摘を受けた努力課題及び改善勧告については「改善報告書」に取りまとめ、2020 年 7 月に大学基準協会へ提出した（根拠資料 2-23）。その結果、「改善に取り組んでいることが確認できる」という概評を受け、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」の指摘はなかったが、法学研究科博士前期課程の収容定員に対する在籍学生数比率が依然として低いとの指摘を受けており、継続して改善に向けて取り組んでいる。自己点検・評価の結果や認証評価結果は大学公式ウェブサイトで公表しているほか（根拠資料 2-2）、文部科学省へ提出した学部等の「設置申請書類」および「設置計画履行状況報告書（AC）」についても、抜粋版を法人公式ウェブサイトで公表することで透明性を高めている（根拠資料 2-24【ウ

ェブ】)。なお、ACについては2017年度に改善意見が付されたが、それぞれ入学定員管理の徹底や退職教員の後任補充などで適宜対応し、2018年以降は指摘を受けていない。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策の措置に関しては、「上智学院危機管理規程」第7条に基づき、新型コロナウイルス対策会議（以下、「対策会議」という。）を2020年2月に設置し、2022年12月までに33回開催している（根拠資料2-25～26）。対策会議は総務担当理事を対策本部長とし、関係副学長（後に全副学長）、学長補佐、全局長、関係グループ長・センター事務長（後に全グループ長・センター事務長）及び対策本部長が必要と認めた者で構成され、事務局を総務グループが担っている。

授業や研究遂行等の教学に関わる重要方針については、学長・副学長の下、学部長会議・大学院委員会等の意見を徴しつつ策定し、対策会議では、それ以外の課題の抽出、また教学の重要方針に連動する諸対策（学生支援施策、教職員の勤務体制、入構制限、施設利用、課外活動、学生窓口、出張や行事等の活動制限、感染防止対策等）について、所管部署が作成した案を元に検討・調整を行った。

その間、オンライン授業等に関するアンケートを、学生に対して3回（2020年春学期、秋学期、2021年度春学期）、教員に対して3回（2020年度秋学期、2021年度春学期、秋学期）実施し、その回答結果は、授業方針の策定だけでなく数々の学生支援策に活用した（根拠資料2-27～28）。

予算の支出を伴う施策については、「上智学院決裁権限規程」に基づき、通常どおりの決裁手続きを経て承認を行った（根拠資料2-29）。

新型コロナウイルス感染症に関する諸対応は、学生・教職員・一般向けには大学公式ウェブサイト、教学支援システム「Loyola」、学内掲示板を通じて周知を行った。また、構成員がとるべき行動基準については、「新型コロナウイルス対応マニュアル」（学生向け、教職員向け）を作成して大学公式ウェブサイトに掲載し、感染状況の推移に伴い、更新している（根拠資料2-30～31）。

これらのことから、方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能していると判断できる。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

<p>評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表</p> <p>評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性</p> <p>評価の視点3：公表する情報の適切な更新</p>
--

教育研究活動や財務等に関する情報は法人公式ウェブサイトにおいて毎年度の「事業報告書」として公表しているほか、大学公式ウェブサイトにおいて「上智大学の教育研究活動

等の情報公表」として教育研究活動、自己点検・評価結果、財務及びその他諸活動の状況を一覧としてまとめて公表している（根拠資料 1-13、2-32【ウェブ】）。各年度の初めには情報の最新化を行っており、情報の正確性・信頼性の担保に努めている。教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく教員養成に関する情報も大学公式ウェブサイトに公表している（根拠資料 2-33【ウェブ】）。

情報の得やすさ・理解しやすさをさらに向上するために、2022 年 12 月に公式ウェブサイトをリニューアルし、リニューアル後もこれらの情報公表が滞りなく行われるよう、該当ページを移行した。また、大学を含めた設置校のデータは「Sophia Facts」として公表しており、図表を用いたり解説を加えたりするなど工夫している（根拠資料 2-34【ウェブ】）。

これらのことから、本学では教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしており、適切性を担保できていると考える。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

全学的な PDCA サイクル等の適切性について、2019 年度の全学自己点検・評価では各組織で点検した結果を受けて、学内評価、学外評価、自己点検・評価活動全体の流れを評価する「プロセス評価小委員会」を自己点検・評価委員会の下に設置する形で実施した（根拠資料 2-35）。小委員会では一連の活動を 4 つに区分して検証し、長所や課題を「プロセス評価報告書」にまとめ、公表している（根拠資料 2-36）。検討事項として、「組織内での改善が難しいと判断した場合に提言等を上申しフィードバックできる仕組みの構築」、「根拠資料のアーカイブ化と蓄積すべき根拠資料の選定、管理の仕組みの検討」等が指摘されていたが、それぞれ質保証運営会議の設置、認証評価システムを用いた資料管理に反映されている。また、「グッド・プラクティスなどの取り組み事例の学内周知」に関しては、2022 年度末に情報共有の場を設ける予定である。このように、今回の自己点検・評価は前回の検証結果を反映して実施しており、今回の自己点検・評価活動もまた、PDCA サイクルが一巡した段階でプロセス全体を検証する予定である。

今般実施した 2022 年度の自己点検・評価は、以下のプロセスで進められた。

自己点検・評価については「上智大学自己点検・評価規程」に基づき、個別評価組織（学部・研究科・センター・研究所・事務部局等）を設置し、個別評価組織の長（学部長、研究科委員長、センター長、研究所長、局長等）が点検・評価総括者となり、自己点検・評価委員会を組織する。一方で、各組織の点検・評価結果の執筆責任者を選出し、自己点検・評価

委員会の小委員会として自己点検・評価実施小委員会を組織する。実施小委員会委員は基本方針、実施組織、手順、点検・評価項目を定めた「自己点検・評価実施概要」に基づき実施する。自己点検・評価実施小委員会でまとめた報告書を自己点検・評価委員会で承認し、質保証運営会議に提出する（根拠資料 2-37）。

報告書の内容に基づき、質保証運営会議で長所・課題の洗い出し及び対応優先順位の精査を行う。各事務部署で対応可能な事項を短期とし、学長・副学長の判断や全学的な合意が必要なものを長期として分類を行った。短期の対応事項は質保証運営会議より各事務部署に指示、全学で対応すべき事項は対処・方針内容を大学企画会議に提出し、そこで審議のうえ、発信し、改善・向上につなげている。

一例として、カリキュラムの体系性・順次性を分かりやすく示すためにカリキュラム・ツリーを 2022 年度より作成した。質保証運営会議のもとにカリキュラム・ツリー作成部会を設置し、学事センターと協働して作成方針・手順等を作成した（根拠資料 2-38）（4.1.3 で詳述）。

これらのことから、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

2.2. 長所・特色

本学の内部質保証システムは、「上智大学における教育研究の質保証に関する規程」に規定している。内部質保証推進組織として学長・副学長から構成される大学企画会議が、教育研究活動に関する重要事項等を企画し当該企画を実施するために必要な計画、方針等を決定する。大学企画会議が決定した計画・方針に従い各学部・研究科・センター等の教学組織は、教育研究プログラムを実施する。各学部・研究科・センター等が実施した教育研究プログラムの内容は、点検・評価機能を担う各学部・研究科委員長・事務部局の長から構成される自己点検・評価委員会において定期的に評価している。点検・評価結果は、学務担当副学長、教学系事務センター長および事務長を中心として構成される質保証運営会議で検証し、改善策の検討を行っている。改善策は、学長方針として取り上げるべき事項と、質保証運営会議から直接関係部署に指示を出す事項と分け、優先順位を付与しながら各学部・研究科・センター等において実施されている。この区分けにより、優先度や緊急性に応じて柔軟かつ迅速な対応が出来るよう工夫している。

2.3. 問題点

2019 年度の自己点検・評価結果を踏まえて構築された現在の内部質保証体制は 2021 年度より運用を開始したため、未だ一連の PDCA サイクルの途上であり、個々の学部・研究科等の方針見直しの指示・提案などの具体的な成果はあがっていない。今般の自己点検・評価結果を 2022 年度中に報告書として取りまとめ、2023 年に大学基準協会の認証評価を受審する予定であり、その結果も踏まえ、2024 年度には 3 つの方針の連関性・教学マネジメント指

針等の内容を加味しながら、全学的に3つの方針の見直しを図る予定である。大学基準協会の認証評価受審により、本学の質保証システムやプロセスが一巡することとなるが、全活動が終了していないために、本学の質保証システムの検証は2024年度以降となる。

教職課程に関する自己点検・評価は教学系センターと同様の位置づけで実施しているが、法令改正に伴い、教職課程における点検項目や体制を今後整備していく。

2.4. 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、本学では2019年度の自己点検・評価結果を踏まえ、2021年度より内部質保証推進体制を整備し、新たなPDCAサイクルを回し始めている。この新たなサイクルでは、学長、副学長、学部長、研究科委員長などの教員のみならず、教学系の様々な事務部局長、事務長等の職員も加わることで、教員、職員の両視点からの質保証を行うとともに、P、D、C、Aそれぞれの責任者と担当事務部署をあえて分けることにより、相互に客観性・妥当性を高める体制としている。2022年度の現段階では、PDCAサイクルを回し始めて2年目であるが、恒常的・継続的に教育の質保証および向上に取り組む体制が確立されており、大学基準を満たしているといえる。

「長所・特色」としては、改善策を学長方針として取り上げるべき事項と、質保証運営会議から直接関係する部署に指示する事項に分けることにより、すべての改善策を学長方針とする場合に比べて、より迅速な対応ができるように工夫していることである。

「問題点」としては、2023年度に大学基準協会の認証評価を受審することにより本学の質保証システムが一巡することになるが、その検証が2024年度以降となることである。

第3章 教育研究組織

3.1. 現状説明

3.1.1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

<p>評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性</p> <p>評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性</p> <p>評価の視点3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性</p> <p>評価の視点4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮</p>
--

教育研究組織については、「上智学院職制」の別表で示している（根拠資料 3-1）。本学は1913年に学校法人上智学院により開設され、2学部3学科からスタートした。学校法人は「寄附行為」第3条で「設立母体である日本カトリックイエズス会の掲げる理念を建学の土台として、「他者のために、他者とともに生きる人（For Others, With Others）」を育成するという教育精神をもって学校教育にあたること」を目的に設置していると定めている。

大学は「学則」第2条において「カトリックの伝統を受け継ぎ、キリスト教ヒューマニズムに基づき、学術の中心として、真理を探求し、広い知識と深い専門の学芸を教授し、知的、道徳的及び応用的能力の展開による人間形成につとめ、有能な社会の先導者を育成するとともに、文化の発展と人類の福祉に寄与すること」を目的として定め、大学院は「大学院学則」第4条において「カトリックの伝統を受け継ぎ、キリスト教ヒューマニズムを基盤とした能力を養うこと」を目的として設置していることを定めている。それらの目的を達成するため、現在は9学部10研究科を設置している。

全学的な教学組織として言語教育研究センター、グローバル教育センターを設置しているほか、全学共通教育、専門教育、語学教育全体のカリキュラムを連携した新たなリベラルアーツ教育を実施するため、2021年7月に基盤教育センターを設置した（第4章で詳述）（根拠資料 3-2～4）。また、2022年度より、課程センターを教職・学芸員課程センターへ名称変更し、業務内容を明確にした（根拠資料 3-5）。教職課程及び学芸員課程の自己点検・評価は従来から全学の自己点検・評価の枠組みに基づいて同センターが実施しているが、法令改正に伴い、教職課程における内部質保証体制も今後整備していく。

2016年度の認証評価以降の学部・研究科の動きは下記のとおり。

学部レベルの新たな英語コースとして、6学科が連携して運営する「Sophia Program for Sustainable Futures (SPSF)」を順次開設した。これはスーパーグローバル大学創成支援事業の構想に基づくもので、2020年9月（秋学期）より総合人間科学部教育学科及び社会科学、経済学部経済学科、総合グローバル学部総合グローバル学科、2021年9月より文学部

新聞学科、2022年9月より経済学部経営学科に開設した。同コースは、大学設置基準に定められた教育研究上の基本組織の最小単位である「学科」という基本枠組みは維持しつつ、カリキュラムレベルで6学科が協働して運営するプログラムとなっている(4.1.3で詳述)。

大学院では、国際機関や政府、民間企業など国際協力分野の第一線において多様化するグローバルな課題解決を担う人材を育成することを目的に、2021年度よりグローバル・スタディーズ研究科に国際協力学専攻(修士課程)を設置した。2023年度には大学院の修士課程として、応用データサイエンス学位プログラムの開設を予定している。同プログラムは、分野横断型の新たな大学院設置形態である「研究科等連係課程実施基本組織」として、経済学研究科、理工学研究科、地球環境学研究科の連係・協力によって運営していく。

研究活動を主体とする組織として、法人及び大学が設置する附置研究機関と大学が設置する研究機構を設置している。それぞれ上位規程を踏まえた個別の活動目的や運営方法等を規定し、各々が特色ある学術研究に取り組んでいる。

法人が設置している附置研究機関は「上智学院が設置する研究所・センターに関する規程」に基づき、キリシタン文庫、アジア人材養成研究センターを設置している(根拠資料3-6)。同規程第2条に規定された「カトリックイエズス会の教育理念に基づき、上智大学におけるイエズス会教育の深化のため、特色ある学術研究の遂行並びに、人材養成及び研究成果の学内外への発信」を目的として活動している(根拠資料3-7~8、3-18~19【ウェブ】)。

大学が設置する附置研究機関は「学則」第6条に基づき、モニュメンタ・ニポニカ、半導体研究所、グリーンケア研究所、生命倫理研究所、国際関係研究所、国際協力人材育成センターを設置している(根拠資料3-9~14、3-20~25【ウェブ】)。2020年度より、イエズス会の課題である「社会から排除された人々と歩む」ことを通して、国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)の根幹にある「誰一人取り残さない」社会の実現及び、共同研究、協働活動を通じて新たな産学連携モデルの構築を目指すため、あいおいニッセイ同和損保株式会社と共同で多文化共生社会研究所を設置した。さらに2022年7月より、人間の安全保障研究所、アイランド・サステナビリティ研究所を新たに設置した(根拠資料3-15~17、3-26~28【ウェブ】)。

研究機構は「上智大学研究機構規程」第2条に規定された建学の理念に基づいて、常設研究部門(12研究所)と時限研究部門(3研究所)を設置している。本学の特色ある学術研究の体系的、機動的、効果的な遂行、人材養成及び研究成果の学内外への発信を目的として活動している(根拠資料3-29~31、3-32【ウェブ】)。

このように、本学では建学の理念の具現化や、学問の動向及び社会の要請などに応えるため、教育研究組織の設置や改組を行っている。これらのことから、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であると判断できる。

3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その

結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の構成に関する自己点検・評価は、「上智大学自己点検・評価規程」に則り、各組織を個別評価組織と位置づけ、認証評価受審の周期に合わせて7年に2回点検・評価を行っている。各個別評価組織が点検・評価した結果を、自己点検・評価委員会で「現状」として報告書にまとめるとともに、特色のある取り組みや課題と思われる取り組みを収集する。自己点検・評価委員会が収集した情報をもとに、本学が全学内部質保証推進組織に位置づけている質保証運営会議で長所や課題を抽出し、課題点に関しては、改善の優先順位に応じた精査を行う。組織ごとに対応できる案件は質保証運営会議より改善指示が出るが、方針のように全学的な観点から対応が必要となる場合にはさらに大学企画会議で検討したのちに発出することにより、全組織で対応していく。

研究機構の点検・評価については、研究機構長、常設研究部門長、時限研究部門長、学術研究担当副学長の役職者及び研究機構会議で点検・評価した結果を、学長に報告し確認することにより実施している。研究機構会議で毎年度各研究所・センターが出している活動報告書等の様式の見直し及び確定を審議し、年度末に当年度の報告書の作成を依頼している（根拠資料3-33）。提出された報告書は研究機構長、常設研究部門長、時限研究部門長が確認のうえ、研究機構会議で学術研究担当副学長を含む各委員が確認し、「上智大学研究機構常設研究部門規程」第14条及び「上智大学研究機構時限研究部門規程」第18条に基づく評価が実施されていることを審議している。研究機構会議の審議を経て学長へ報告を行い、フィードバック結果を受けて次年度の各研究所・センターの事業計画に反映している。

法人及び大学設置の附置研究機関は、各々が定めた規則に基づき独自に運営している。一例として、半導体研究所では運営委員会を開催し、活動報告や今後の活動予定などについて共有している（根拠資料3-34）。主な活動資金を外部資金としている場合もあり、点検・評価も当該規則による委員会や学内関連規程に沿って実施している。

これらのことから、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

3.2. 長所・特色

本学は、英語による学位取得プログラムとして、国際教養学部、理工学部英語コース、大学院外国語学研究所英語教授法コース、グローバル・スタディーズ研究科グローバル社会専攻、地球環境学研究科国際環境コース、理工学研究科英語コースを有してきた。スーパーグローバル大学創成支援（SGU）に採択されたことにより、新たに文学部新聞学科、総合人間科学部教育学科・社会科学、経済学部経済学科・経営学科、総合グローバル学部総合グロー

バル学科に、学科の枠組みを越えてカリキュラムレベルで 6 学科が連携して運営する英語コース (SPSF) を展開している。

大学院ではグローバル・スタディーズ研究科に国際協力学専攻を 2021 年に開設した。定員は 1 学年 10 人、収容定員は 20 人で、「国際協力学」の修士号を取得できる。国際協力学専攻は、現代社会においては一つの国だけでは課題に対処できず、複数の国や機関・組織が力を合わせなければ解決できないグローバルな課題への対応が常に求められている。この課題への対応と持続可能な平和や経済・社会・教育開発を促進する上で、国際協力は不可欠な要素である。本専攻では、国際機関や政府、民間企業など国際協力分野の第一線において、多様化するグローバルな課題解決を担う人材の育成を目標とした。本専攻の特徴としては、①国際社会が必要としている高度な学術的能力と実践力を併せ持つグローバル人材を育てるニーズが日本において高まっていること、②国際連合や他の専門的国際機関、国際開発金融機関でも、優秀な若い日本人を登用すべく採用努力をしているが、まだそれを満たすだけの人材が確保されていないこと、③国際協力人材の養成に特化した専攻をグローバル・スタディーズ研究科に置くことにより、国際協力を特化した科目だけでなく、他の研究科の関連科目も履修できる体制を作り、大学内により学際的な新たな教育実践の場を展開することである。従来アカデミックな観点を重視した教員配置・科目構成に加えて、国際連合や他の専門的国際機関、国際開発金融機関、国際 NGO、国際企業などでの深い実務経験のある教員陣を充実させるなど、より実践的な内容を教授する教員配置・科目構成を実現しており、本格的な実践型の教育を展開している。

2023 年 4 月にはデータサイエンスを実践的に学ぶ大学院「応用データサイエンス学位プログラム (修士課程)」を開設する。日本におけるデータサイエンス教育は、これまで主として大学の理工学分野での環境整備によって進められてきた。一方で、超スマート社会 Society5.0 への対応が迫られる変化の激しい社会においては、理工学分野を専門とする人材だけでなく、ビジネスパーソンとしてデータサイエンスに関する知見を活用し、データを読み解き、課題を解決し、新たなビジネスに応用・展開する力を身につけることが求められている。「応用データサイエンス学位プログラム」は、「理論と実務の架け橋」をキーワードに、学術的な専門知識とそれを実社会で応用・展開する実践力を併せ持つ実務家の育成を目指し、開設する。社会の急速な変化に対応し、データサイエンスの知見によって課題を解決できる人材の育成に向けて、大学院の経済学・理工学・地球環境学の 3 研究科が連携し「応用データサイエンス」というテーマの下に組織化・体系化された横断型学位プログラムを設けた。これからのデータ活用社会における課題の解決に取り組み、新たな世界を切り拓く高度プロフェッショナル人材の養成を目指す。

2020 年度より、イェズ会の課題である「社会から排除された人々と歩む」ことを通して、国連で採択された持続可能な開発目標 (SDGs) の根幹にある「誰一人取り残さない」社会の実現及び、共同研究、協働活動を通じて新たな産学連携モデルの構築を目指すため、多文化共生社会研究所を設置した。さらに 2022 年 7 月より、人間の安全保障研究所、アイラ

ンド・サステナビリティ研究所を新たに設置した。

以上のとおり、建学の理念の現代的具現化や外部環境の変化に柔軟に対応するため、教育組織及び研究組織の刷新（改組転換・新設）を常に続けていることが、本学の長所・特色といえる。

3.3. 問題点

なし

3.4. 全体のまとめ

本学では建学の理念および目的の実現のため、9 学部 10 研究科 4 センターを設置するとともに、法人および大学が設置する 11 附置研究機関と研究機構 15 研究所を有し、それぞれ適切に管理運営されている。2016 年度の認証評価以降の動きとしては、6 学科が連携した英語プログラム SPSF の開設、専門・語学教育と有機的な連携をさせた全学教育のカリキュラム編成・運営を行う基盤教育センターの設置、SDGs の実現と密接に関わるアイランド・サステナビリティ研究所など複数の研究所新設、大学院における国際協力学専攻および応用データサイエンス学位プログラムの開設等があり、建学の理念の具現化や、学問動向及び社会的要請等に応えるための教育研究組織の設置・改組を積極的に進めている。また、教育研究組織の構成に関する自己点検・評価についても規程に則り定期的を実施しており、その結果をもとに改善・向上に結びつけるための仕組みとして、大学企画会議、個別評価組織、自己点検・評価委員会、質保証運営会議からなる PDCA サイクルを確立し実施している。以上より、現在の研究教育組織は大学基準を満たしているといえる。

第4章 教育課程・学習成果

4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

各学部・学科及び各研究科・専攻において、学位課程（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）ごとに学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）とともに定めている。また、2022年度より大学全体のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定めている（根拠資料2-16【ウェブ】）。

「大学全体のディプロマ・ポリシー」では、カトリックの伝統を受け継ぎ、世界の人々とともに歩む「隣人性」と「国際性」を貫く大学であるという理念のもと、生涯にわたって学び続ける姿勢を涵養し、教育精神に掲げている「他者のために、他者とともに（For Others, With Others）」生きる人の育成に主眼を置いている。また、「学則」「大学院学則」に定める教育研究上の目的や人材養成の目的と連関する形で、卒業時に身につけているべき能力を具体的に明示している。

<大学全体のディプロマ・ポリシー>

上智大学は、カトリックの伝統を受け継ぎ、キリスト教ヒューマニズムに基づく現代イエズス会教育を実践し、世界の人々と共に歩む「隣人性」と「国際性」を貫く大学であるという理念のもと、生涯にわたって学び続ける姿勢を涵養し、教育精神に掲げる「他者のために、他者とともに（For Others, With Others）」生きる人の育成を目指しています。

学士課程では、学修を通じて人間とは何かを探究し豊かな人間性と論理的に思考する力、異なる文化や価値観などの多様性を受容し新たな創造へと導く力、及び専攻分野の知識と技能を磨き社会を牽引できる力を身につけ、卒業要件を満たす学生に学士の学位を授与します。

大学院博士前期課程及び修士課程では、専攻分野の研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を身につけ、修士論文又は特定課題研究の審査と最終試験に合格し、修了要件を満たす学生に修士の学位を授与します。

同博士後期課程では、基礎となる豊かな学識を養い、専攻分野において自立した研究を行う能力、又は極めて高度の専門性を要する職業等に必要な能力を身につけ、博士論文審査と最終試験に合格し、修了要件を満たす学生に博士の学位を授与します。

同専門職学位課程では、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越し

た能力を身につけ、修了要件を満たす学生に専門職学位を授与します。

学士課程のディプロマ・ポリシーは学部・学科ごとに定めている。一例として、総合人間科学部のディプロマ・ポリシーを以下に示す。なお、専門分野の選択により国際関係論又は地域研究いずれかの学位を授与している総合グローバル学部総合グローバル学科では、2023年度より、授与する学位ごとにディプロマ・ポリシーを定め、公開・周知を予定している。

<総合人間科学部のディプロマ・ポリシー>

本学部では、学生が卒業時に身につけているべき能力や知識を次のように定めています。卒業要件を満たせば、これらを身につけたものと認め、学位を授与します。

1. 人間の尊厳を重視する態度と人間や社会に関する幅広い教養を有し、国際的な観点から総合的かつ多角的に人間や社会が直面する諸問題を理解する能力
2. それらの問題を適切な科学的方法を用いて分析し、他の専門領域の人々とも積極的に協働しながら、解決に向けて取り組む能力
3. 変化し続ける社会の中で、常に問題意識を持ち、自己研鑽に励み、人格的成長を目指す力

修士課程・博士課程・専門職学位課程のディプロマ・ポリシーは専攻ごとに定めている。一例として、総合人間科学研究科心理学専攻（博士前期課程、博士後期課程）のディプロマ・ポリシーを以下に示す。総合人間科学研究科各専攻のディプロマ・ポリシーはいずれも人間の尊厳について言及しており、教育研究上の目的及び人材養成の目的と関連した内容となっている。複数の学位を授与しているグローバル・スタディーズ研究科グローバル社会専攻及び理工学研究科理工学専攻では、領域ごとに書き分ける形で授与する学位ごとに区分している。

<総合人間科学研究科心理学専攻のディプロマ・ポリシー>

（博士前期課程）

本課程では、キリスト教ヒューマニズムに基づく人間の尊厳を守る社会を実現するために、心理学の知識の理解、研究方法の修得や実践を通し、学修の成果を研究活動として結実させ、心理学の専門家・専門職として社会に貢献できる人材の養成を目的として、学生が修了時に身につけるべき能力や知識を次のように定めています。修了要件を満たし論文審査に合格すれば、これらを身につけたものと認め、学位を授与します。

1. 基礎心理学コース、臨床心理学コースの両コース共に、心の働きの実証的理解、心と行動の普遍性およびその多様性と可塑性の理解、心理学の社会的役割の理解
2. 心を生み出す仕組み（機構）と心理学の諸理論の正確な理解を踏まえて、人間について

より深く理解する力

3. 専門職業人として、本学の建学の理念である「隣人性」「国際性」を達成するために、基礎分野および臨床分野（医療、教育、福祉等）で活かすことのできる知識や技術、それを的確に伝える力

4. 多様な他分野、多職種との連携が可能となる広い知見

5. 自身の専門領域を深め、学会などでの発表を踏まえ、修士論文としてその成果をまとめるとともに、広く発信する力

（博士後期課程）

本課程では、キリスト教ヒューマニズムに基づく人間の尊厳を守る社会を実現するために、心理学の知識の理解、研究方法の修得や実践を通し、学修の成果を研究活動として結実させ、論文の形で問うことができるようにします。「心」を探求する専門的な知識と経験を、総合的視野に立って駆使し、研究者・教育者として社会に貢献できる人材の養成を目的とし、学生が修了時に身につけるべき能力や知識を次のように定めています。修了要件を満たし論文審査に合格すれば、これらを身につけたものと認め、学位を授与します。

1. 心理学の多様な分野での知見を深め、臨床的視点をもつ研究者、研究者の視点をもつ実践家となる力

2. 科学的視点を基盤にし、様々な場で対人支援を実践できる専門家としての能力

3. 自身の専門領域を深め、学会誌、国際学会などでの発表を踏まえ、博士論文としてその成果をまとめるとともに、広く発信する力

4. 多職種連携を必要とするがん医療の分野をはじめとする喫緊の課題解決に資する能力

各学部・学科及び各研究科・専攻のディプロマ・ポリシーは、2016年度から2017年度にかけて全学的に見直しを行い、教育研究上の目的や人材養成の目的と連関する形で設定し、より具体的な内容を含む形で策定した。それ以降も毎年カリキュラム編成の見直しのタイミングに合わせて学部、学科、研究科、専攻ごとに毎年継続的に見直しを行っている。2022年度より「大学全体のディプロマ・ポリシー」を定めたことに伴い、今後は、これらを踏まえた各学部、学科、研究科、専攻で定めているポリシーの再検討を全学的に行う予定である。自己点検・評価及び認証評価の結果や、大学設置基準等の見直しや現在策定中の次期中長期計画の動向と合わせて、再検討完了後も適宜見直しを行い、内部質保証が常に有効に機能するような体制を整えていく。

ディプロマ・ポリシーは大学公式ウェブサイトで広く公表しているほか（根拠資料 1-8～9【ウェブ】）、ディプロマ・ポリシー及び「学則」に定めた卒業・修了要件を踏まえ、学部・学科や研究科・専攻ごとに卒業・修了要件の詳細や科目履修上のルールなどを定めて「履修要覧」に記載し、広く学生に周知している（根拠資料 1-6）。

これらのことから、学生が修得することが求められる学修成果を明示した卒業認定・学位

授与の方針を設定し、公表していると判断できる。

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

1. 教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に関しても、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と同様に大学全体の方針を定めるとともに、各学部・学科及び各研究科・専攻において学位課程（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）ごとに定めている。

2022年度には「大学全体のカリキュラム・ポリシー」を定めた（根拠資料2-16【ウェブ】）。学生が学位授与方針に掲げる能力を身につけるため、本学の教育の根底にあるキリスト教ヒューマンイズムの精神を学び、さまざまな学問分野、段階の科目を有機的に関連させることで、生涯にわたり学び続けられる基盤を構築できるよう、体系的なカリキュラムを編成することとしている。

<大学全体のカリキュラム・ポリシー>

上智大学は、カトリックの伝統を受け継ぎ、キリスト教ヒューマンイズムに基づく現代イエズス会教育を実践し、学生がディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に掲げる能力を身につけるため、各学部・学科及び各研究科・専攻において、必要な科目の履修順序にも配慮した体系的なカリキュラムを編成し、効果的な授業形態・教授方法を用いた教育を展開します。

学士課程では、広い知識と深い専門性が相互補完的であることを認識し、倫理的な価値観をも蔑ろにしない学修・研究姿勢を身につけるとともに、さまざまな性質・さまざまな段階の科目群を有機的に関連させることで、学生が生涯にわたり学び続けられる基盤を構築できるよう講義、演習、実習等を組み合わせ、カリキュラムを編成します。

大学院博士前期課程及び修士課程では、個々の研究課題を探究するために研究指導を通じて、学生が専門に関する知識と技能を修得できるよう講義、演習、実習等を組み合わせ、カリキュラムを編成します。

同博士後期課程では、個々の研究に沿った専門的な研究指導を通じて、学生が自立して研究できる知識と技能を修得できるよう講義、演習、実習等を組み合わせ、カリキュラムを編成します。

同専門職学位課程では、学生が高度な専門性を求められる職業を担うための技能を修得できるように講義、演習、実習等を組み合わせ、カリキュラムを編成します。

学士課程のカリキュラム・ポリシーは学部・学科ごとに定めている。一例として、文学部のカリキュラム・ポリシーを以下に示す。なお、専門分野の選択により国際関係論又は地域研究いずれかの学位を授与している総合グローバル学部総合グローバル学科では、2023年度より、授与する学位ごとにディプロマ・ポリシーを定め、公開・周知を予定している。

<文学部のカリキュラム・ポリシー>

本学部では、ディプロマ・ポリシーに沿って、専門分野別の学科編成をとっています。各専門分野を学ぶ学生ひとりひとりの関心を重視し、人格的關係に基づいた指導を行います。質の高い、一貫したカリキュラムを通して、学生と教員が一体となって、「人間を考える学問」としての人文科学研究に取り組むことができるよう、次の趣旨を盛り込んだ科目によってカリキュラムを編成しています。

1. 学部の初年次研修で、基礎的な人文科学研究の特徴・勉学態度・表現方法などを指導する。
2. 初年次から、各分野の専門教育をカリキュラムに含め、卒業時まで充実した一貫教育を行う。
3. 少人数授業やゼミナールによって、学生の自主性・分析力・理解力・表現力・対話力を集中的に養う。
4. 全学共通の外国語科目に加えて、各学科の専門的な語学教育を徹底して行う。
5. 全学科で卒業論文を必修科目として、長期間にわたる個人指導を行い、総合的な学習到達度を判定する。
6. 学科科目とは別に学科横断型のプログラムを設け、各学科の専門領域を超えた人文科学の知見を広める機会を設ける。

修士課程・博士課程・専門職学位課程のカリキュラム・ポリシーは専攻ごとに定めている。一例として、文学研究科哲学専攻のカリキュラム・ポリシーを以下に示す。グローバル・スタディーズ研究科グローバル社会専攻及び理工学研究科理工学専攻では専門分野の選択により授与する学位が異なるため、領域ごとに書き分けて区分している。

<文学研究科哲学専攻のカリキュラム・ポリシー>

(博士前期課程)

本課程では、ディプロマ・ポリシーに沿って、哲学専修コースおよび現代思想コースの2つのコースを設置し、以下のようにカリキュラムを編成しています。

1. 哲学専修コースでは、古代から中世を経て近・現代へ至る西洋哲学の歴史をふまえて、科学、芸術、文化、宗教のあり方を根本から考えるとともに、哲学の文献研究の基礎を学ば

せる。

2. 古代から近代まで哲学の古典的著作を原典（英・独・仏・ラテン・ギリシア）で精読する文献研究を開設する。
3. 現代思想コースでは、現代的な視座から哲学の根本問題を考察し、環境、生命、医療など現代社会が直面する多様な倫理的問題をとりあげる。文献研究以外に現代倫理学、美学・芸術学、東洋思想、日本思想、宗教思想などの科目を開設する。
4. 両コースに共通の必修科目「哲学総合演習 A、B」によって、各自が自分の研究を発表し、討論する機会を設ける。関心の枠を拡げ、質疑応答や意見交換によって哲学的思索を深め、共同研究のやり方を幅広く学ぶ。また授業の一部を英語で行うなど、国際的な研究水準を意識させる。
5. 入学後に各自の希望によって指導教員を決定し、個別の研究指導を通じて自分の勉学を深め、最終的には修士論文へと結実させる。
6. 後期課程進学を希望する者は、大学院生の編集する『上智哲学誌』への投稿、上智哲学会での研究発表や『哲学論集』への投稿、などを通じて、学会発表を経験させる。

（博士後期課程）

本課程では、ディプロマ・ポリシーに沿って、専門的哲学研究者（大学・短大・高専の教員）の養成を主眼とし、また国際的な舞台上で活躍できる人材を育成するようにカリキュラムを編成しています。

1. 哲学の歴史研究においては文献講読を中心とし、古代から現代までを扱う「哲学特殊研究」を複数開設する。
2. 文献研究以外に、現代倫理学、美学・芸術学、東洋思想、日本思想、宗教思想などを開設する。
3. 各自が自分の研究を発表し討論する必修科目「哲学特殊研究 A、B」を開設する。
4. 後期課程進学後に各自の希望によって指導教員を決定し、個別の研究指導を通じて自分の勉学を深め、口頭発表や論文投稿など学会活動を通じて研究成果を発表しつつ、最終的には博士論文へと結実させる。
5. 大学院生の編集する『上智哲学誌』への投稿、上智哲学会での研究発表、『哲学論集』への投稿などを通じて、学会発表を経験させる。
6. 本学の恵まれた条件を活かして海外留学を推奨する。また授業の一部を英語で行うなど、国際的な研究水準を意識させる。

一連のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとともに大学公式ウェブサイトでも広く公表している（根拠資料 1-8～9【ウェブ】）。また、「履修要覧」に記載し、広く学生に周知している（根拠資料 1-6）。「語学科目のカリキュラム・ポリシー」は言語教育研究センターのウェブサイトにおいても公表している（根拠資料 4-1【ウェブ】）。

2. 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

各学部・学科及び各研究科・専攻のカリキュラム・ポリシーは、2016年度から2017年度にかけて全学的に見直しを行い、教育研究上の目的や人材養成の目的と連関する形で設定し、それぞれが定めたディプロマ・ポリシーを踏まえ、より具体的な内容を含む形で策定した。効果的な授業形態や教育方法の展開など、履修度や科目のカテゴリーごとに、学生が理解しやすいよう具体性を持たせた説明で明示している。それ以降も毎年カリキュラム編成の見直しのタイミングに合わせて学部、学科、研究科、専攻ごとに毎年継続的に見直しを行っている。

2022年度入学者からを対象とした全学共通教育の見直し（4.1.3で詳述）に伴い、「大学全体のディプロマ・ポリシー」及び「大学全体のカリキュラム・ポリシー」の策定と合わせる形で、「全学共通科目のカリキュラム・ポリシー」「語学科目のカリキュラム・ポリシー」の見直しも行った（根拠資料4-2【ウェブ】）。

「全学共通科目のカリキュラム・ポリシー」は、新教育体系における教育課程の実施に関する基本的な考え方を説明するとともに、「キリスト教人間学」「身体知」「思考と表現」「データサイエンス」の4つのコア科目群及び「展開知」に区分し、教育内容や方法について定めている。

「語学科目のカリキュラム・ポリシー」は、「大学全体のディプロマ・ポリシー」や「大学全体のカリキュラム・ポリシー」に沿って英語、初習言語、日本語のカテゴリーごとにカリキュラムを編成していることを説明し、各言語の目的や教育内容・方法を定めている。

これらのことから、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定め、公表していると判断できる。

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ・理論教育と実務教育の適切な配置等（【院専】）

・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

1. 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

(1) 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

学士課程は「学則」第19条に基づき、全学共通科目、語学科目、学科科目を開設し、それぞれ必修科目、選択科目、自由科目に区分している。大学院は「大学院学則」第14条に基づき、授業科目の授業と研究指導によって行っている。また、各学部、学科、研究科、専攻において、学位課程（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）ごとに定めた教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に沿って教育課程を編成している。

本学では、各学部、学科、研究科、専攻に対して、毎年カリキュラム編成を検討する段階で学長及び学務担当副学長から「カリキュラム作成等に関するガイドライン」を発信し、カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性を確認している（根拠資料4-3～5）。同ガイドラインを踏まえ、各学部等においてはそれぞれの学問分野や実情に合わせた方法で検証しており、最終的に次年度カリキュラムとして提出された段階で、その内容を学長、副学長、全学部長、全教学系センター長から構成される学部長会議で協議のうえ、学長決裁を行う体制をとっている（根拠資料4-6～7）。

(2) 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

カリキュラム編成にあたって、順次性や体系性を示すために、2017年度から全学部、全研究科においてナンバリングを整備した。導入後、学問分野やレベル設定における全学的な検討を重ね、2019年度からは統一的な仕組みとして整備し運用している。これにより、学生は授業科目を選択する際に、全学部、学科、研究科、専攻、センターが開講するさまざまな科目を、ナンバリングのコードを利用して学びたい学問分野やレベルに応じて検索するなど、横断的、体系的な学びのための一つのツールとして活用できるようになっている。

さらに、授業科目群の順序性、体系性をディプロマ・ポリシーと関連付けて示すことで学生の学びの道筋をより分かりやすく明示するため、2019年度には全学部、学科、研究科、専攻においてカリキュラム・マップを、さらに2022年度にはカリキュラム・ツリーを整え、大学公式ウェブサイトや教学支援システム「Loyola」で公開している（根拠資料4-8【ウェブ】、4-9）。

単位の設定については大学設置基準第21条に定めた単位制度に基づき、「学則」第22条及び「大学院学則」第15条において、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、各授業の実施方法に応じて当該授業の教育効果、授業時間外学習等を考慮して必要な学習時間を定め、すべての科目においてシラバス上に明記している（根拠資料4-10【ウェブ】）。

各学部、学科、研究科、専攻では、「学則」第13条、第57条及び「大学院学則」第21条、第21条の2、第21条の3、第21条の4の規程に基づき、卒業要件、修了要件を定めている。これらは、カリキュラム・ポリシーに基づいて設定している科目ごとの必修、選択の別や単位数、ナンバリングなどとともに、「履修要覧」に学科、専攻ごとに記載している。

(3) 各学位課程にふさわしい教育内容の設定

ア. 初年次教育、高大接続への配慮

本学の教育精神でもある「他者のために、他者とともに生きる人」として、生涯学び続け、よりよい世界の実現に寄与するための基盤をつくる目的で、2022年度より新たな全学共通教育をスタートした。この一環として、本学入学前の学生に入学前準備科目として「学びを学ぶ」を開設した（根拠資料 4-11【ウェブ】）。本学の教育の基盤となるカトリックの歴史や精神を学ぶものや、本学での学びの全体像を示す説明、また本学で学ぶ在学生や社会で活躍する卒業生からのメッセージなど、全11回の動画シリーズで構成され、新たに本学での学びをスタートする学生が在学中に自ら学びをデザインするための一助となるよう考慮している。動画は特設ウェブサイトに掲載され、オンデマンド形式で公開している。さらに、入学後は1年次の春学期、秋学期ですべての学部・学科の学生がそれぞれの学科での専門科目の履修と並行して、全学共通必修科目の履修を通して、すべての学びに共通する汎用的な知識や力を身につける。

学部の取り組み例として、文学部では「1年生研修プログラム」を毎年秋学期に実施している（根拠資料 4-12【ウェブ】）。二部構成となっており、第一部では「横断型人文学プログラム」の成果発表会を開催し、学部横断型プログラムの最終成果を見てもらうようにしている。第二部では学科別の研修会を行っており、検索の方法やフィールドワークなど、大学での学びに必要なスキルを身につけるとともに、学科間の交流を深める機会となっている。

イ. 教養教育と専門教育の適切な配置

本学では、いわゆる教養科目を受講後に専門科目を学ぶ、という建付けにはしておらず、すべての学生が4年間を通して、全学共通科目、学科の専門科目と語学科目とを有機的に連携させながら学びの幅を広げ、深めることができるように設計している。

全学共通科目カリキュラムについては、従来、学部選出教員を構成委員とする全学教務委員会で「全学共通教育カリキュラム編成方針」を検討し、同委員会においてカリキュラムについて協議していた。2021年7月より、全学共通科目を組織として一括管理、運営する「基盤教育センター」を設置し、同センター管轄のもと全学共通科目について管理運営し、体系的な教育課程の編成を行うこととした。同センターの設置にあたり、「基盤教育センター規程」「基盤教育センター全体会議規程」「基盤教育センター領域会議内規」を策定し、同規程に則り、従来の全学教務委員会に代わる意思決定機関として基盤教育センター全体会議を位置づけ、同会議体において、全学共通科目カリキュラムに係る審議、検討を行うとともに、

学科専門科目、語学科目との有機的な連携体制構築に向けた検討を進めていくこととした（根拠資料 3-4、4-13～14）。

全学共通科目は、全学共通科目のカリキュラム・ポリシーに基づき、導入から探究・統合に至るまでのレベル（科目を5段階のレベルにナンバリング=0、100、200、300、400番台に設定）を示す縦の軸と、専門領域を超えてつなぐ横の軸（3つの科目群、8つのカテゴリ）に配置した科目で構成され、すべての学生が4年間を通して、学科科目や語学科目と有機的に連携させながら学びの幅を広げ、深めることができるよう体系的な教養教育プログラムとして構築している（根拠資料 1-6[ガイド・資料編]）。

3つの科目群は「学びを学ぶ」「コア」「展開知」で構成され、入学後はコア科目群、展開知科目群を履修する。コア科目群はさらに、すべての学びに共通する汎用的な知識や力を身につけることを目的とした、「人間理解」と「思考の基盤」から構成される。

「人間理解」科目群には、「キリスト教人間学」と「身体知」の柱を置き、精神性と身体性の両面から人間について考えさせる。「キリスト教人間学」では、100番台の1年次必修科目「キリスト教人間学「他者のために、他者とともに」」において、キリスト教ヒューマニズムに根ざし、人間を自己・他者・自然・神とのかかわりを生きる「かかわりの存在」として捉える全人的な人間理解を基盤に、人間として生きる意味を主体的に探求するよう導く。続く200番台の2年次選択必修科目には、1年次での学びをさらに深めるための「キリスト教人間学」科目群を配置している。「身体知」では、AIの導入や物事のバーチャル化が進む時代において身体意識が薄れていく中、あらためて身体性に注目することで、学生たちに身体を持った存在としての人間について考え見直す機会を与える。100番台の1年次必修科目「身体のリベラルアーツ」は、講義と実習を組み合わせ、実体験を通して考える授業を行う。200番台には選択必修で特定のトピックに係る科目を配置し、300番台以降につなげる。

「思考の基盤」科目群は、「思考と表現」と「データサイエンス」から構成される。「思考と表現」では、批判的思考と表現力を身につけることを目的とし、100番台の1年次必修科目「思考と表現」は、クリティカルシンキング（批判的思考）と表現する力を育む科目群のスタートとして、文章作成法ではなく、考えることに主眼を置いた科目である。また、200番台の科目では、読む、書く、聞く、話す、伝える、考えるといった個別の能力を高め、表現や思考の幅を広げ、それに続く上位科目には実践的・応用的な科目を配置する。

「データサイエンス」では、データを読み解き、活用する力を身につけることを目的とする。100番台の必修科目「データサイエンス概論」では、実社会でのデータ利活用について学び、200番台の科目では、データを分析するために必要な基礎スキルを身につける科目を配置している。これに続く上位科目には、数学知識が必要な科目、企業の協力により Tableau や SAS といったソフトウェアを使ったデータ分析などによる実践的な科目を配置する。

「展開知」科目群には課題解決力、創造力、豊かな人間性を陶冶するための知を身につけることを目的とした科目を配置する。同科目群の100番台導入科目としての1年次必修科

目「課題・視座・立場性を考える」は、社会にあるさまざまな課題を認識し、理解し、有効な解決策を導きだすために、自身の立場がものの見方に与える影響に気づき、多様な視座からアプローチする必要性を認識することを目的とし、オンデマンド形式で開講している。

また、グローバル教育センターでは学生がグローバル社会で通用するスキルや知識や経験を培うことができる科目を全学共通科目として開設している（根拠資料 1-6[学部科目編]）。講義科目では、国際関係、国際協力、教育、ビジネス、メディア、環境など幅広い分野の科目を開設し、その中には英語による授業科目も含まれるほか、国内外での就業・実務体験を通じて学ぶインターンシップ科目を開設している。この他、交換留学や海外短期語学／研修プログラム、実践型プログラムなど多彩なプログラムを提供している。

語学科目では英語、日本語、初習言語（ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、中国語、コリア語）のカリキュラム・ポリシーを設定し、言語教育研究センターで開講している（根拠資料 1-6[学部科目編]）。英語が必修の場合、初年次は必修科目「Academic Communication 1」「Academic Communication 2」を配置し、入学後に実施するプレイスメント・テストの結果に基づいてクラスを編成している。「Academic Communication 1」では英語運用能力とともに講義ノートの取り方、ディスカッションやプレゼンテーションの技法、小論文の書き方、情報収集の方法など、大学で学ぶ上で必要な能力も身につける構成となっている。1年次秋学期開講の「Academic Communication 2」はCLIL（内容言語統合型学習）の手法を用いてさまざまな学術分野の内容について学ぶ構成となっており、その後は興味や専門に応じて履修できる構成としている。専門的な学術分野を学ぶ「Academic English」科目群（2022年度からは語学科目から全学共通科目に移管し提供）、仕事を円滑に行うための英語スキルを修得する「Professional English」科目群、資格・能力試験準備（2021年度まで開講）及び日常業務・生活場面で使用する英語の活用を学ぶ「Practical English」科目群を開設している。

英語以外の初習言語についても初学者から段階的に学べる科目編成としており、ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、中国語、コリア語は「演習」「検定対策」のオプション科目を配置することで、上級科目履修後もさらに学べるようになっている。

日本語については、ネイティブ、ノンネイティブ（レギュラー、インテンシブ）、漢字圏のトラックごとにレベル間のスムーズなつながりに配慮したコースデザインを行うことにより、学習の体系性を実現している。

学士課程では、英語による学位プログラムとして、国際教養学部ではリベラルアーツ教育を半世紀以上にわたって実施しているほか、理工学部では物質生命理工学科にグリーンサイエンスコース、機能創造理工学科にグリーンエンジニアリングコースを開設している。

2020年度秋学期より、6学科が連携して運営する英語コースとして「Sophia Program for Sustainable Futures (SPSF)」を総合人間科学部教育学科及び社会学科、経済学部経済学科、総合グローバル学部総合グローバル学科、文学部新聞学科、経済学部経営学科に順次開設した（根拠資料 4-15【ウェブ】）。学科の専門科目に加えて、SPSFを開設している他学科の専

門科目や Sustainable Futures をテーマにした共通科目を学び、各学科の学位取得を目指すプログラムとなっている。

英語で行われる所定の授業を受講し、要件を満たした学生に対し修了認定証が授与するコースとして、法学部国際関係法学科に「AQUILA (アクィラ)」、経済学部経済学科及び経営学科に英語特修プログラムを開講している。また、指定された科目を履修し、所定の単位を取得すると修了認定証が授与するコースとして、文学部では学科の枠を超えて履修できる「横断型人文学プログラム」を開講し、「身体・スポーツ文化論コース」「芸術文化論コース」「ジャパノロジー・コース」の3コースを設置している。法学部地球環境法学科では地球環境法特修コースを設置している（根拠資料 1-6[学部科目編]）。

学士課程の取り組み状況について、一例を以下に示す。

神学部では、1～2 年次はキリスト教について基本的な理解を得るために、旧約聖書と新約聖書、キリスト教の教義の基礎、キリスト教と哲学の関係、キリスト教の歴史に関する科目を中心に配置している。3 年次からは 1～2 年次で培った基礎を土台として、専門的な学びが展開され、教義学や教会史を学ぶ「神学系」、いのちの倫理や社会倫理を学ぶ「キリスト教倫理系」、キリスト教の思想や芸術を学ぶ「キリスト教文化系」の3つの専門分野に分かれてそれぞれの専門を深める。また、編入生向けの「宣教実務系」を設置しており、4 年制大学を既に卒業し、教会教職者・宗教科教員・小教区の運営者・教理教授者・キリスト教系 NGO・NPO スタッフ等を通して教会に奉仕しようとする学生が学んでいる。

法学部では 2020 年度より、学部を 3 年で早期卒業後、法科大学院既修者コースを 2 年間で修了し司法試験を受験する法曹コースを開設した（根拠資料 1-6[学部科目編]）。多くの法律基本科目を学科の必修科目のほかに指定科目とし、コース生を優先した演習科目（「基礎演習 B（民法）」、「応用演習」、「必修演習 A（法曹コース）」「必修演習 B（法曹コース）」）も用意している。コース生は、法学部及び法科大学院の教員、弁護士チューター等の指導を受けることができる。

外国語学部ドイツ語学科では、原則として一定の成績水準を満たした全学生を 2 年次生秋学期にドイツ語圏で半年間履修する在外履修制度を設けているほか、文学部ドイツ文学科では 2 年次生秋学期に 5 名の学生を上限にデュッセルドルフ大学で所定の科目を履修する在外履修制度を設けている（根拠資料 1-6[学部科目編]）。

ウ. コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

大学院教育においては、2019 年度より全研究科、専攻において、必修科目としてコースワークを設置している。従来から開設しているリサーチワークと適切に連携することや適宜見直しを行うことを学長及び学務担当副学長から発出する「カリキュラム作成等に関するガイドライン」で全研究科に周知している。また、大学院分野横断科目として博士前期課程に「分野横断研究法」を開講し、学術研究の原理と方法を概念的に理解すると同時に、研究を効果的に進めるための情報検索、ICT、文書作成、口頭発表などの実用的スキルを高め

ることを目的としている（根拠資料 4-16）。

授業をすべて英語で行っている専攻・コースとして、総合人間科学研究科教育学専攻（英語修学）、言語科学研究科言語学専攻英語教授法（TESOL）コース（博士前期課程のみ）、グローバル・スタディーズ研究科グローバル社会専攻、グローバル・スタディーズ研究科国際協力学専攻（修士課程のみ）、理工学研究科理工学専攻グリーンサイエンス・エンジニアリング領域、地球環境学研究科地球環境学専攻国際環境コースを開設している。

博士前期課程及び博士後期課程の取り組み状況について、一例を以下に示す。

神学研究科神学専攻（博士前期課程）では、組織神学、聖書神学、キリスト教教育、宣教実務者の 4 つのコースを設置している。組織神学コースでは全世界に共通な教会法上の学位（STB、STL）、聖書神学コースでは M. Bib（Master of Biblical Studies）の学位、キリスト教教育コースでは、M. Div（Master of Divinity）の学位が取得可能となっている。宣教実務者コースは教会における奉仕の現場に携わる人々の養成を目指しており、必要条件を満たすことで、1 年間で修士の学位を取得できる。組織神学専攻（博士後期課程）では、必要条件を満たすことで教会法上の学位 STD（Sacrae Theologiae Doctor）を取得することができる（根拠資料 1-6[大学院科目編]）。

法学研究科では、修了後に専門職として企業法務部、公務員、国際機関等で活躍することを想定し、博士前期課程に専門職社会人養成コースを設置している（根拠資料 4-17【ウェブ】）。一定の要件を満たすことで博士前期課程を 1 年で修了し、修士論文又はリサーチペーパーを提出することにより、修士の学位を取得することができる。博士後期課程では、必修科目により自らの研究課題を設定するとともに関連する知識を深め、分析力を養うことを目指し、さらに選択科目により、より広い視野を身につけることに努める設定となっている。

エ. 理論教育と実務教育の適切な配置等

専門職大学院である法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）は法科大学院の教育上の理念・目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿って、公法系、民事系、刑事系の法律基本科目を配置するとともに、「法曹倫理」「模擬裁判」「エクスターンシップ」など、研究者教員と実務家教員が共同して授業を担当する法律実務基礎科目を配置している。1 年次から 2 年次、3 年次へとそれぞれの段階で、必修、選択必修、選択科目についてきめ細かく科目を配当して、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させることができるような教育課程となっている。理論教育と実務教育との架橋を学生が実感しながら、積極的に授業に取り組めるよう配慮しており、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるように編成している。

（4）教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

カリキュラムの編成に際し、学長及び学務担当副学長から発出する「カリキュラム作成等

に関するガイドライン」の作成にあたって、全学共通科目及び学部の教育課程に関しては学部長会議、研究科の教育課程に関しては大学院委員会での協議を経ることとしている（根拠資料 4-18～19）。また、各学部、学科、研究科、専攻が提出するカリキュラムも、同様の会議に付議され全学的な確認の場が設けられており、適切性についての一定の担保がされているものとするが、機能的な運用には課題もあり、内部質保証体制の構築には検討が必要と考える。

2. 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

学部では全学共通科目の「実践・経験」カテゴリーに、「キャリアディベロップメント」「つくるⅠ」を開講している。「キャリアディベロップメント」は1年次生を対象に、企業からの課題提示をもとにディスカッションを行い、その成果を企業へプレゼンテーションを通して大学生活や卒業後の社会に必要な能力を鍛える内容となっている。また、「つくるⅠ」は理工学部同窓会の協力のもと、理工系分野における「ものづくり」について学習し、実体験に基づいた各業界でのキャリア形成の事例を紹介してもらうことにより、「キャリア形成」について具体的なイメージを描けるようになることを目指している。高学年次配当科目の「つくるⅡ」ではグループでの議論・討論、さらにはプレゼンテーション技法など社会での実践力を身につけることを目的に、PBL の手法を取り入れている。この他、同カテゴリーには実践型プログラム科目、インターンシップ科目を開講している。

教職課程及び学芸員課程では、大学の理念や「教員養成に対する理念」に基づき、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、さらに、文部科学省による教職課程認定基準に則して教職課程を編成するとともに、博物館法、博物館法施行規則に則して学芸員課程を編成している。関連法令に基づいて開設することにより教育課程の体系性・順次性を担保するとともに、履修年次を指定している。単位制度の趣旨に沿った単位の設定、個々の授業科目の内容及び方法、授業科目の位置づけ（必修、選択等）に関しても、各種法令に則して整理し、「履修要覧」に示している。特に、教職課程における各教科の専門科目以外の科目においては、教職課程コアカリキュラムが設定されており、これを遵守することで一定の質が担保されるように制度化していることから、シラバスと教職課程コアカリキュラムとの整合性を常に確認して、教育課程編成に努めている。

初年次教育、高大接続への配慮に関しては、教職・学芸員課程の特質上、独立した授業科目として設定することが困難であるため、初年時に開催する履修ガイダンス等において必要な情報・認識の共有の周知・徹底を図っている（根拠資料 4-20）。キャリア教育的側面に関しては、教職・学芸員課程それ自体が職業教育として存在するため、各授業で実践的側面の内容を取り扱っているとともに、両課程に関連する毎年度のガイダンス等を通じて、両分野でのキャリア形成に向けた指導・支援を行っている。

研究科で行われているキャリア形成支援の取り組み例として、総合人間科学研究科心理学専攻では臨床心理相談室を開設し、臨床心理学コースの大学院生が実習・訓練として相談

に依っている（根拠資料 4-21【ウェブ】）。言語科学研究科言語学専攻では、日本語教育学コースの大学院生が学内では日本語教育の TA や留学生の日本語指導員として指導にあたるほか、サラエボ大学では夏期講座の日本語講師を務めるなど、研究と実践を往還しながら活動している（根拠資料 4-22～23）。専門職大学院である法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）では、現役弁護士を招いて仲裁・ADR のワークショップを毎年開催し、法律が実務でどのように用いられているのかを他大学の大学院生と切磋琢磨しながら学ぶ機会となっている（根拠資料 4-24【ウェブ】）。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数（【学士】）
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）
- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施（【院専】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

（1）各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置

大学設置基準、大学院設置基準に従い、1 年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め 35 週にわたることを原則とし、「学則」第 17 条及び「大学院学則」第 33 条に授業期間を定めている。また年度ごとに学年暦を定め、曜日ごとの授業回数の偏りはみなし曜日や祝日授業日等で調整している（根拠資料 4-25【ウェブ】）。学生のモビリティ（国際流動性）向上を目指すため、学期区分としてセメスター・クォーター併用制を採用するとともに 1 授業時間を 100 分とし、各学期 14 回（クォーター科目の場合は 8 回）の授業期間を確保している。また、大学設置基準、大学院設置基準、「学則」第 22 条の定めのとおり、授業科目の単位数は 1 単位履修に 45 時間の学修を要することを標準とし、講義及び演習は 15 時間から 30 時間、実験、実習及び実技については 30 時間から 45 時間をもって 1 単位としている。科目ご

とに必要な授業外学習時間はシラバス上に明記している（根拠資料 4-26）。主な対象を社会人学生と想定している一部の研究科（実践宗教学研究科死生学専攻、グローバル・スタディーズ研究科国際協力学専攻）では、5 限（17 時 20 分～19 時）や 6 限（19 時 10 分～20 時 50 分）に多くの授業を配置し、学生の学修環境に配慮している。

大学設置基準の趣旨を踏まえ、単位の実質化を図るとともに授業外学習時間を確保するために、履修登録単位数の上限をすべての学部、学科で設定しており、「履修要覧」各ページで学生に明示している。上限の緩和（適用外措置）は原則として認めておらず、大学として統一的に例外的措置の基準等は定めていないが、卒業予定年次の学生の場合に、学生の所属する学部長、学科長の指導、判断の範囲で適用する場合がある。ただしこれは全体として極めて稀なケースに限られている。長期休暇中に実質的な教育プログラムが実施される実践型プログラム科目（インターンシップ、サービスマーケティング、短期研修等）は、学期ごとの履修登録の上限単位数外として取り扱うよう配慮している。法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）は専門職大学院設置基準の趣旨を踏まえ、「上智大学法科大学院履修規程」第 8 条に基づき、履修登録単位の上限を設定している（根拠資料 4-27）。

2022 年 4 月から適用した全学共通科目の新カリキュラムでは、適正な履修科目数と履修科目に応じた学習時間確保の観点と、4 年間を通じた計画的な履修を促すため、1 年次における履修登録可能な全学選択科目を各学期 4 単位までとする上限を設けている。

教職課程では開放制教員養成制度に基づいて設置しており、学生の学修における中心は各学科における専門科目の履修に重点を置いている。履修単位数の上限設定が守られるように留意して履修指導を進めているが、学科の専門科目と教職課程（や学芸員課程）の履修に必要な科目との重複が比較的多い学科と少ない学科があり、後者の場合には、各学科における専門科目の学修に負担が生じない範囲で超過履修を認めている。2021 年度春学期の超過履修者数は 21 名、秋学期は 37 名であり、超過単位数や超過履修者数の数や割合は問題のない範囲に収まっていると認識している（根拠資料 4-28）。

（2）シラバスの内容及び実施

教育内容の充実及び学生に対して科目選択のための情報を提供するために、本学のシラバスでは 2014 年度より、全学部、学科、研究科、専攻、センター開講のすべての科目において、講義概要、授業の到達目標、事前事後学習の内容と見込み時間、授業計画、教科書、参考文献、成績評価方法を教学支援システム「Loyola」で明示している。さらに、コロナ禍を契機にオンラインによる授業展開の可能性が広がり、それによる高い教育効果が期待される場合は積極的に取り入れていく方針としており、2021 年度より、対面型、オンデマンド型、オンライン（同時双方向型）、これら複数の組み合わせ型といった授業実施形態もシラバス上に明記することとしている。さらに、学びの順序性、体系性を明示するためにカリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーを整備したことに伴い、各科目がディプロマ・ポリシーのどの観点に寄与するものか、科目選択の際に学生が認識できるよう、この項目もシ

ラバス上に明示している。

一例として、経済学部では各学科のカリキュラム・ポリシーに具体的な科目と修得内容についての記載があり、カリキュラム・ツリーとともに学生にとって理解しやすい内容となっている（根拠資料 4-29～30【ウェブ】）。

シラバス作成にあたっては、全学組織である FD 委員会で記載項目や内容の検討、協議が随時行われ、さらに学部長会議、大学院委員会を経て「シラバス作成の手引き」として全学に発信される（根拠資料 4-26、31）。これらの方針に基づいて過不足なく作成がなされているかどうか、学生へ公開する前に各学部長、学科長、研究科委員長、専攻主任、センター長による検証期間を設けている。確認完了の報告を義務付け、そのうえで大学公式ウェブサイトと教学支援システム「Loyola」で広く公開している。

開講所属ごとに、学期、年度終了時に、シラバス記載内容と実態に齟齬がなかったかを確認、検証するステップはまだ整備できておらず、今後の課題である。現時点では、シラバスどおりに授業が行われたかについては授業アンケートで確認している学部が多い。一例として、文学部では、授業アンケート結果に対して各教員、学科長、学部長がそれぞれコメントを付し、最終的に学部全体で共有している（根拠資料 4-32【ウェブ】、4-33）。また、外国語学部では、専攻外国語必修科目は専任教員が務めるコーディネーターの下で複数の教員によって授業が進められることから、コーディネーターが進度の把握や調整を適宜行うことで、間接的にシラバスどおりに授業が行われていることを確認する形になっている（根拠資料 4-34）。

全学共通必修科目については、基盤教育センターの下に科目カテゴリーごとに設置された管理運営組織である各領域において授業内容、評価に係る検討を行うとともに、当該科目担当教員による担当者会議でシラバス作成、授業内容の統一化を図っている。また、授業期間中もしくは学期終了後に担当者会議を開催し、授業担当教員間で各授業の実施状況の共有をしており、これを踏まえ、次年度における授業内容検討を進めていく予定である（根拠資料 4-35）。

語学科目では、英語カリキュラム委員会、初習カリキュラム委員会、日本語カリキュラム委員会において、シラバス入力締め切り後からシラバス公開日前日までのチェック体制を敷いている。英語では全嘱託教員が分担し、所定のチェック項目に従ってチェックした後、専任教員に報告する。その後、全専任教員が分担して加筆訂正箇所を授業担当者に連絡し、修正が完了したかどうかを専任教員が確認する流れで行っている（根拠資料 4-36）。

初習言語では言語ごとに専任教員がチェックを行う。ロシア語、ポルトガル語、アジア・アフリカ諸語は他学科の専任教員（言語幹事）がチェックした後、初習言語主任がダブルチェックを行う（根拠資料 4-37）。

日本語ではレベルごとに分担し、コーディネーター（全専任教員と一部の嘱託教員）がシラバスのチェックを行っている。その後、全専任教員、全嘱託教員が、それぞれの担当するレベル、科目について必要に応じて作成者に加筆修正を依頼し、コーディネーター（全専任

教員と一部の嘱託教員)が再チェックする流れで行っている(根拠資料 4-38)。

語学科目については、授業内容がシラバスどおりに行われたかを、言語教育研究センターにおいて以下の流れで点検している。

英語及び初習言語ではアンケートを2~3年に一度、日本語ではアンケートを毎年度1回実施し(2022年度以降は毎学期)、カリキュラム委員会で確認するとともに、集計結果をカリキュラム委員会で共有している(根拠資料 4-39~41)。

(3) 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

学生の主体的参加を促す措置として、先述のとおり科目ごとのシラバス内容を充実させてきたが、加えてシラバスの検索機能を向上させ、学生の興味関心に応じて横断的な科目検索、科目選択を可能にし、学生の学びの意識を高める工夫をしている。

また、オンラインを活用した反転授業やアクティブ・ラーニング、PBL型授業、COIL(Collaborative Online International Learning:国際協働オンライン学習)型授業など多様な授業形態の実践も推奨しており、高い教育効果が見込める授業展開の導入について学長主導のもと、積極的に推進している。

2022年次生から適用する全学共通新カリキュラムでは、入学前準備科目の「学びを学ぶ」視聴後に提出した課題を1年次必修科目「キリスト教人間学「他者のために、他者とともに」」の初回授業で使用し、入学後の学習の活性化を図っている。

また、必修科目「キリスト教人間学「他者のために、他者とともに」」「身体のリベラルアーツ」「思考と表現」「データサイエンス概論」「課題・視座・立場性を考える」では、グループワークや発表、学生同士で行う活動(ピアレビュー)等、学生が主体的に授業に取り組むための授業方法を取り込んでいる。

語学科目では、すべての科目においてペアワーク、グループワーク、クラス・ディスカッション、グループ・プロジェクトなどの活動を積極的に取り入れている。初習言語では机の配置を変更できる教室を活用し、授業形態に応じた配置により会話しやすい環境を促すとともに、授業参加点を20~40パーセント程度に高く設定している。

英語、日本語ではプレイスメント・テストを実施して適正なレベルから学習をスタートさせ、初習言語では既修者にプレイスメント・テストを実施し、適正なレベルに配置している。日本語ではネイティブとノンネイティブのコースを別に設定している。これらにより、学習者の習熟度、特性、ニーズに応じた教材、教室活動を実現させている。

英語必修科目と日本語科目では、各学期初回にクラス内シラバスを授業内で配付し(根拠資料 4-42)、詳細なスケジュール、テキスト、参考書、科目の狙い、到達度、授業外で求められる学習、評価について説明している。日本語科目では、予習範囲、小テスト、レッスンテスト、宿題の予定・提出日もクラス内で配布するシラバスに詳細に記載し、学生の授業時間外の学習を促している。

英語選択科目では、学生の積極的・能動的授業参加を促すため対話的に授業が進められ、

特に Academic English 科目群では批評的思考の涵養も図られている。日本語中級、上級科目では、テレビ番組、映画、インターネット、新聞、雑誌、漫画など多様なメディアを教材として活用し、授業の活性化を図っている。

英語や初習言語では学習アドバイザー制度を設け、外国語学習全般（資格試験対策、留学に係る語学力、学習方法を含む）についての相談を受け付けている（根拠資料 4-43【ウェブ】）。日本語ではコーディネーター制を設け、受講者のレベルに該当するコーディネーターが指導、助言を行っている（根拠資料 4-44）。

文部科学省の「大学の世界展開力強化事業」として、2018 年度に上智大学・お茶の水女子大学・静岡県立大学 3 大学合同の構想「人間の安全保障と多文化共生に係る課題発見型国際協働オンライン学習プログラムの開発」が採択され、オンラインで海外大学と接続し、授業内外で交流・協働を行う教育手法として COIL を活用した取り組みを行っている（根拠資料 4-45～46）。

学生の主体的参加を促す工夫として、総合人間科学部心理学科では「心理学研究法Ⅱ」において、学部生のレポートを大学院生が添削スタッフとして参加しており、学部生の主体的なレポート作成を促すとともに大学院教育とも連動させている（根拠資料 4-47）。また、心理学科 1 年次の必修科目「心理学演習Ⅰ」において、小グループ活動に 4 年次生がボランティアスタッフとして参加し、討論の活性化や授業時間外の準備学習を促進している。

理工学部では、研究科英語コースの大学院生に学部の実習科目の TA を依頼し、学生間の交流と修学支援を行っている。また、本学らしい教育実現のための改善・改革やイノベーションを起こす新たな取り組みを支援する制度として、2021 年度まで実施していた「教育イノベーションプログラム」の一環として、理工学部の希望研究室で English TA を採用し、留学生の支援にもつながった（根拠資料 4-48）。

（4）適切な履修指導の実施

学部学生には入学直後にオリエンテーション・キャンプを実施するとともに「履修登録クイックナビ」を配付し、学科ごとに細やかな履修に関する指導を受ける仕組みを構築している（根拠資料 4-49）。従来は一泊二日で実施していたが、2020 年度からはコロナ禍の影響により一時的に学内日帰りの形で実施していたが、2023 年度以降も学内で実施することが決定している（根拠資料 4-50）。

履修指導については、入学後に学年ごと又はクラス単位でクラス主任を配置し、勉学、進路、その他学生生活上のさまざまな問題について相談し、指導、助言を受けることができるほか、クラス主任とは別にアカデミック・アドバイザーを配置し、履修計画や成績などの学習全般に関する相談や、留学や単位認定などの相談について、指導、助言を受けることができる体制を整えている。従来は各教員のオフィスアワーは「履修要覧」に掲載していたが、現在は教学支援システム「Loyola」に掲載し、学生からの相談に対応できるようにしている。

また、GPA が 0.5 未満の成績が振るわない学生に対して、学年末に所属する学科から個別

に連絡をし、学生生活や勉強計画について振り返りを行い、今後の履修や勉強の進め方について相談、指導する機会を設けている。

この他に、全学共通科目及び語学科目においては以下のような履修指導も行っている。

全学共通科目では、全学部生を対象として「思考と表現」領域の学習を支援するためのライティング・ラボを、「データサイエンス」領域の学習を支援するためのデータサイエンス・クリニックを2022年5月より開設した（根拠資料4-51【ウェブ】）。開設の目的は学生を「自律した学修者」として育てる一助となることである。学生が「調査する」「調査結果を整理する」「研究の構想を練る」「書く」段階で戸惑いや不安を抱えてしまった場合に、それらを解消するため相談する場として期待される。学生は授業を履修するほかに、ラボやクリニックの利用を通じても生涯学び続ける力を養うことが可能となる。また、2022年秋学期よりセルフ学修ポートフォリオを導入し、入学前準備科目「学びを学ぶ」の動画閲覧後の目標設定やレポート提出のために使用した（根拠資料4-52）。今後は、個々の学生が4年間を通して自身の学修の記録と成果を定期的に点検し、入学後の学びにつなげる体制を築いていくことを検討している。

語学学習の支援はLLC（Language Learning Commons）において実施している（根拠資料4-53【ウェブ】）。1クラスあたり最大5名の外国語コミュニケーショングループでは、英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、中国語、韓国語で会話を中心に実施している。ライティングチューター制度（英語・日本語）では論文・レポート等に必要文章力の向上を目的としており、所定のチュータートレーニングを受講した本学の大学院生が指導を行っている。この他、それぞれの言語の母語話者と学習者の交流を図ることを目的としたLanguage Exchange、学習法や各種試験対策など語学学習に関する相談に応じる言語学習アドバイザー制度、TOEFL iBTやTOEICなどの語学検定試験の対策講座、英語のEラーニング教材の提供、図書の貸出し・DVD視聴のサービスを行っている。

大学院では各指導教員が履修指導を行っている。地球環境学研究科では留学生が多く在籍していることから、成績不振の学生の状況把握と指導、留年者や休学者の状況把握と対応を行っている。

（5）授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

本学では、受講者数40名以下の科目がおおむね70%と、少人数クラスによる教育が主体となっている。特に語学科目では30名を上限としたクラスで徹底した少人数教育を実践している（根拠資料4-54【ウェブ】）。科目の特性や学問分野によって大人数で行われる講義科目もあるが、これらも、TAの活用やオンデマンドコンテンツの活用などにより効果的な授業展開が可能となっており、適切な規模で授業を実施している。

全学共通必修科目については、各科目の開講元となる、キリスト教人間学領域、身体知領域、思考と表現領域、データサイエンス領域において、授業内容及び授業内容に応じた適正な授業規模（1クラスあたりの受講者数）、評価方法、達成目標等について決定している。

また、展開知領域においては、3、4年次で履修する選択必修科目「高学年向け科目」として位置づける科目の定義について検討・決定し、学内に周知し共有した。

すべての全学共通必修科目について、学科ごとに履修クラスを指定するブロック制としており、1クラスあたりの受講者数は各必修科目の授業の内容や実施形態に即した人数としている。初年次においては「顔の見える」人数での学びと実践を重視しており、各必修科目においては、グループワークや発表など、学生同士で行う活動（ピアレビュー等）、学生が主体的に授業に取り組むための授業方法を取り込んでいる。各必修科目の1授業（クラス）あたりの受講者数は、「キリスト教人間学「他者のために、他者とともに）」は60～80名程度、「身体のリベラルアーツ」は40名程度、「思考と表現」は60名程度、「データサイエンス概論」は100～120名程度を目安としている。

「課題・視座・立場性を考える」は1,300名程度を目安とした全1年次生が春学期と秋学期に半数ずつ受講する大人数を対象としたオンデマンド形式の輪講科目で、コーディネーターを含め12名の講義担当教員、10名のTA、10名の最終レポート評価担当教員がチームで対応している。毎回の視聴確認クイズやリアクションペーパーの提出、担当教員による質問への回答、2回の小レポート提出と学生同士のピアレビュー、TAによる提出物の内容チェックとそれに基づく担当教員からのフィードバックにより、双方向性と学生同士の交流を担保し、主体的な学びの環境を整備している。最終レポートは、学生にルーブリックを提示し、これに基づき基盤教育センターの特任教員が評価を行っている。

なお、来年度からはコーディネーターを現在の1名から3名の体制として、より細やかな学生とのコミュニケーションを図れるようにする。

語学科目では必修科目、コア科目に定員を設定している。日本語ではノンネイティブ向け科目について、1クラス25名以下に設定している。

（6）研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

大学院教育については「大学院学則」に規定しており、本学が授与する学位に関する必要事項は「上智大学学位規程」に定めている（根拠資料4-55）。一部の研究科、専攻では主として夜間に授業を開講したり（「大学院学則」第14条第2項）、早期修了（「大学院学則」第21条第3項及び第21条の2第2項～第4項）又は長期履修生（「大学院学則」第3条第3項）の制度を設けたりするなどの措置を講じて、社会人にも履修しやすい環境を整えている。研究指導に関する必要事項は「上智大学大学院における研究指導に関する細則」に定めている（根拠資料4-56）。

修了に向けた研究指導計画については、前期課程、後期課程それぞれ別に、年間スケジュールとして「履修要覧」に明示するか、研究科、専攻ごとに年度初めに別途提示することを周知している（根拠資料4-57）。これには、論文作成のプロセスを時間的な流れとともに明確に示し、十分に時間的余裕を持たせた計画となるよう促している。研究指導計画の詳細な

学生への提示については、カリキュラム編成にあたって学長及び学務担当副学長から発出する「カリキュラム作成等に関するガイドライン」にも必須対応事項として明記している。

なお、2020年度に大学基準協会へ「改善報告書」を提出した結果、いくつかの専攻の研究指導計画について、「中間報告などの年間スケジュールが事前に学生に対して示されていない」「博士前期課程と博士後期課程で同一のものとなっており、両者の違いが不明瞭」であるとの指摘を受けたが、2023年度よりすべての専攻で「履修要覧」に明示するか、年度初めのガイダンス時に明示することとしている。

各専攻では学生の研究課題に応じた研究指導を行うとともに、専門分野や年間スケジュールに応じ、中間発表会・構想発表会などで他の学生や教員から講評を受ける機会を設けたり、複数教員による指導を行ったりするなど、論文完成に向けてさまざまな手法を活用しながら指導にあたっている。

大学院教育における研究活動等の工夫として、言語科学研究科英語教授法コースでは、学生が論文集の編集委員を務めるとともに学生同士で査読を行っている。(根拠資料 4-58) グローバル・スタディーズ研究科では大学院生や若手研究者が中心となって運営するシンポジウムやワークショップシリーズを毎年開催しているほか、日本学術振興会特別研究員の申請書検討会や論文投稿に向けた草稿検討会などを行うインターゼミを開催している(根拠資料 4-59~61)。地球環境学研究科では文理横断型の特性を生かし、構想発表会や中間発表会で指導教員以外の教員から講評を受けることで学際的な知見を得る機会となっている。

(7) 実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

法科大学院ではその設置目的に従い、法制度を多角的に分析し、批判的思考能力や法的な対話能力を高めるため、教室における討論を重視した少人数あるいは適度な受講者数による教育を行っている。これによって、各授業科目において法曹として一般に必要と考えられる水準や範囲の法知識を確実に修得させ、批判的検討能力、創造的思考力、事実在即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他法曹として必要な能力の育成を図っている。そのために、各授業科目の特質に応じて、双方向的・多方向的な授業、演習として実施する授業、実習を含む授業など、教育効果を高めるためのいくつかの授業形式を採用している。また、各授業科目では、基本的な法概念が実際の裁判例等でどのように機能しているか等について、双方向授業の中で確認するよう努めている。それぞれの科目で課されるレポート等は、学生の分析力、表現力等を訓練するために課されているものであり、解答の作成方法に特化したような指導を行っている授業はない。

(8) 各学部・研究科における教育にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

学生へ公開する前のシラバスチェックは確立している一方で、前述のとおりシラバス記載内容と実施した授業との間に齟齬がなかったかを確認、検証する仕組みは学部・研究科へ一任しているため、質保証運営会議を中心に、全学的な仕組みを検討する必要があると思わ

れる。

上記のとおり（８）の点を除けば、（１）から（７）のとおり、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

<p>評価の視点１：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none">・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定・ 既修得単位等の適切な認定・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置・ 卒業・修了要件の明示・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり <p>評価の視点２：学位授与を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none">・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示・ 適切な学位授与・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり
--

1. 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

（１）単位制度の趣旨に基づく単位認定

本学では、単位制度の趣旨に基づき、各科目のシラバスにおいて到達目標を示した上で定期試験やレポート試験などを実施し、シラバスに明示した方法に基づいて成績評価を行っており、適切に単位認定を行っている。

授業時間の確保という観点では、毎年度の学年暦や学事日程を定める際に、各学期14週（各クォーター7週）の授業期間を確保している（根拠資料1-6【ガイド・資料編】）。やむを得ず担当教員が休講をした場合にも、学事日程で定める補講日に補講を行うか、代替方法により休講分を補完するよう求めている。

授業外学習時間の確保に関しては、シラバス上に授業外学習時間の目安として指示を記載することを必須としている。また、2022年度からは学部の全開講科目を対象に授業アンケートを実施し、共通の設問を用いて授業時間外に費やした時間を把握していく予定である（根拠資料4-62【ウェブ】）。

（２）既修得単位等の適切な認定

単位の認定に関しては、編入学による単位認定、入学前既修得単位認定、転部、転科によ

る単位確認、留学等による単位換算、大学間交流による単位認定等、さまざまなケースに対応している。これらの認定方法については、大学設置基準や大学院設置基準に準拠して「学則」「大学院学則」に定め、上述した単位制度の趣旨に照らして各々細則や取扱要領を整備し、適切に運用しており、「履修要覧」に明示している（根拠資料 1-6[ガイド・資料編]）。単位の認定にあたっては、認定を希望する科目のカテゴリーごとにその責任者（全学共通科目であれば基盤教育センター長、語学科目であれば言語教育研究センター長、学科科目であれば学科長等）が修得単位数、授業時間数、科目内容、難易度、成績などのさまざまな観点から検討し、適切な単位認定を行う仕組みを講じている。認定前には必要に応じて学生本人との面談により内容の確認を行うなど、適切に実施している。

（3）成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

成績評価に関する客観性、厳格性を担保する措置として、シラバス上に全学部、学科、研究科、専攻、センター開講のすべての科目において成績評価基準を「履修要覧」に明示するとともに、GPA 算出方法を全学で統一し、厳格な成績評価を行っていることが挙げられる。また、2014 年度に定めた「成績評価ガイドライン」に則って成績評価が行われている。同ガイドラインにおいては、A 評価を付与する割合は 2 割以内目安（最大でも 3 割まで）とし、客観性と厳格性を担保している。また、科目ごとの成績分布状況を教学支援システム「Loyola」で公表しており、教員が厳格かつ公平な成績評価を行うための一助としている（根拠資料 4-63）。成績評価基準については、「履修要覧」に「学力の評価・成績」という項目を設け、学生に周知している。

成績公開後の一定期間は成績評価に関する確認期間を設け、疑問がある場合は「成績評価確認願」を提出することができる。このように、公平な評価を行うための透明性も担保している。

学部の取り組み例として、法学部では「法学部成績評価の割合に関する申し合わせ」を独自に定めており、受講生総数が 30 名以上の科目について成績に偏りが生じないように配慮している。2021 年度から 2022 年度にかけて、法学部開講科目が当該基準を満たしているか否かの調査が学部の FD 委員会によって行われ、基準を満たさない科目については改善する旨の確認がなされた（根拠資料 4-64～65）。

全学共通科目、語学科目、教職課程・学芸員課程科目に関する状況は下記のとおり。

全学共通科目では 2022 年 4 月から適用した新カリキュラムについて、基盤教育センター各領域の会議及び当該科目の担当者による会議で、必修科目の授業内容、評価方法、基準について検討している。特に、必修科目については、シラバス作成段階から、授業内容と評価方法、到達目標とともに、成績評価を適切に行うための検討を重ねている。各必修科目は、複数の教員が担当しているため、特に担当教員による評価にばらつきが生じないように留意している（根拠資料 4-66）。

2022 年度春学期の成績評価確定後は、各必修科目の成績評価状況（科目ごと、評価値の

分布状況等) について、各領域の領域会議で確認し、授業実施状況を踏まえて全体的な成績評価結果を踏まえた協議を進める予定である。基盤教育センター全体会議においては、全学共通科目の2022年度成績評価に係る検証、次年度に向けた改善点(授業内容及び成績評価の適切性、等)の検討を進め、2022年度から全学的に実施している授業アンケートの科目ごとの結果についてもあわせて確認していく予定である。

すべての全学共通科目のシラバスについて、科目のカテゴリー分類ごとに領域長及び基盤教育センター長が確認している。今後は、各科目の履修者数及び成績評価分布について、基盤教育センター全体会議で報告するとともに、これを踏まえた現状の課題検証と次年度に向けたカリキュラム作成に係る検討を進めていく。

従来、全学共通科目に係る留学・編入学等の単位認定は、必修科目及び選択必修科目については、各科目の開講元の所属長が確認し、学事センター長補佐(全学共通科目担当)が確認し、認定していた。2022年度からは、必修科目については、科目を管轄する領域の領域長、選択科目については、基盤教育センター長が既修得科目に係る内容確認を行い、単位認定の適正性を確認しており、全学共通科目全般の単位認定については、基盤教育センター長が承認している。

語学科目に関しては、客観性、厳格性を担保するため、ペア・ティーチングの科目では、日本語科目、初習言語科目ごとに対応を行っている。日本語科目では、試験答案を授業内で返却するなどによりフィードバックを行うほか、評価項目ごとにパフォーマンスの得点を出し、合計の数値をレターグレードに当てはめることにより成績を出している。また、同じ科目のセクション違いは採点基準を共有している。クイズや試験では評価がセクション間でずれないように、同じレベルを担当する教員全員で試験ごとに細かい採点基準を確認している。初習言語の総合科目では、2人の教員が相談して成績評価を行っている。

教職課程・学芸員課程科目の成績評価については、教育実習・博物館実習への参加に関して一定程度厳格な判定基準(実習参加資格要件)を設けており、この判定基準に関しては、履修要覧に明記し、学生にも周知している(根拠資料4-67)。教育職員免許法施行規則の定めるところにより、教育実習を履修しない限り受講できない4年秋学期限定開講の「教職実践演習」履修開始までに、全学生に教職履修カルテの提出を義務付けているため、教職・学芸員課程センター長がこれを確認することで該当する全学生の履修・成績状況を把握できる。

教職課程の既修得単位の認定状況に関しては、教員免許法施行規則第10条の2による単位確認、第10条の3ならびに教員免許法第5条別表第1備考第5号ロによる単位認定を適正に実施しており、2021年度は3件であった。

(4) 卒業・修了要件の明示

「学則」第13条、第57条及び「大学院学則」第21条、第21条の2、第21条の3、第21条の4の規程に基づき、各学部、学科、研究科、専攻の卒業要件、修了要件を定めている。

卒業要件・修了要件は「履修要覧」に明記しており、「履修要覧」は大学公式ウェブサイトで広く公表している。

2. 学位授与を適切に行うための措置

(1) 学位論文審査基準の明示・公表、学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

全研究科、専攻の学位論文やリサーチペーパーの審査基準は「履修要覧」の各専攻のページに掲載するとともに、大学公式ウェブサイトにも公表している(根拠資料 4-68【ウェブ】)。

学位審査や修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置として、「上智大学学位規程」第 12 条第 2 項に主査 1 名及び 2 名以上の副査により構成することを定めているほか、論文審査のために必要があると認めるときは、他研究科又は学部の教員もしくは他の大学院又は研究所等の教員等を副査として招聘することができることを第 5 項に定めている。また、必要に応じて各専攻で内規、細則、申し合わせなどを定めて運用している。

(2) 学位授与に係る責任体制及び手続の明示、適切な学位授与

学位の授与にあたっては、「学則」第 57 条で「修業年限を満たし、卒業に必要な所定の授業科目の単位を修得した者については、学長が卒業を認定する」と定め、各学部・学科で定めた学位授与方針に基づいて設定した卒業要件を基準に卒業判定を行っている。学部ごとに学部教授会で判定し、その結果をもとに学長が最終的な卒業決裁を行う。

大学院は「大学院学則」第 24 条で定め、また、「上智大学学位規程」において学位授与に関する手続きについて定め、これらに則り、各研究科の研究科委員会で修了判定を行い、大学院委員会での審議を経て、最終的に学長が修了判定決裁を行う。博士の学位については、各研究科において学位授与に関する議決を行い、その後、大学院委員会での審議を経て学長が学位授与の決裁を行う。いずれも適切な手順を経て、客観性、厳格性、透明性を確保しているといえる。

(3) 成績評価、単位認定及び学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

成績評価、単位認定及び学位授与にあたり、現時点では規程などに基づいて適切に行っていると考えるが、運用上問題があれば質保証運営会議を中心に検討し、学部長会議や大学院委員会を通じて改善を支援していく。

これらのことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1 : 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定 (特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担

うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

2021 年度に大学企画会議さらに質保証運営会議において、全学的に学修成果を測定するための有効な指標の策定やその利用方法等について継続的な検討を進めた。これらの会議体における検討、協議の結果、学修成果の把握にはアセスメント・リストによる点検、評価が効果的であると整理し、アセスメント・ポリシーを制定した（根拠資料 4-69【ウェブ】）。また、質保証運営会議の下に学修成果の可視化に関する分科会を設置し検討を行い、学修成果の可視化にあたり 3 つの段階に区分し、各段階で実施すべきことを 5 点示した。第一段階では、①3 つのポリシーの点検、②カリキュラム・ツリーの作成、③シラバスの到達目標とディプロマ・ポリシーとの結びつきの確認、の 3 点の実施、第二段階では④アセスメント・ポリシー（学修成果評価の方針）の運用、第三段階では⑤ポートフォリオの運用を行うことを具体的に示し、学部長会議や大学院委員会からの意見聴取を経て順次着手している。

第一段階では学科・専攻単位でカリキュラム・ツリーを作成し、各科目（群）とディプロマ・ポリシーとの結びつきを確認した。カリキュラム・ツリーの作成に先立ち、質保証運営会議の下にカリキュラム・ツリー作成分科会を設置し、作成方法や手順について検討した（根拠資料 2-38）。

第二段階では、ディプロマ・ポリシーに示した学修成果に関して、何をどのようにできるようになったかを測定するための指標をまとめた「アセスメント・リスト（学修成果評価の一覧）」を学科・専攻単位で作成した（根拠資料 4-70）。「アセスメント・リスト」では必須とする指標、選択とする指標を学科・専攻の学問特性に応じて組み合わせ、選定した指標に基づいて 2022 年度に測定・検証を行う。その結果は今後、「教学アセスメント活動報告書」にまとめ、2023 年 6 月に自己点検・評価委員長へ提出する予定である。

学部・学科のアセスメント・リストでは、①卒業論文、卒業研究、選択した必修科目の成績評価基準、②GPA、③IR 推進室で実施している卒業時成長実感調査、④FD 委員会で実施している大学授業アンケート、⑤学科のディプロマ・ポリシーによるカリキュラム点検、⑥教学アセスメント活動報告書による総合評価の 6 項目を必須の指標としている。研究科・専攻では①修士論文、博士論文等の成績評価基準、②FD 委員会による大学院授業アンケート、

③専攻のディプロマ・ポリシーによるカリキュラム点検、④教学アセスメント活動報告書による総合評価の4項目を必須の指標としている。専門的な職業との関連性が強い看護学科や心理学専攻では、看護師国家試験合格率（看護学科）、臨床心理士資格試験、公認心理師資格試験の合格率（心理学専攻）を選択指標として選定している。

指標の開発について、総合グローバル学部では、2022年度より独自の卒業論文・卒業研究成績評価基準を定め、学生への周知も行った上で、指導において活用している。3つの評価対象及び具体的なチェック項目で構成され、点数化される（根拠資料4-71）。文学部では現在、卒業論文の採点基準については指導教員によって示しているのみだが、ルーブリック型の基準を作成し、学生に明示することを検討中である。

卒業時成長実感調査は、各学科のディプロマ・ポリシーで示している能力を学生自身がどの程度身についたかについて、卒業が確定した学生自身で自己評価をするもので、IR推進室が調査・分析を行っている（根拠資料4-72）。2020年度は対象者2,686名のうち1,363名から回答があり、回答率は50.7%であった。2021年度は対象者2,768名のうち1,479名から回答があり、回答率は53.4%であった。IR推進室から提供される2年度分の調査結果を学科で活用することとなっている。

大学授業アンケートは、従来全学共通科目に限定して行っていた授業アンケートを、2022年度よりFD委員会が実施主体となり、学部のすべての開講科目（指導科目等一部を除く）について、統一の設問を用いて全学的に実施するものである。共通設問のほか、学部・学科による独自の設問を加えることも可能とし、収集したデータを今後の教育課程及び内容、方法の改善に活用することを目指す。本アンケートの実施にあたっては、最終講義週、もしくは最終講義前週のいずれかの授業時間の一部を回答時間に充てることを義務付け、対象科目すべてのシラバス上にもこの実施に関する記載を行っている。アンケート結果は質保証運営会議、大学企画会議にも報告され、教育課程及び内容、方法の適切性に関する客観的な点検を行い、PDCAサイクルの確実な運用を目指して取り組んでいく予定である。なお、2022年度春学期（1Q科目、2Q科目、春学期科目）の全体回答率は50.6%で、集計の結果は9月の全学FDで共有した（根拠資料4-62【ウェブ】）。

FD委員会では、2021年度より3年間で全研究科が一巡する形で大学院授業アンケートを実施している。2021年度は神学研究科、文学研究科、実践宗教学研究科の3研究科（博士前期課程、博士後期課程）を対象に行われた。2022年度は総合人間科学研究科、法学研究科、経済学研究科、2023年度は言語科学研究科、グローバル・スタディーズ研究科、理工学研究科、地球環境学研究科を対象に実施予定である（根拠資料4-73【ウェブ】）。

第三段階として、2022年9月より、全学生を対象としたセルフ学修ポートフォリオを導入し、運用を開始した（根拠資料4-52）。入学前準備科目「学びを学ぶ」の動画視聴後に提出する課題を起点と位置づけている。今後、大学における学びの目標を入学前に設定し、卒業までの学びの軌跡を可視化することを目指している。

この他、英語必修科目「Academic Communication 1」「Academic Communication 2」では、

言語教育研究センターが1年間の伸長を測定するための試験（AC-TEAP）を履修者全員に義務付けており、初年次の学修成果を測定している（根拠資料 4-74～75）。

グローバル教育センターでは、大学のディプロマ・ポリシー「異なる文化や価値観などの多様性を受容し新たな創造へと導く力」の効果測定のため、留学プログラムに関しては留学効果の測定ツールである「BEVI-j」を採用し、参加前後に実施することで、質保証と PDCA を実践している（根拠資料 4-76）。

これらのことから、学位授与方針に明示した学生の学修成果をおおむね適切に把握及び評価していると判断できる。

4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・ 学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

学部・研究科の教育課程については、次年度のカリキュラムを策定する際に各学部・研究科で開設科目などの見直しを行い、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと連動しているかについても確認している。

一例として、実践宗教学研究科では、研究科委員会の下にカリキュラムワーキンググループを設置し、その中での検討を踏まえて研究科全体として定期的に点検・評価を行っており、科目名称については定期的に見直している（根拠資料 4-77）。

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、次年度のカリキュラムを策定する際や、3年ないし4年ごとに実施する自己点検・評価時に検証しており、2021年度に作成したカリキュラム・ツリー、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえ、2024年度以降に見直す予定である。

各学部、学科、研究科、専攻における教育課程及びその内容、方法の適切性については、毎年、全学的な組織である学部長会議において点検、評価を行っている（根拠資料 4-6～7）。学長、学務担当副学長名で発出する「カリキュラム作成等に関するガイドライン」で、その対応を必須として求めている項目や強く推奨している項目、取り組み状況の報告、実施にあたっては事前申請を求めている項目などについて、個別の事情などの説明を確認してその妥当性等を点検している。妥当性に欠ける説明や対応状況については、差し戻して改善を求めるが、その後の改善状況や、向上に向けた取り組みにつなげるプロセスが確立できておらず、今後、内部質保証推進体制を構築する必要がある。

全学共通科目は、2022年度より基盤教育センターにおいて点検・評価を行う。2022年度春学期末以降は成績評価分布を踏まえ、基盤教育センター全体会議において必修科目や全

学共通科目全般に関する学修成果の点検・評価を行っていく。

グローバル教育センターが提供する全学共通科目、インターンシップ（長期・短期）、交換留学や海外短期語学／研修プログラム、実践型プログラムについてはグローバル教育センター運営会議や学生留学委員会で点検・評価を行っている（根拠資料 4-78）。

語学科目は言語教育研究センターにおいて点検・評価を行っている。英語カリキュラム委員会、初習カリキュラム委員会、日本語カリキュラム委員会で科目編成、コマ数、定員等の点検を行い、次年度カリキュラムに反映させている。英語科目については、登録者数や AC-TEAP の結果を分析し、学生の能力向上につながる科目を開発、設置している（根拠資料 4-79）。

教職課程及び学芸員課程は教職課程・学芸員課程センターにおいて点検・評価を行っている。教職・学芸員課程センター長を中心にシラバス等の点検を通じて、また、教職・学芸員課程に関する全学的意思決定機関である教職・学芸員課程委員会における情報交換・議論を通じて、特段の問題が生じないように努めている（根拠資料 4-80）。

学修成果の各種指標の測定結果については学科・専攻において検証しており、2023 年 6 月に「教学アセスメント活動報告書」を作成する予定である。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、3 年ないし 4 年ごとに実施している全学の自己点検・評価を通して確認している。2019 年度に実施した全学自己点検・評価では、学部・研究科、センター、事務組織の点検結果を自己点検・評価委員会で確認後、自己点検・評価委員会の下に学内評価小委員会及び学外評価小委員会を設置し、それぞれの観点から点検・評価を行う形で実施するとともに、これら一連の自己点検・評価活動全体についてプロセス評価を実施した（根拠資料 2-35～36）。

今回は、学部・研究科、センター、事務組織の点検結果を自己点検・評価委員会で評価し、特色のある事項や課題と思われる事項を質保証運営会議へ上程する。質保証運営会議では自己点検・評価委員会から提出された資料等をもとに検討し、学内各組織へ直接改善の指示を行う。方針など、大学全体に関して改善が必要と判断した事項については大学企画会議へ上程し、改善の取り組みに向けた方針や実施計画などの策定につなげていく。

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

2019 年度に実施した全学自己点検・評価を受けて改善した事項として、カリキュラム・ツリーやアセスメント・リストの作成が挙げられる。質保証運営会議の下にカリキュラム・ツリー及び学修成果の可視化に関する分科会を設置し検討を行い、それぞれ作成見本やマニュアル等を示すなどの形で支援を行った。カリキュラム・ツリー作成により授業科目群の順序性・体系性をディプロマ・ポリシーと関連付けて可視化されたほか、アセスメント・リスト作成により学修成果・教育成果を複数の情報から把握し、結果は「教学アセスメント活動報告書」として 2023 年 6 月に学科・専攻から自己点検・評価委員会に提出される予定である。

新型コロナウイルス感染症への対応・対策措置については、2020年度から2022年度までの間でさまざまな対応を行った。まず授業形態として、対面型のみでは対応できない状況となったことから、オンライン授業への移行を行った。当初はZoomを利用した同時双方向型への単純切り替えで対応したが、ノウハウが蓄積され、オンデマンド型授業と組み合わせた反転授業など、さまざまなオンライン授業が取り入れられ、これまで気が付かなかった教育効果なども報告された。これらの取り組みについてはFDなどの機会を通して共有している(6.1.4で詳述)(根拠資料4-81【ウェブ】)。また、教員向けにオンライン授業ポータルサイトを作成し、授業形態ごとのQ&Aや注意点、さらには著作権に関する情報の提供などで支援を行った。教職課程では、教育実習や介護等体験・活動の実施に関して、文部科学省の通知に従って適切に対応した。

学部・研究科の例として、国際教養学部では2020年5月から初めてオンライン講義を実施するにあたり、学生に慣れてもらうため、授業開始前の4週間にわたってOnline Student Outreachと題して各教員がサンプル講義を行った(根拠資料4-82)。

経済学研究科では渡日できない留学生への対応が必要となり、修士論文の中間発表や論文審査、博士論文の論文審査をオンラインで実施した。地球環境学研究科では、海外で実施していたフィールドワークを国内に切り替え、宿泊先の各部屋からオンラインでミーティングを行うなどの措置を講じ、感染防止に努めながら実施した(根拠資料4-83)。

各学部・研究科等の教育活動に係る新型コロナウイルス感染症への対応・対策は、教育の質の維持・向上の観点から適切かつ有効であったと考える。

これらのことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

4.1.8. 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。(大学院の専門職学位課程)

評価の視点1：メンバー構成の適切性(【院専】)

評価の視点2：教育課程の編成及びその改善における意見の活用(【院専】)

1. メンバー構成の適切性

法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)では専門職大学院設置基準に基づき、「上智大学法科大学院自己点検・評価に関する規程」に教育課程連携協議会に関する事項を定め、これまでの外部評価委員会を2019年度より教育課程連携協議会へ再編した。教育課程連携協議会は年1回開催し、法科大学院長が指名する委員長(本学教員)と4名の外部委員から構成される。うち2名は本法科大学院以外の教員、ほか2名は長年法律実務に従事している実務家である。協議会の概要は、法科大学院ウェブサイトにて公表している(根拠資料4-84、4-85【ウェブ】)。

2. 教育課程の編成及びその改善における意見の活用

協議会からの意見は、法科大学院長及び自己点検評価・FD 委員会を通じて教務委員会等に伝達し、各委員会での議論の後、教育活動への反映を行っている。一例として、2020年9月開催の教育課程連携協議会ではコロナ禍でのオンライン授業やオンラインでの試験に関する意見交換を行い、本学で試験を実施する際の参考とした（根拠資料 4-86）。

これらのことから、専門職大学院において教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させていると判断できる。

4.2. 長所・特色

2017年度から全学部、全研究科においてナンバリングを整備した。さらに、授業科目群の順序性、体系性をディプロマ・ポリシーと関連付けて示すことで学生の学びの道筋をより分かりやすく明示するため、2019年度には全学部、学科、研究科、専攻においてカリキュラム・マップを、さらに2022年度にはカリキュラム・ツリーを整えた。

2022年4月に開始した「基盤教育」は、学生ひとりひとりが、専門分野の知見を深めるだけでなく、生涯学び続ける力の基礎を身につけた「自律した学修者」となるための新たな取り組みである。現代は、急速なグローバル化、技術革新が進行する世界は、環境問題、格差問題など、より複雑で多様な課題を抱えている。このような社会変化の激しい時代に求められるのは、既存のものを疑う批判的思考、未来を展望する力、新たなものを作り出す創造力、そして、それらの根底にある豊かな人間性であり、これらは大学を卒業した後も学び続けるための基盤となるものである。新しい上智大学の学びでは、全学共通科目は専門科目を学ぶ前の基礎教養教育ではない。学部・学科の専門分野とともに、すべての学生が4年間を通して学ぶ科目として重要な役割を担っている。課題認識から探究・統合にいたるまでのレベルを表す縦の軸と、専門領域を超えて繋ぐ科目群構成を表す横の軸で展開している。これらが、学科科目（各学科の専門科目）や語学科目と有機的に結合し、自ら学び続ける学修者となるための学びを実現することを目指している。高校までと大きく変わる大学での学びであるが、その移行をスムーズにし、入学後の学びを充実したものとするためには、大学で学ぶための準備が重要である。そのために「学びを学ぶ」を設けた。「学びを学ぶ」では入学前に学びの全体像を眺め、上智大学で学ぶことの意味や教育の特色を理解し、4年間の学びのイメージを俯瞰的につかむことを目指している。入学前準備科目「学びを学ぶ」は、単位認定はされないがオンデマンドで履修する。本学での学びの特色をしっかりと理解したうえで、最初の履修登録から自分の学びを主体的にデザインできるよう、2022年度入学者から実施している。「学びを学ぶ」では、建学の理念や大学の歴史など、一般的に初年次教育で扱われる内容もカバーしているが、それらを抜きにして本学での学びを理解してもらうことはできないと考えている。

4.3. 問題点

カリキュラムについては、学長、学務担当副学長名で発出する「カリキュラム作成等に関するガイドライン」に沿っているかの妥当性等を点検している。妥当性に欠ける説明や対応状況については、差し戻して改善を求めるが、その後の改善状況や、向上に向けた取り組みにつなげるプロセスが確立できておらず、今後、内部質保証推進体制を構築する必要がある。

学生へ公開する前のシラバスチェックは確立している一方で、シラバス記載内容と実施した授業との間に齟齬がなかったかを確認、検証する仕組みは学部・研究科に一任する体制となっている。検証から改善・向上に向けた全学的な内部質保証の取り組みを進めるためには、全学的な仕組みを検討する必要がある。

質保証運営委員会において、学修成果の可視化のための具体策が検討された。第一段階として、3つのポリシーの作成方針を制定し、カリキュラム・ツリーが作成された。第二段階としてアセスメント・リストが制定され、各学部・学科、研究科・専攻等は教学アセスメント実施のために「アセスメント・リスト」を作成した。各学部・学科、研究科・専攻等はリストに沿ってアセスメントした結果について、2023年6月に自己点検・評価委員会に報告することになった。アセスメント・リスト報告書については、本学の自己点検・評価実施年度である2022年度中の提出とならなかった。

また、第三段階として、学生自らが身に付いた能力を説明できるように「4年間のリフレクション」を促進するためにポートフォリオを構築したが、2022年度は一部の機能の稼働に留まっている。

本学は、2018年にお茶の水女子大学と静岡県立大学の3大学合同で、文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に「人間の安全保障と多文化共生に係る課題発見型国際協働オンライン学習プログラムの開発」をテーマとして申請し採択された。「大学の世界展開力強化事業」は、米国等の大学との国際協働オンライン学習プログラム（Collaborative Online International Learning = COIL）を構築する日本の大学に対し支援が行われた。COILはICTを用いてオンラインで海外大学との交流をおこなう教育手法で、新たな国際交流の形として、あるいは既存の授業科目や留学プログラムをより充実させる手段となっているが、補助事業が2022年度に終了する。補助事業終了後のCOILの運営について検討する必要がある。

4.4. 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、本学は授与する学位ごとにディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定め公表するとともに、体系的な教育課程が編成され、学位授与が適切に行われている。さらに、ディプロマ・ポリシーに示した学修成果の修得状況をGPA、卒業時成長実感調査、大学授業アンケートなどにより把握し評価を行っており、大学基準を満たしているといえる。

「長所・特色」として次の2点を挙げる。①カリキュラム・ポリシーに基づき、各学位課

程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成できていることを示すため、全学部、全研究科において2017年度から科目のナンバリングを実施、2019年度には授業科目群の順序性、体系性をディプロマ・ポリシーと関連づけて示すためにカリキュラム・マップを、さらに2022年度にはカリキュラム・ツリーを整えたこと。②学生ひとりひとりが、専門分野の知見を深めるだけでなく、生涯学び続ける力の基礎を身につけた「自律した学修者」となるための新たな取り組みとなる「基盤教育」を2022年4月から開始したこと。

「問題点」としては、学生へ公開する前のシラバスチェックが確立している一方で、シラバス記載内容と実施した授業との間に齟齬がないかを確認、検証する仕組みを学部・研究科に一任する体制となっており、大学全体での統制力という点において改善の余地がある、といった点が挙げられる。

第5章 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

1. 学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、大学全体で設定しているほか、学士課程では学部・学科単位、博士前期課程／修士課程、博士後期課程、専門職学位課程では専攻単位に区分して設定している。

大学全体のアドミッション・ポリシーは次のとおり。

＜大学全体のアドミッション・ポリシー＞

本学は、カトリシズムの精神を基盤に、次の4つを柱とする人材養成を教育の目標としており、それらを高めたいと望む学生を受け入れます。

1. キリスト教ヒューマニズム精神の涵養

本学の建学の理念であるキリスト教ヒューマニズムに触れてこれを理解すること、他者や社会に奉仕する中で自己の人格を陶冶すること、真理の探究と真の自由を得るために自らを高めること。

2. 他者に仕えるリーダーシップの涵養

他者のために、他者とともに生きる精神-” For Others, With Others” -を育むこと、社会から受ける恩恵を自覚し、それにともなう責任感を抱くこと、リーダーシップに必要な基礎能力を培うこと。

3. グローバル・コンピテンシーの養成

グローバル・イシューへの関心を抱くこと、複数の言語でコミュニケーションできること、さまざまな文化の違いを理解し、その違いを肯定的に受け止め、それらのかけ橋となれること。

4. 幅広い教養と専門分野の知識・能力の修得

幅広い教養やコミュニケーション能力など社会人としての基礎能力、専攻する学問分野における専門的知識・能力を修得すること。

上記を学力の3要素に対比させると、1・2に関連して、「主体性・対話性・協働性」を高めたいこうとする人、3に関連して、「思考力・判断力・表現力」を深めたいこうとする人、4に関連して、「知識・教養・技能」の獲得を目指そうとする人を本学は求めています。

「求める学生像」は大学全体のアドミッション・ポリシーに明示するとともに、学部・学科のアドミッション・ポリシーは「以下のような学生を受け入れます」、大学院のアドミッション・ポリシーは「次のような資質を持つ学生を求めています」の形で明示している。

一例として、総合グローバル学部のアドミッション・ポリシーは以下のとおり。

＜総合グローバル学部のアドミッション・ポリシー＞

知的な関心と意欲を主体的努力によって伸ばし、グローバルな共生社会の形成に貢献しようとする以下のような学生を受け入れます。

1. グローバル化する世界が呈する正負の諸側面に対する大きな関心を抱き、高等学校在学中の現代社会に関わる授業等を通して一定の知識を有する者。
2. 世界を構成するさまざまな地域や人々の多様性がもたらす人類の社会と文化の豊かさに対する大きな関心を抱き、高等学校在学中の地理、世界史に関わる授業等を通して一定の知識を有する者。
3. 物事に対して根拠に基づいた論理的な思考ができ、かつ主体的に取り組むことができるよう努力を重ねてきた者。
4. グローバル化する世界の動きを理解するのに必要な基本的な文献を読解することのできる英語能力を有している者。

修士課程・博士課程・専門職学位課程のアドミッション・ポリシーは専攻ごとに定めている。一例として、グローバル・スタディーズ研究科地域研究専攻及び法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）のアドミッション・ポリシーを以下に示す。

＜グローバル・スタディーズ研究科地域研究専攻（博士前期課程）のアドミッション・ポリシー＞

本課程は、次のような資質を持つ学生を求めています。

1. 東アジア、東南アジア、南アジア、中東、アフリカ、ラテンアメリカ、ヨーロッパなど諸地域における個別的な諸現象・問題ならびにグローバルな諸問題を理解するために必要な基本的な文献を理解するための言語能力を有する学生
2. 社会的・学問的な探求心と向上心を持ち、特定の課題に対して論理的思考を重ねた論述ができ、かつ主体的に取り組む姿勢を有する学生
3. グローバルな市民社会と、ローカルな多様性を支えるために、実践的に社会に貢献できる専門家となることを志向する学生

＜グローバル・スタディーズ研究科地域研究専攻（博士後期課程）のアドミッション・ポリシー＞

本課程は、次のような資質を持つ学生を求めています。

1. 論理的思考に基づいた研究課題に取り組んだ実績がある学生

2. 研究課題解明に必要十分な資料入手と分析に必要不可欠な言語能力を有する学生
3. 地域社会及び社会への貢献を、学問分野と実践の上から志向する学生

＜法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）のアドミッション・ポリシー＞

本課程は、次のような資質を持つ学生を求めています。

1. 「法務博士」取得後に、法律家として、社会に貢献する明確なヴィジョンと意欲のある学生
2. 「他者のために、他者ととともに」(for Others, with Others) という本学の教育理念を理解し、キリスト教ヒューマニズムを基礎に持った法律家として社会に貢献できる学生
3. 上智の校章、校歌にもある「Lux Veritatis (真理の光)」の理念、要請に応じられる、勢いにおもねらない、物事の本質を見極めることができる智を備えた真の法律家になる意思と素養を持った学生

アドミッション・ポリシーは大学公式ウェブサイトで公表しているほか、「入学試験資料」等の刊行物にも掲載し、周知している（根拠資料 1-8～9【ウェブ】、2-16【ウェブ】、5-1）。公表においては、大学公式ウェブサイト上に、志願者をはじめとする閲覧者が目にすることができるよう導線を工夫している。

2. 学生の受け入れ方針の設定

入学前の学習歴、学力水準、能力等について具体的な数値基準として明示していないが、学士課程においては「入学試験資料」の「各入試における制度趣旨」で、各入試制度で求める学生像をより具体的に示している。また、学校推薦型入試などでは、出願基準として外国語能力基準や評定平均値の基準を定めている。入学希望者に求める水準等の判定方法も同様に、学士課程においては「各入試における制度趣旨」の中で具体的に示している。

アドミッション・ポリシーを含む3つのポリシーは、2016年度から2017年度にかけて全学的に見直しを行い、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーと整合するように作成した。それ以降も学科、専攻ごとに継続的に検討を行っている。今後は、自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、大学設置基準等の見直しや現在策定中の次期中長期計画の動向と合わせて、3つのポリシーの再検討を行う予定である。再検討完了後も適宜見直しを行い、内部質保証が常に有効に機能するような体制を整えていく。

それぞれの学部・学科、研究科・専攻は多様な学生を受け入れる立場から、入学前の学習歴、学力水準、能力等についてアドミッション・ポリシーに一律に明示することは難しいと考える。このため、どのような入試を課しているか、という観点から、適切な入試方法により可否の判定を行っている。

これらのことから、学生の受け入れ方針を定め、公表していると判断できる。

5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

<p>評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定</p> <p>評価の視点 2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供</p> <p>評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備</p> <p>評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施</p> <p>・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施</p> <p>評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施</p> <p>・オンラインによって入学者選抜を行う場合は、その選抜における公平な受験機会の確保についても確認（受験者の通信状況の考慮等）。</p>
--

1. 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

転部・転科、学士入学、再入学を除くすべての学士課程、修士・博士・専門職学位課程の学生募集活動は学事局入学センターが統括して運営している。

学生募集については、大学公式ウェブサイトを受験生サイトを設け、オープンキャンパスや進学相談会などのイベント情報や入試情報を更新している（根拠資料 5-2【ウェブ】）。毎年、四谷キャンパスでオープンキャンパスを実施し、各学科の教員と学生が相談に応じているほか、大阪サテライトキャンパスではミニオープンキャンパスを実施している（根拠資料 5-3【ウェブ】）。2022年度はイベントにより人数制限を設けて対応するなど、感染防止に配慮しながら実施した。

また、アドミッション・アドバイザーとして任命された職員が学内外で開催する進学相談会で入学試験制度の説明や各種相談にあたりるとともに、教員が高校や予備校等に出向き、専門分野の紹介や本学の入学試験制度、教育の特色等を説明する出張授業を行っている。

コロナ禍以降は入学センター公式 YouTube チャンネルを開設し、入試情報や大学紹介に関する動画を公開している（根拠資料 5-4【ウェブ】）。

学士課程の入学者選抜は、求める資質、能力に合致した選考方法が定められ、毎年度細かな見直しを行っている。またアドミッション・ポリシーに掲げる多様な入学者を受け入れるために複数の入試制度を設けている。例えば、中等教育までを海外の学校で就学した者を積極的に評価する海外就学経験者入試や、中等教育をカトリック学校で学んだ者を積極的に受け入れるためのカトリック高等学校対象特別入学試験などを設けている。

なお、2020年度までの本学の一般選抜は、「TEAP 利用型」と「学科別」の2つの方式であったが、2021年度以降は「TEAP スコア利用型」「学部学科試験・共通テスト併用型」「共通テスト利用型」の3つの方式とした。

TEAP スコア利用型は、TEAP もしくは TEAP CBT のスコアが必須である代わりに、すべて

の学部学科試験で英語の試験が課されない方式である。学部学科試験・共通テスト併用型は、大学入学共通テストの点数と、学部学科試験の点数の合計で合否を判定する方式である。共通テスト利用型は、共通テストの結果のみで合否を判定する方式である。

修士・博士・専門職学位課程の入学選抜は求める学生像に合わせ、各研究科・専攻が選考方法を定めている。入学選抜は9月と2月に実施しているほか、グローバル・スタディーズ研究科グローバル社会専攻、理工学研究科、地球環境学研究科では秋入学者を対象とした入学選抜を行っている。

学部、大学院とも出願資格などの詳細は入学試験要項に明示している（根拠資料 5-5）。

学生募集の工夫として、学部・研究科では以下の取り組みを行っている。

文学部では、中学校・高等学校の教員を志望する学生に対し、教職ガイダンスの一環として学部1年次から修士課程への進学について説明する機会を設けている。

外国語学部では独自のウェブサイトを開設し（根拠資料 5-6【ウェブ】）、各学科のページで専任教員や卒業生、留学経験者を主とする在学生在がブログ風のエッセイを執筆し、一定の頻度で更新を行っているほか、語劇祭など学科生を主体とする課外活動や出版物（例：英語学科 ANGLES）などを紹介している。これらを通じ、専攻語及びその言語圏の文化等に対する関心を受験生に喚起することに各学科とも努めている。

国際教養学部ではリクルートメント委員会を設置し、全学で実施しているオープンキャンパスでの体験授業と個別相談以外に、高校への出張授業や大学入試フェアへの参加を行っている。理工学部ではオープンキャンパス時にラボツアーを開催し、学部学生や大学院生が各自の研究活動を受験生にわかりやすく説明する機会にもなっている（根拠資料 5-7【ウェブ】）。また、神学部では所属教員が年に一回高校生向けの授業や課外での修養会等を通して情宣活動を行っているほか、総合人間科学研究科看護学専攻ではポスターを作成し、学部生の病院実習の際に各教員が持参して看護部長などに依頼している。

研究科では入試説明会を複数回実施している専攻があるほか、コロナ禍ではオンラインで開催するなどの工夫をして募集活動を行った。

2. 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

大学公式ウェブサイトでは、入試案内、入試制度概要、入学試験要項等の応募に必要な情報に関連して、学費や奨学金に関する情報にもアクセスできるよう工夫している。

3. 入試委員会等、責任所在を明確にした入学選抜実施のための体制の適切な整備

体制に関しては、学部入試、大学院入試ともに、高大連携担当副学長が入試実施本部長となり、募集広報、出願受付、入試実施、入学手続きに至るまでのプロセスを統括している（根拠資料 5-8）。事務手続きは各学部・学科及び各研究科・専攻の単位ではなく、学事局入学センターが一括して運営している。書類選考、入学試験の実施はすべて入学センターが管理運営し、合否については各学部・学科及び各研究科・専攻での判定会議を経て入試実施本部

長から学長へ報告し、「学則」第24条第2項に定めたとおり、学長が決裁し入学を許可している。これらの手続きは、公正に行われているといえる。

方針に沿った学生の受け入れが適っているか否かは、日々の教育・指導を通じて各学部・学科及び各研究科・専攻が行っているほか、入試種別ごとに学生の成績状況の追跡調査も行っている。

4. 公正な入学者選抜の実施

学部・研究科の入学試験要項や入試統計など入試に関する情報は、大学公式ウェブサイトに公表している。入学者選抜は入学試験要項に基づいて実施し、選抜方法の変更を予定する場合も、あらかじめ大学公式ウェブサイトに公表している。筆記試験の結果は適正かつ客観的な得点処理を行い、どの試験科目を選択しても公平に判定できるように実施している。入学者選抜実施後は、一般入試の解答及び標準的な解答例を大学公式ウェブサイトで公開し、不合格者に対し、希望により第1次試験の得点を開示するとともに、一般入試、特別入試の志願者数や合格者数は大学公式ウェブサイトで公開している（根拠資料5-2【ウェブ】）。

5. 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

合理的配慮に関しては、受験に際し、特別な配慮を必要とする志願者には申請期間を設けて個別に対応している。また、入試における新型コロナウイルス感染症に関する対応として、2021年度入試（2020年度に実施）においては面接試験を中止して書類選考への変更、オンライン面接への変更、外部試験を免除するなどの対応を行った。2022年度入試（2021年度に実施）では、渡日できない海外からの志願者に対してオンラインで口述試験を行うなどの対応を行った。

これらのことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

2016年度の機関別認証評価において学生の受け入れに関して指摘を受けた事項は、2020年度にその後の進捗状況を「改善報告書」として大学基準協会へ提出した。法学研究科博士前期課程では収容定員に対する在籍学生数比率が依然として低いとの指摘を受けたものの、

法学研究科以外については改善が認められるとの評価を受け、対応している（根拠資料 2-23）。

2022 年度の各学部及び学科の収容定員充足率は 1.02～1.18 の範囲内となっており、学士課程全体及び各学部・学科の在籍学生数は収容定員に対して適正な数を維持している。編入学定員は神学部のみ設定しており、2016 年度の機関別認証評価において定員管理について努力課題の指摘を受けたが、現在は適正に対応している。

各研究科・専攻については、2022 年度の各研究科の収容定員充足率は、修士課程（博士前期課程）では神学研究科、文学研究科、法学研究科が 0.5 未満、博士課程（博士後期課程）では法学研究科が 0.33 未満と低く、言語科学研究科博士後期課程が 2.00 以上と高い状態となっている。このように一部の研究科の在籍学生数は収容定員に対して適正な数字とはいえない状態にある。

収容定員に対し、在籍学生数が未充足となっている研究科・専攻では、説明会の実施など学生募集広報に力を入れている。法学研究科法律学専攻では専攻独自のウェブサイトで在学生の協力を得て大学院生生活について語る機会を設けているほか、研究科委員長の動画メッセージを毎年公開し、「生の声」を伝える工夫をしている（根拠資料 4-17【ウェブ】）。

入学者の定員管理について、学士課程では、各学部・学科で定めるアドミッション・ポリシーに基づく合否判定結果報告を尊重する一方で、適正な入学者数となるように、一般選抜においては入学センターが主導的に合格者数、補欠者数の目安を提案している。補欠者に対しては入学意思を確認しながら繰り上げ合格とすることで、大幅な超過や欠員を生じさせることのないように保たれている。この結果、学部における入学定員の管理に関しては、すべての学部・学科において入学定員充足率を原則 1.02 から 1.05 の範囲に設定した厳格な定員管理を行い、最大の学部においても 1.06 の水準で維持しており、適切な対応ができて

いる。

一方、大学院の過去 5 ヶ年の平均入学定員充足率は、修士課程（博士前期課程）では、神学研究科、文学研究科、法学研究科が 0.5 未満、博士課程（博士後期課程）では、神学研究科、法学研究科が 0.33 未満と低い数字になっている。大学院では研究者養成、高度職業人の養成を目的としている特性から、学士課程のように充足率を安定させることが難しい状況であり、本学の場合、博士後期課程のほとんどの専攻は次表のとおり入学定員を満たせていない研究科専攻が多く、特に博士後期課程の充足率が低い。

大学院博士後期課程入学学生数一覧(2018年～2022年)

研究科	収容定員	2018年		2019年		2020年		2021年		2022年		平均(%)
		学生数	充足率									
神学研究科	4	0	0%	1	25%	2	50%	2	50%	1	25%	30
文学研究科	24	8	33%	13	54%	10	42%	4	17%	5	21%	33
実践宗教学研究科	3	5	167%	3	100%	2	67%	2	67%	6	200%	120
総合人間科学研究科	16	11	69%	7	44%	6	38%	6	38%	13	81%	54
法学研究科	4	1	25%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	5
経済学研究科	4	0	0%	0	0%	3	75%	1	25%	3	75%	35
言語科学研究科	5	4	80%	6	120%	9	180%	5	100%	4	80%	112
グローバル・スタディーズ研究科	14	9	64%	5	36%	4	29%	6	43%	3	21%	39
理工学研究科	20	14	70%	16	80%	18	90%	16	80%	4	20%	68
地球環境学研究科	10	10	100%	12	120%	11	110%	8	80%	5	50%	92
合計	104	62	60%	63	61%	65	63%	50	48%	44	42%	39

(出典)「大学基礎データ」表2を加工して作成

博士後期課程の定員を充足するための方策として、奨学金の充実などの対策を行っており、2022年度より、本学の研究と国際的な発展を牽引する卓越した研究能力を有する優秀な研究者を育成することを目的に、要件を満たす全ての博士後期課程の学生に対し一律30万円（理工学研究科は40万円）を給付する「上智大学大学院博士後期課程研究者育成奨学金」を新設した（根拠資料5-9【ウェブ】）。

一方、次表に示すように修了者数に占める就職者の割合が高い研究科が多いものの、上表「大学院博士後期課程入学学生数一覧」の入学学生数に比べ就職者数は少数にとどまっている。この状況に鑑みると修了後のキャリアプランが見通せないことも、博士後期課程への進学を躊躇することの原因の一つだと考えられる。

修了者進路状況(2019年～2021年)

研究科名	2019年度			2020年度			2021年度		
	就職	修了者	割合	就職	修了者	割合	就職	修了者	割合
神学研究科	0	0	—	1	1	100%	0	0	—
哲学研究科※	0	0	—	0	1	0%	0	0	—
文学研究科	1	2	50%	2	2	100%	1	2	50%
実践宗教学研究科	0	0	—	1	3	33%	1	2	50%
総合人間科学研究科	0	0	—	2	2	100%	1	1	100%
法学研究科	0	0	—	2	2	100%	1	1	100%
経済学研究科	0	0	—	1	1	100%	0	0	—
言語科学研究科	2	2	100%	2	2	100%	1	2	50%
グローバル・スタディーズ研究科	1	3	33%	2	3	67%	1	1	100%
理工学研究科	8	12	67%	9	9	100%	9	13	69%
地球環境学研究科	0	2	0%	2	6	33%	0	3	0%

※学生募集停止中（文学研究科へ統合）

(出典)2021年度卒業・修了者進路状況報告書から加工して作成

学生は、自らのキャリアプランを描きながら大学院進学を検討するが、修了後の不安定な身分を考えれば進学を断念するのは当たり前のことである。博士後期課程修了者の進路を安定的に確保することは本学の対応だけでは何ともしがたい要素もあると思われるが、我

が国に必要なイノベーションのために高度な専門知識を持つ人材の採用するよう新卒採用の柔軟な変更が必要と考えるので、各種高等教育団体から国や経済団体等へ働きかけていく必要がある。

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

学生の受け入れの適切性に関しては、学部・大学院においてそれぞれ委員会を組織し、定期的な点検・評価を実施している。学部においては、高大連携担当副学長を委員長とし、学部長、言語教育研究センター長、学事局長、入学センター長、入学センター事務長を構成員とする高大連携企画委員会を開催している。委員会では入試種別ごと、期別ごとに入学センターから報告された各種入試統計の振り返り及び分析を行っている（根拠資料 5-10～11）。大学院においては、大学院委員会が点検・評価を担っており、構成員は学長（委員長）、全副学長、全研究科委員長、学事センター長、入学センター長、学事局長、学事センター事務長、入学センター事務長等となっている（根拠資料 4-19）。

また、3年ないし4年ごとに実施する全学自己点検・評価において、大学基準協会の点検・評価項目に沿って確認している。

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

質保証運営会議が実施した改善支援の取り組みとして、2019年度に実施した学内評価での指摘への対応が挙げられる。「受験生が本学を受験する際に必要となる情報は、入試要項に詳細が記載されているものの、入試に関わるウェブサイトには必要な対応がまとめられていない。よりアクセスしやすい場所での情報提供が求められる」との指摘を受け、現在は大学公式ウェブサイトの「入試案内」ページから学費、奨学金、学生寮のページへのリンクを設定し、アクセスしやすい工夫がなされている（根拠資料 5-12）。今後は、2024年度以降にアドミッション・ポリシーを含めた3つのポリシーを見直す際に支援していく。

これらのことから、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

5.2. 長所・特色

本学はこれまで海外就学経験者（帰国生）、外国人留学生など、さまざまな就学歴に配慮した入試制度を整え、多様な入学者の受け入れに資する取り組みを他大学に先駆けて進めてきた。また、本学は附属校を持たず内部進学による入学者がいない大学ではあるが、全国

各地のカトリック高等学校（日本カトリック学校連盟に加盟する 112 校）を対象とした特別入学試験制度を設けている。出願要件として、評定平均値、外国語検定試験の出願基準があり、必修科目が指定されている学科もある。一定の外国語の基準を求め、志望理由書も選考の対象となるなど他の入試と異なる評価もあることが特徴の入試である。カトリック精神の素地を身につけた学生を一定数受け入れることによって、カトリック大学としての建学の精神・理念を継承していくことの一助となっている。

また、本学は 2021 年度（令和 3 年度）、一般選抜の大規模な制度見直しを行った。その改革の大きな柱の一つが英語民間試験の活用であったが、高い英語力を持つ学生の受験と入学により、入学者の英語力の向上につながった。

5.3. 問題点

学部については、定員管理がすこぶる順調であるのに対して大学院については定員を充足できない研究科専攻（特に博士後期課程）が多いことが問題であると認識している。

本学も各種の手当をしているが、複合的な要因から充足率の向上につながっていないため、今後も大学院課程の広報、経済的な援助、キャリアプランの充実などの対応が必要であろう。

5.4. 全体のまとめ

入学者選抜においては、建学の理念と教育精神を反映した明確なアドミッション・ポリシーを入学試験資料、大学公式ウェブサイト等において公表して透明性を確保したうえで、公平性と客観性を担保した様々な入学試験制度を実施している。

学部における入学定員の管理に関しては、すべての学部・学科において収容定員超過率を原則 1.02 から 1.05 の範囲に設定した厳格な定員管理を行っており、最大の超過率の学部においても 1.06 の水準で維持している。しかし、大学院においては、収容定員充足率 0.5 を下回っている研究科が 3 研究科ある一方で、収容定員を超過した研究科が 1 研究科あり、今後、実効性のある対策の実施が必要である。

学部の入学試験制度については、2 年前に大学入学共通テストの導入をはじめとした抜本的な制度改革を実施して、多様な学生の受け入れ体制を構築し、一定の成果を得ることができた。今後は、新入学試験制度のより一層の精緻化を進めていく予定である。入学試験制度の体制構築にあたっては、入学センターを核として、入試の実施、検証、改善を継続的に行っているが、今後は入学センターと各学部・研究科のさらなる連携強化を図っていく。

第6章 教員・教員組織

6.1. 現状説明

6.1.1. 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

- ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

1. 大学として求める教員像の設定

本学は、キリスト教精神を基底とする教育機関として「他者のために、他者とともに生きる人 (For Others, With Others)」の育成を教育精神に掲げている。また、「求める教員像」を以下のとおり定めており、大学公式ウェブサイト公表している（根拠資料6-1【ウェブ】）。

<求める教員像>

- キリスト教ヒューマニズムに根ざした「建学の理念」及び「教育の精神」を理解し、その具現化に努める者
- 大学及び各学部研究科等が定める3つのポリシーの実現のために、真摯に教育研究に取り組む者
- 優れた専門性をもって学生を教育・指導する熱意及び使命感がある者
- 高度な研究力に基づく成果を積極的に国内外に発信し、学術の発展及び社会に貢献する意欲のある者
- 大学共同体の一員として、その運営に必要な職務を主体的に遂行できる者

2. 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

2019年度に実施した全学自己点検・評価において、多くの学部・研究科で教員組織についての考え方の方針が適切な形で明文化していない点を指摘されていた。このことを受け、2022年度より全学的な「教員組織の編制方針」及び学部・研究科・センターの「教員組織の編制方針」を策定した。

<全学的な教員組織の編制方針>

イエズス会を母体とする大学としてのキリスト教精神を基底とする本学は、教育精神として掲げる「他者のために、他者とともに」生きる人を育てるために、次の方針により大学としての教員組織を編制する。

1. 大学及び大学院にかかる設置基準等の法令要件を満たす十分な教員を、配置する。

2. 各教育研究組織の将来を見据え、教育と研究の国際通用性を高め、特定の性・年齢層に著しく偏ることのないよう配慮した教員採用と各組織の編制を行う。
3. 本教員組織の編制方針に則り、各教育研究組織所属の教員募集、採用及び昇任に関する基準及び手続きを当該組織内の規則として明確化する。

一例として、神学部の教員組織の編制方針は下記のとおり。

<神学部の教員組織の編制方針>

1. 神学部は、本学部の定める教育研究上の目的、人材養成の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを実現するために、専門性を考慮した必要な教員を配置する。
2. 本学部の将来を見据え、教育と研究の国際通用性を高め、特定の性・年齢層に著しく偏ることのないよう配慮した教員採用と編制を行う。
3. 教員の募集、採用及び昇任にあたっては、本学の教員組織の編制方針に則って本学部において定める基準及び手続き等に基づき実施する。

「教員組織の編制方針」の策定とあわせて、教員の教育・研究力の向上を図るため「教員の人材育成の目標・方針」を策定した。

<教員の人材育成の目標・方針>

本学はイエズス会を母体とする大学として、建学の理念、教育精神や各教育研究組織のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づいて、質の高い教育と優れた研究を通して社会に貢献できる、高度な知識と技能を有し、高い研究倫理観と豊かな人間性を持った教員を育成することを目標にしています。

教育能力の向上のために、学内に上智大学ファカルティ・ディベロップメント委員会を設け、全学での授業アンケートの実施や講演会の開催等により、教育方法の改善について組織的、継続的に取り組みます。また、各教育研究組織でも、ファカルティ・ディベロップメント活動に組織的に取り組み、教育・研究力の向上をはかります。

大学全体及び学部・研究科の「教員組織の編制方針」「教員の人材育成の目標・方針」は、大学公式ウェブサイトに公表している（根拠資料 6-2～3【ウェブ】）。また、文部科学省の「スーパーグローバル大学創成支援事業」構想で掲げるグローバルキャンパスの創成、国際競争力の強化、国際通用性の向上を目指すことから、構成員の多様性を意識した任用を進めている（根拠資料 6-4）。具体的には、各学部・研究科の採用選考において外国籍教員や海外学位取得者の積極的な採用、女性活躍推進に資する採用、母国語以外による授業担当の可能性等、国際性を強く意識し、審査の過程で厳正に確認している。

これらのことから、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示していると判断できる。

6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・ 教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・ 各学位課程の目的に即した教員配置
- ・ 国際性、男女比
- ・ 実務家教員の適正な配置（【院専】）
- ・ 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・ 教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・ 教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

1. 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

「グランド・レイアウト 2.1」の基本理念において、「他者のために、他者とともに生きる人」(For Others, With Others)の育成を掲げており、教員組織については、これらを実現できる教員組織を構築することを目指している。この基本理念のもと、毎年、学長及び学務担当副学長より各学部・研究科・センターに向けて、「教員人事計画の立案について」を発信し、大学設置基準に定める必要教員数の確認、建学の理念や教育精神、将来構想に基づいた人事計画の立案を求めるよう周知している（根拠資料6-4）。

また、「上智学院職制」第3条において、教授、准教授、講師、助教、助手の専任、嘱託及び非常勤の教員を置くことを定め、大学全体や学部・研究科の「教員組織の編制方針」に基づき教員組織を編制している。2022年5月1日時点の教員数は、それぞれ大学設置基準、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要数を満たしている。教育上主要と認められる授業科目への専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置を考慮するとともに、学部・研究科では採用時に学問分野に配慮しているほか、教育と研究の成果を上げるために十分な教授指導が行える教員で構成するよう意識している。

2. 適切な教員組織編制のための措置

2022年5月1日現在、学部専任教員数527名に対する学生数は12,080名、教員一人あたりの在籍学生数は22.9であり、少人数教育という本学の特性を担保する教員組織の編制を実現している。教員編成の内訳は男性教員が62.2%、女性教員が37.8%であり、外国籍教員（26カ国99名）や、外国の大学で学位を取得した日本人教員（122名）及び海外での教育研究歴を有する日本人教員（99名）を積極的に採用し、国際通用性を強く意識した教育・研究を展開している。

教員の職務は「上智学院就業規則」において定め（根拠資料 6-5）、授業担当に関しては教授、准教授並びに講師は「学則」に定める教育課程に基づいて、週当たり 8 時間（4 時限相当）以上の授業を担当し、学生の教育指導にあたることとしている。大学院担当の専任教員に求める能力・資質に関しては「上智大学院担当教員選考基準及び審査手続」を定めている（根拠資料 6-6）。

3. 教養教育の運営体制

学部横断型全学組織における、教員組織の運営状況は次のとおり。

基盤教育センターは「基盤教育センター規程」に基づき、専任教員から選出されたセンター長及び副センター長、専任教員、特任教員、嘱託教員、各学部・学科及び各研究科・専攻に所属する専任教員から学長が任命する教員から構成される。センターのもとに 6 領域を配置し、各領域には領域長を置くとともに、センター長は、センターの業務を掌理し、センターを代表すること、また、センター副センター長は、センターの運営について、センター長を補佐し、領域長は、各領域を統括することを定めている。

2022 年度より、「思考と表現」領域には 7 名、データサイエンス領域には 3 名の教員を配置している。このうち、7 名は 2022 年 4 月からの新規採用であり、採用にあたっては各領域の必修科目を担当できる能力を備えるとともに、基盤教育に係るコンセプトに賛同し協力体制を築くことができる旨を募集要項に掲げ、必修科目をはじめとする全学共通科目担当のほか、全学共通科目に係る業務全般の補助を担うこととしている。また、「キリスト教人間学」領域は、キリスト教人間学を専門分野とする神学部神学科教員が所属異動し、「身体知」領域は、旧・文学部保健体育研究室の教員が所属異動している。また、今後、「展開知」領域においても、同領域開講科目を担当する非常勤教員を配置する予定である。

言語教育研究センターは「言語教育研究センター教授会内規」に基づき、教授会のほか、重要事項を審議する執行部会を置き、センターの問題共有、事業進捗管理、課題対応等にあたっている（根拠資料 6-7）。カリキュラムに関しては教授会審議の前に英語カリキュラム委員会、初習カリキュラム委員会、日本語カリキュラム委員会で審議している。また、LLC（Language Learning Commons）、図書、広報、FD、Lingua（紀要）委員会を設置し、専任教員はいずれかの委員として、センターの教育、研究に携わる。教員の分野構成・役割については、センターが開講する英語、日本語、初習言語のうちドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、中国語、コリア語について、専任教員を配置している。英語、初習言語、日本語それぞれに主任を配置し、各カリキュラムを統括、執行部会でカリキュラム間及びセンター全体に係る情報を共有し、課題の解決に向けて検討を行っている。言語教育研究センターは従来から年代、国籍、性別においてバランスの取れた組織体制を整備している（根拠資料 6-8）。また、2022 年度からスタートした基盤教育に伴う、教員組織の編制に関する変更点はない。

グローバル教育センターでは教員資格審査委員会を設置し、センター教員の採用及び昇

任にしかるべき審査を行い、教員組織を編制している。また、教員組織の編制方針に基づき、組織編制を行っている。現在は、センター所属以外の教員がセンター長・副センター長を務めており、俯瞰的で全学的な視点を担保している。グローバル教育センターは大学設置基準第13条において別表第一の基準数が適用される組織ではない全学組織だが、本学を構成する教育組織の一つとして、大学全体のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの実施を意識して、運営に必要なかつ適正な人数で編制している。その際には、分野・年齢・性別・国籍のバランスを考慮に入れるほか、実務家教員（JICA・オーストリア大使館・企業など）や「大学の世界展開力強化事業」の教員など、多様性への配慮も心がけている。

これらのことから、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制していると判断できる。

6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

学部・研究科では毎年作成している教員人事計画を踏まえ、採用を希望する場合は、募集・選考を開始する前に学務担当副学長へ願い書を提出し承認を受ける。その際に、建学の理念や教育精神との関連や位置づけ、3つのポリシーとの関連、授業カリキュラムにおける位置づけについて記載するとともに、男女比、年齢構成、国籍などについても記載することとしている。なお、言語科学研究科、地球環境学研究科、専門職大学院である法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）以外の研究科は学部を基礎として設置しているため、教員の採用は学部で行い、その中から大学院の教育・研究を担当する教員を選考・審査している。

教員の募集・採用・昇任等に関しては「専任教員選考手続要領」に基づき行っている（根拠資料 6-9）。また、大学院の教育・研究を担当する教員の選考基準及び審査手続は「上智大学院担当教員選考基準及び審査手続」に定めている（根拠資料 6-10）。それらの大学全体の規程を踏まえて、各学部・研究科ではより詳細な基準を内規や選考基準・取扱要領などを定め、運用している（根拠資料 6-11～12）。

学部横断型全学組織における教員募集、採用、昇任の状況は次のとおり。

基盤教育センターは、「基盤教育センター教員審査基準」「基盤教育センター教員資格審査手続内規」を定め、これに則り実施している（根拠資料 6-13～14）。教員採用にあたっては、領域ごとに授業科目と担当教員の適合性（担当科目を念頭においた専門性や学位、資格、年齢等）を考慮した募集を行い、資格審査委員会で審査している。

言語教育研究センターは募集・採用にあたり、「上智大学言語教育研究センター専任教員・常勤嘱託教員・特別研究員選考基準」「言語教育研究センター教員採用手続内規」を定め、これに基づき募集・採用を行っている（根拠資料 6-15～16）。また、公正に実施するために、

募集に際しては大学公式ウェブサイトのほか、JREC-inに掲載し、また学会のメーリングリスト等を利用している。昇任にあたっては、「上智大学言語教育研究センター専任教員・常勤嘱託教員・特別研究員選考基準」「言語教育研究センター昇任人事審査手続細則」を定めている（根拠資料 6-17）。

グローバル教育センターでは「グローバル教育センター教員資格審査委員会内規」に基づき適切に採用を行っている（根拠資料 6-18）。

これらのことから、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると判断できる。

6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

1. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

教育能力の向上、教育課程や授業方法の改善等に係る組織的な取り組みとしてファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」）委員会を設置し、各学部・研究科等における FD 活動の支援を行うとともに、全学的な FD 活動を展開している（根拠資料 6-19）。FD 委員会は、学務担当副学長を委員長とし、教務を司る学事センター長や教育開発を担う基盤教育センター長のほか、学部・研究科等選出の教員による委員など計 18 名で構成され、年 10 回開催している。また、英語による授業の FD 活動として「EMI-Share」ワーキンググループを FD 委員会の下に組織している。

活動内容は大きく二つあり、講演会の企画実施と授業アンケートの実施である。講演会については、2022 年度は新任教員・TA オリエンテーション研修や全学 FD セミナー（Start-up Sophia：Whole University FD）として秋学期開始前の 9 月下旬に 5 講演を実施した（根拠資料 6-20 【ウェブ】）。

2022年度 Start-up Sophia : Whole-university
FDセミナー一覧

日時	タイトル／講師
9/15 (木) 15:00～16:30	2022年度春学期大学授業アンケート集計・分析結果報告 講師：IR推進室
9/20 (火) 15:00～16:30	能動的な学びの場づくり：大人数アクティブ・ラーニング型授業を実現していく方法 講師：岡田 徹太郎 氏（香川大学経済学部 教授）
9/21 (水) 15:00～17:00	EMI at Sophia: Our diversity, challenges and developments 上智大学のEMI：多様性・発展と更なる挑戦 Speaker/講師：Dr Jim McKinley (University College London-IOE)
9/22 (木) 11:00～12:30	発達・精神障害の診断や傾向のある学生に対して大学教員が求められる対応－障害者差別解消法の改正（合理的配慮の義務化）を受けて－ 講師：佐々木 銀河 氏（筑波大学人間系准教授）
9/22 (木) 14:00～15:30	研究インテグリティ －国境と学際を越える研究活動に向けて－ 講師：鎌田 武仁 氏（本学特任教員）

こうした全学的な講演企画以外に、各学部・研究科等において各組織の特性に即した FD 活動を展開しており、これらすべての専任教員の参加数は 2021 年度は 494 名、参加割合は 90.3%となっている。また、博士後期課程の学生が学識を教授するために必要な能力を培うことに資するものは「プレFD」として情報提供を行っている（7.1.2 で詳述）。2022 年度は上述の全学 FD セミナーにおいて、研究インテグリティをテーマにプレ FD 講演会を実施した（根拠資料 6-21【ウェブ】）。

授業アンケートについては、2022 年度から、FD 委員会や学部等がそれぞれで行っていた授業アンケートを統一し、共通の設定で、学科科目、語学科目、全学共通科目を対象とした「大学授業アンケート」を春学期と秋学期に実施している。回答結果を個々の教員に提供するとともに、IR 推進室と協力し回答データの集計・分析を行い、FD 全学セミナーにおいて集計分析結果の報告会を開催した（根拠資料 4-62【ウェブ】）。また、アンケート結果から評価の高かった授業科目及び担当教員を「学生が選ぶ Good Practice」として表彰する制度を設けており、各学期上位 1%の科目数を表彰する（根拠資料 6-22【ウェブ】）。これにより従来の個々の授業改善、学部単位での教育課程の検討に加え、大学全体での教育の質の向上にアンケート結果を役立てている。

大学院については、2021 年度より毎年 3 研究科を対象として、3 年で全研究科を一巡する形で授業アンケートを実施している（根拠資料 4-74【ウェブ】）。アンケート結果は IR 推進室による集計・分析を行うほか、自由記述意見についてもフィードバックコメントを研究科別に作成し、FD 委員会及び大学院委員会で検討したものを学生に対して教学支援システム「Loyola」等を通して公開している。大学院生からの自由記述意見は授業やカリキュラム

にとどまらず研究活動全般に及ぶが、改善につながるよう関係部署に共有している。

また、これらのFD活動に関する情報は、ウェブサイトを通じて学内外に対して発信している。このようなFD活動を通して、教育能力の向上や教育課程や授業方法の改善に取り組むことに対して、教員への意識付けが図られている。特にワークショップは、学部等を超えた教員同士のコミュニケーションの場となっている。

教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るための取り組みとして、科学研究費助成事業（科研費）の申請に向けたオンライン説明会を実施している（根拠資料 6-23）。日本語、英語で開催したほか、初めて応募する教員や若手教員を対象とした説明会も開催し、後日閲覧できるようアーカイブ動画を用意した。2022年度は科研費申請の時期に合わせて、教職員を対象に毎月開催している「教学の方針・進捗に係る説明会」において、学術研究担当副学長が科研費応募・受け入れ等の状況に関する説明を行った（根拠資料 6-24）。

また、教育研究情報を広く公開するために「教員教育研究情報データベース」を大学公式ウェブサイト公開している。2021年度よりシステムの運用を変更し、科学技術振興機構（JST）のresearchmapに入力した業績が反映されている（根拠資料 6-25【ウェブ】）。この他、「上智大学研究成果公開の指針」を策定し、研究成果の学内外からの自由な閲覧を保証することにより研究成果の社会への積極的な還元に努めるとともに、学術研究のさらなる発展に寄与するために「上智大学学術情報リポジトリ」において研究成果の公開に努めている（根拠資料 6-26【ウェブ】）。

学部横断型全学組織における、FDに関する取り組みは次のとおり。

基盤教育センターでは基盤教育センター長及び教育開発領域長が全学のFD委員会委員となり、全学的なFD活動について、基盤教育センター全体に情報共有を行う体制を構築している。基盤教育センター設置1年目となる2022年度は、2022年9月に全学のFD委員会との共催講演会を開催し、基盤教育センター所属教員の参加を義務付けた（根拠資料 6-27【ウェブ】）。なお、2023年度からは、基盤教育センターFD委員会覚書をもとにFD活動を推進することについて、2022年9月開催の基盤教育センター全体会議で審議・承認の上、活動方針について決定した。主なFD活動としては、FD委員会及び外部有識者を招いた講演会、基盤教育センター所属教員や領域会議委員による研修会の開催を予定している。また、基盤教育センター教育開発領域では、全学的な教育方法、教育活動の活性化に向けた新規取り組み等について、組織的に審議・検討を進めていく予定である。「思考と表現」領域では次年度のカリキュラム検討にあたり、パブリック・スピーキングに係る授業を先行して開講している他学部の教員を招いて、授業の実施内容についてヒアリングを行った。

言語教育研究センターでは、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の活性化、資質向上のため、以下5つの活動を主催して行った。

1. 授業アンケート：英語、初習言語、日本語それぞれ秋学期末に実施
2. FD講演会：日本語FD講演会を2月に実施

3. 自主勉強会：春学期 7 回、秋学期 8 回実施
4. 相互授業見学：年度内に 1 回、サバティカルを除くセンター所属教員のほぼ全員である 97.7%が実施
5. ハイフレックス授業講習会、勉強会：学期初めに数回実施

グローバル教育センターでは、2021 年度は、例年と同様、2 回の FD 講演会を実施した。コロナ禍が継続する中で Zoom によるオンライン開催だったが、授業や会議等で時間の合わなかった教員については、資料を事前に共有した上で録画を視聴してもらい、メールで質問や感想を受け付ける方式で参加を促した。このような形で 100%の参加を目指す工夫を合わせて行った結果、9 割近い参加率となった。

第一回では「ジェンダーと大学教育：学生の観点から」、第二回では「コロナ禍の影響の残る今年度における教育活動の工夫」をテーマとした。第一回では、学生サークル Gender Equality for Sophia が登壇し、全学共通科目に対する学生の意見や要望を、主にジェンダーの観点から学生が発表し、参加した教職員との意見交換の貴重な機会となった。第二回では今年度の授業運営を振り返り、オンライン授業ならではの問題点や解決方法、オンデマンド授業のノウハウなどが共有された。また、現在、基盤教育センターに所属している教員（参加当時はグローバル教育センターに所属）から、学生の相互評価を利用するループブックが共有された。

学部・研究科の FD 活動例として、理工学部では学部の自己点検評価委員会で独自の授業アンケートを実施し、評価結果に基づき学部内で授業顕彰制度を定めて学部教員への意識啓発を図ってきたほか、教員の教育及び社会活動の評価として「教育研究活動報告（理工学部 FD）」を毎年実施し、理工学部のウェブサイト上にその状況を掲載している（根拠資料 6-28【ウェブ】）。

神学部では神学研究科と合同で毎年度末に一泊の教員合宿を実施し、各参加教員による当該年度の反省と提言を受けて、学部・研究科の課題について協議し、カリキュラム等の教員の教育活動・研究活動・社会活動の活性化と資質向上に努めている（根拠資料 6-29【ウェブ】）。2021 年度はコロナ禍のため合宿は行わず、学内で終日実施した。また、兼任・非常勤講師との懇談会、修道会養成担当者との懇談会において意見聴取・意見交換を行うほか、神学部学生の会による学生アンケートの意見を教員合宿で検討するなどの取り組みを行っている。

2. 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の教育研究活動等を推進・奨励するため、以下を目的にした教員評価制度を導入・実施している。本制度は「上智学院教員評価規程」に基づき、理事長、担当理事、学長、副学長、局長等により構成された全学評価委員会で、教員が提出する教員評価の内容を審議し、優れた業績を挙げた教員を選出し、教員活動推進奨励手当を支給している（根拠資料 6-30）。

本制度において、教育における実績として FD への取り組みを評価項目の一つとしている。

<目的>

1. 建学の理念と教育精神を研究、教育、大学運営、社会貢献、その他のあらゆる活動を通じて実践、具現化すること
2. 高等教育機関としての教育研究の質を保証すること
3. 教員のモチベーション及びパフォーマンス向上とそれに伴う教育研究活動等の推進を図ること
4. 教員組織の教育研究の質向上及び組織運営の活性化を図ること

これらのことから、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につながっていると判断できる。

6.1.5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

教員組織に関する自己点検・評価は、大学基準協会の点検・評価項目を援用する形で3年ないし4年ごとに学部・研究科などを含めた各組織で実施している。また、「グランド・レイアウト 2.1」に基づき、人事計画等検討専門委員会が、組織・人事計画に関わる施策の検討・立案を行い、アクションプランごとの進捗状況を毎年点検し、その結果を翌年度以降の年度計画に反映させている。

この他、学部・研究科・学部横断型全学組織は教員人事計画を毎年策定する際に、建学の理念や3つのポリシー、カリキュラムとのつながりを確認するとともに、設置基準上必要教員数の充足状況についても確認している。

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

質保証運営会議が実施した改善支援の取り組みとして、方針の整備が挙げられる。2019年度に実施した全学自己点検・評価において、教員組織についての考え方の方針が多くの学部・研究科で適切な形で明文化していない点が学内評価で指摘されていた。このことを受け、2022年度より大学全体及び学部・研究科・センターの「教員組織の編制方針」「教員の人材育成の目標・方針」を策定した（根拠資料 6-31～32）。

学部横断型全学組織における、教員組織の適切性の点検・評価に関する取り組みは次のとおり。なお、基盤教育センターは2022年度より新カリキュラムを開始したことから、教員組織の適切性については今後検証していく。

言語教育研究センターでは、6.1.4で説明したとおり、日本語は毎年、英語と初習言語は2～3年ごとに授業評価アンケートを実施し、アンケート結果は組織や授業の改善に役立っている。すべての常勤教員が相互授業見学を実施し、レポートを作成し、各自が授業改善や指導力向上に役立っている（根拠資料6-33【ウェブ】）。

グローバル教育センターでは、点検・評価を踏まえ改善・向上を図るため、日頃からの教職員間の情報交換に加えて、年2回のFDを定期的実施し、教育活動で得られた課題や情報の交換を行うことでセンターの活動に反映している。例えば、2022年度のFDでは、2021年度のFDで出された意見を踏まえてCOIL授業に必要な機器を購入し、センター会議でその旨が共有された。それにより、2021年度のFDの意義を教職員間で確認するとともに、教員の教育・研究活動の活性化・向上、及びそれらの各種活動へのインセンティブが高まる結果に結びついている（根拠資料6-34～35【ウェブ】）。

これらのことから、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

6.2. 長所・特色

2022年度に上智大学のFD講演会の開催方法を変更した。これまでは1年間を通して、FDとして適切なテーマが設定され講師を学内外に求めて講演会を開催してきたが、全学の教員を対象としたFD講演会を「Start-up Sophia: Whole University FD」と題して、秋学期開始前に集中して実施し、授業・研究に役立つ情報を広く提供することとした。なお、各学部・研究科・センターにおいても、前年度に引き続き各組織の状況に特化したFD活動をそれぞれ展開している。大学全体のFD活動の活性化、ひいては、本学の教育の質向上のために、全学的な「Start-up Sophia」のFD講演会、もしくは、各学部・研究科・センターにおけるFD活動のどちらかへの参加を教員に促している。

6.3. 問題点

研究科の多くは、基礎とする学部を有していることから、学部と研究科と合同でFD活動が行われており、研究科に特化したFD活動が行われていない。また、大学が行うFD講演会等も、大学院をテーマにした内容が開催できていない。

6.4. 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、本学は「求める教員像」や「教員組織の編成方針」を策定し、大学公式ウェブサイトで公開するとともに、各学部・学科／研究科・専攻等で作られた3年間の人事計画に基づいて個別の人事を進める方式をとりながら、大学全体の教員人事における分野、年齢等のバランスを学務担当副学長と学科・学部／研究科・専攻等と協議のもと進めている。また、絶えず教員の質向上に取り組むため、FD委員会を設置し、講演会の企画実施と授業アンケートを実施している。以上により、大学基準を満たしている

と言える。

「長所・特色」としては、以前は所属ごとに行われていた授業アンケートを2022年度より全学で統一し、共通の設問項目で実施するとともに、回答データの集計・分析を行い、FDセミナーにおいて集計分析結果の報告会を実施したことが挙げられる。これにより、従来の個々の授業改善、学部単位での教育課程の検討に加え、大学全体での教育の質の向上につながるができるようになった。

「問題点」としては、大学院に特化した内容のFD企画が不十分なことである。

第7章 学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

学生支援全般については、修学支援、生活支援、キャリア支援における方針を定め、大学公式ウェブサイトで公表している。キリスト教ヒューマニズムに基づく人間教育を中心に据える大学として、「すべての学生が学生生活を通して、他者のために、他者とともに生きる - “For Others, With Others” の精神を養い、グローバル社会に貢献する広い教養と深い専門性を修得するとともに、人間性と倫理性を高めること」を目的としている。本学で定めている「学生の支援に関する方針」を以下に示す（根拠資料 7-1【ウェブ】）。

<学生の支援に関する方針>

キリスト教ヒューマニズムに基づく人間教育を中心に据える上智大学では、すべての学生が学生生活を通して、他者のために他者とともに生きる - “For Others, With Others” - の精神を養い、グローバル社会に貢献する広い教養と深い専門性を修得するとともに、人間性と倫理性を高めることを目的として、学生支援を行います。

修学支援

1. 障がいのある学生を含めた多様な学生が円滑に主体的な学修を進めるための支援・相談体制を整備する。
2. 学生の授業以外での自律的な学修を支援する環境を整備する。
3. アカデミック・アドバイザー、クラス担任等を通じて、個別の学生に必要な応じた指導、対応を行う。
4. 奨学金制度の充実により、安定的な学修環境の確保を図る。

生活支援

1. 学生が主体的に課外活動や社会活動などの正課外教育活動に参加する機会を提供し、人間的な成長を支援する。
2. 充実した学生生活の実現を図るとともに、建学の理念や教育の精神を理解し、その理念の発信者として活躍しうる人材を育成するために活動の補助や経済的な支援を行う。
3. 学生が安心して学生生活を送れるよう、心身両面での健康管理体制及び相談体制の充実を図る。

4. 真の共生社会をキャンパスに実現するため、国籍・文化・宗教・身体的特質・性などの多様性を尊重し、誰もが個性や能力を発揮できる環境を整備する。

キャリア支援

1. 学生が主体的に自らの進路を考え、行動するための機会と情報を提供し、持続的なキャリア形成を支援する。
2. 学生の多様性に配慮し、それぞれの個性や能力を生かして社会に貢献できるよう、一人ひとりの状況に合わせた支援を行う。

また、「グランド・レイアウト 2.1」にも「学生生活支援計画」として、心身両面での健康管理体制の充実、奨学金制度の整備・拡充、キャリア教育・就職支援及び多様な学生に対応する支援の見直し、共生社会の実現を目指したプログラム実施及び社会貢献活動の支援、学生交流の支援を掲げている（根拠資料 1-19【ウェブ】）。

その他、障がい学生の修学支援については「上智大学障がい学生の修学支援に関する基本方針」を定めているほか、ハラスメントのないキャンパスを目指すために「ハラスメントに関する基本方針」を定めており、大学公式ウェブサイトで公表している（根拠資料 7-2～3【ウェブ】）。

明示方法として、大学公式ウェブサイトに障がい学生支援についてのページを設け、支援の指針や手続きの流れについて理解ができるよう情報をまとめて公開している。印刷物としては学生向けのリーフレットを作成して配布するとともに、ウェブサイトからも閲覧できるようにしている（根拠資料 7-4）。また在学生向けの学生生活ハンドブックである「Sophians' Guide」にも記載し、ウェブサイトで周知を図っている（根拠資料 7-5）。教職員向けには「障がい学生の修学支援 教職員の手引き」を作成・配布し、学内掲示板にも掲出し、方針・支援内容への理解を深めることができるよう工夫している（根拠資料 7-6）。

上記のとおり、本学は大学の理念・目的に基づいて、修学支援・生活支援・キャリア支援等の各種学生支援について方針を定めており、かつそれら学生支援に関する方針を適切に公表していることから、本学は学生生活に関する方針を適切に明示できており適切性が担保できていると判断できる。

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援

- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

1. 学生支援体制の適切な整備

学生支援の運営体制は、学生総務担当副学長を配置し、奨学金、課外活動、キャリア形成等の学生生活全般に関する事項について業務にあたっている。学生支援を統括する部署として学生局を配置し、学生センター、キャリアセンター、保健センター、カウンセリングセンターを配置していたが、2022年度に、学生の心身両面での健康管理体制の充実を図ることを目的として、保健センター、カウンセリングセンター、学生センター障がい学生支援の業務を統合し、ウェルネスセンターを設置した（根拠資料7-7）。

修学支援に関しては学事センター、学生の所属学部・研究科が連携して担当している。経済支援、正課外活動を含めた学生生活支援全般については学生センターが担当している。受入留学生の生活支援・修学支援はグローバル教育センター、学事センター、学生センターが連携して担当している。

障がいのある学生の修学支援はウェルネスセンターが窓口となり、必要に応じ各部署と連携して対応している。

学生の心の問題に関する支援はウェルネスセンターのカウンセリングサービス部門、保

健衛生や安全への配慮の支援はウェルネスセンターの健康支援部門中心に、学生の所属学部・研究科と連携して対応している。

キャリア支援を行う体制としては学生局キャリアセンターを設置し、キャリア教育や就職活動の支援を行っている。

課外活動に関しては学生局学生センターが支援している。学生センターを事務局とし、定期的に開催している学生生活委員会で学生生活に関する事項を協議し、支援方針について決定している。実際の支援については、「上智大学学生課外活動規程」「上智大学学生課外活動施行細則」に基づき、実施している（根拠資料 7-8～9）。

2. 学生の修学に関する適切な支援の実施

(1) 学生の能力に応じた補習教育、補充教育

修学支援に関しては、学事センター、学生が所属している学部や研究科が連携して担当している。学部では、各学部・学科のクラス又はゼミ単位でクラス主任を配置し、勉学に関する事項、進路に関する事項、その他学生生活上の問題等のさまざまな事項について、学生の指導全般を行っている（根拠資料 7-10）。また、修学指導に特化する形で、履修計画、成績など学習全般に関する相談、留学や単位の換算など海外就学に関する相談について指導・助言を行う教員をアカデミック・アドバイザーとして各学科に配置する制度を導入している（根拠資料 7-11）。

大学院では、各学生の指導教員が学生の指導を行っている。補習・補充教育に関しては、主に単位修得が不十分、もしくは成績不良の学生を中心に支援が必要と思われる学生のほか、研究・論文執筆計画の立案が困難な学生に対し、適宜実施している。

また、学生の自律的な語学学習をサポートする施設として言語教育研究センターが LLC (Language Learning Commons) を設置している。LLC は語学学習の自習スペースとして開放しているほか、少人数グループでの会話レッスンを行う「外国語コミュニケーショングループ」や英語や初習言語の学習相談、外部英語試験対策セミナー、図書や DVD の貸出サービスなどを提供している。コロナ禍においては、ほとんどのサービスをオンラインで提供した。

(2) 正課外教育

東日本大震災後からの取り組みとして、2014 年度に福島県相馬郡飯舘村と、より豊かな人間性を育むことを目的とした相互交流を推進するための協定を締結した。協定に基づき、夏期休暇期間中に 1 週間程度学生を派遣し、地元の中学生への学習支援や部活動支援を実施している（「飯舘村交流事業」）。2020 年度はコロナ禍で中止となったが、2021 年度は初めてオンラインで開催した。8 月は「SDGs に関するワークショップ」や「英語のアクティビティ」などをテーマにした 4 日間の集中プログラムを行い、9 月～1 月にかけては月 1 回、高校受験に向けた心構えなどのコーチングをグループ別に行い、交流を深めた。

また 2017 年度より、過疎地での暮らしを通じて、震災からの復興と未来を考える一泊二

日のプログラムを宮城県南三陸町で実施していたが、2020年度・2021年度は、「学生による学生のための」オンラインプログラムを企画する「南三陸リモートプロジェクト」に形式を変更し、南三陸町観光協会協力のもと、公募した学生プロジェクトチームが、4つのプログラムを企画・運営した。2022年度は学生のプロジェクトチームが企画する形式を継続しつつ、リモートではなく現地で宿泊研修を実施する「南三陸プロジェクト」として企画を進めている（根拠資料 7-12【ウェブ】）。

（3）自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援

新型コロナウイルス感染症の影響等により自宅等の個々の場所で学習する学生への対応として、すべての学部・研究科の学生を対象に希望する学生には情報システム室がノートパソコンや周辺機器を貸し出したり、Zoom等の使用方法やトラブル等、オンライン授業に関する相談については、メール又は電話で対応したりするなどの措置を講じた。その他修学上の支援や相談対応については、大学全体としての方針を遵守しつつも、各学部・研究科において各所属学生の修学上の特徴に応じて柔軟な支援の取り組みを行っている。

一例として、法学部では、自宅等からのオンライン授業の受け方に関するガイドブックを作成・配付するとともに、レポートによる成績評価の機会が増大することを踏まえ、レポートの作成方法に関するガイドブックを作成・配付する等、学生のオンライン学習の支援を実施した（根拠資料 7-13～14）。留学生や海外出身学生が多い国際教養学部では、入国制限により母国からオンライン授業を受講する学生のために、学部事務室で教科書を代行して受け取り、学部で予算を負担し学生に教科書を送付する等の工夫を行った。また、従来、対面で指導していたライティング・センターをオンラインで実施することで自宅等からも指導を受けられるようにし、自宅等からでも学習支援を受けられる仕組みを構築した。

また、経済学部や経済学研究科等では、PCR検査を受けていないが体調不良の学生や、濃厚接触者の定義に入らないが濃厚接触をした学生等、全体的な枠組みでは配慮の対象外となってしまう学生についても、臨時でオンラインでの授業参加を認めるなど柔軟な対応を行った。オンライン授業ではオンデマンド配信の割合を増やし、対面授業とオンライン授業が混在した時間割でも、学生が参加しやすい環境を整備することで、自宅等からの学習を支援するためのオンライン対応を実施した。

（4）オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮

本学では、コロナ禍のオンライン授業実施にあたり、自宅での修学環境を整えるために発生する費用を考慮し印刷費支援等を行うとともに、自宅のICT環境が整備できない学生に対してはモバイルWi-Fiルーターやノートパソコンの貸出しを行った（根拠資料 7-15）

（8.1.6で詳述）。一方で日本国外に滞在している学生についてはこれらの支援を行うことが難しいため、「上智大学海外滞留者支援金」として費用支援を行った（根拠資料 7-16【ウェブ】）。

理工学部ではインターネット接続の仕組みや商用通信サービスごとの注意事項などをまとめた資料を作成し、1・2年生の授業で配付する取り組みを行った学科もあり、オンライン学習を行う学生の通信環境に関するトラブル・通信障害を未然に防ぐ取り組みも実施している（根拠資料 7-17）。

（5）留学生等の多様な学生に対する修学支援

交換留学受入生全般については、窓口となるグローバル教育センターで渡日後の生活や学内で必要な手続きについてガイダンスを行い、学期中も必要に応じて相談に応じている（根拠資料 7-18）。

その他、全学的に留学生への支援を充実させることを目的として、グローバル化推進担当副学長のもとに、学事センター、入学センター、グローバル教育推進室、言語教育推進室、学生センター、ウェルネスセンター、管財グループから構成される「留学生支援ネットワーク」を設置している。本ネットワークでは、毎年4月に新入留学生を対象に「外国人留学生ガイダンス」を実施し、各関係部局から職員が参加して、留学生から履修登録やビザ更新手続き、就職活動や日常生活に関することなど、あらゆることに関する質問や相談を直接受け付け、説明する機会を設けている（根拠資料 7-19【ウェブ】）。

また、日本語を学習する留学生に対し、LLCで「日本語学習サポート制度」を提供し、日本語の授業の補習や会話レッスンの役割を果たしている。「日本語ライティングチューター制度」では、日本語教育を専攻する大学院生が希望する留学生に対し、個別にレポートや論文の書き方の指導や添削を行っている。日本語のネイティブスピーカーとの会話を楽しむ機会として「Let's Chat in Japanese!」というイベントを実施した。ほとんどの留学生がコロナ禍で入国できなかったため、プログラムはすべてオンラインで提供した（根拠資料 7-20【ウェブ】）。

（6）障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援については、2017年に「障がい学生の修学支援に関する基本方針」を定め、支援を行っている（根拠資料 7-2【ウェブ】）。支援を希望する学生が申請書、診断書、希望する支援の具体的な内容を記した願書をウェルネスセンターに提出し、申請後、本人や、場合によっては保証人と面談し、困っていることや要望などを聞き取り、該当する授業の教員や学科長、学科や関係部署の担当者などと検討し、具体的な修学支援の内容を決定している。

また、学生本人の申し出から対応がスタートするケースばかりでなく、保証人、又は学生所属の学科、専攻や授業担当教員からの連絡により学生の状況が明らかになるケースもある。修学上の支援については、身体障がいであっても発達障がいやメンタルヘルスに問題がある場合であっても基本的な考え方は等しく、学生の個別の症状に応じて個別対応を行っている。2022年度8月現在、修学上配慮が必要として正規の手続きを行っている学生は30

人だが、申告していないケースも多数あると思われ、見えないところで苦しむ学生への対応に関する検討が必要と考える。年々、メンタルヘルスに問題がある配慮学生が増加傾向にあり、コロナ禍の影響によりその傾向はさらに強くなっているため、支援体制、相談体制の強化、整備が急務である（根拠資料 7-21）。

修学面の困難の程度は授業ごとに変わる可能性があるため、ウェルネスセンターで随時本人からの相談を受け付けており、成果や課題を確認しながら、必要に応じて支援内容の見直しも行っている。

（7）成績不振の学生の状況把握と指導

本学では「学則」第 40 条において、連続する 2 か年で合計 32 単位以上修得できない場合は退学とすることを定めている。このような事態を防ぐため、GPA0.5 未満の学生に対して、学年末に所属の学科から個別に連絡し、学生生活や勉学計画を振り返り、今後の履修や勉強の進め方などを相談する機会を設けている（根拠資料 1-6[ガイド・資料編]）。対象学生への学科の対応結果については報告を義務付けており、大学としても把握している。また、クラス主任、アカデミック・アドバイザーも配置することで、学生生活全般、学習面、心身の悩みを相談できる体制を整えている。

（8）留年者及び休学者、退学希望者の状況把握と対応

在学継続者、休学者、退学希望者についても、学士課程ではクラス主任、アカデミック・アドバイザーの相談体制を利用して個別に対応し、大学院では指導教員を中心に対応している。留年率、退学率は学士課程、大学院ともに過去数年にわたり極端な増減はなく、コロナ禍を経てもほぼ変化はない。一方、学士課程の休学者は留学によるものが減少した。コロナ禍が休学や退学の直接的な理由であるかの把握は困難であるが、経済事情やメンタル不調によるものが微増傾向であり、今後も注視していく（根拠資料 7-22～23【ウェブ】）。

（9）奨学金その他の経済的支援の整備

学内の奨学金制度として、授業料を減免する「上智大学修学奨励／新入生奨学金」や、給付金としての「上智大学篤志家奨学金」等を整備しており、日本人・外国人留学生正規生を対象としている。これらは①経済的条件により学業の継続に困難が生じた学生を支援するもの、②顕著な成績を収めた学生の学業をさらに奨励するもの、の大きく二つに分かれ、すべて返還不要の給付型である。奨学生の選考は「上智大学奨学生規程」に基づき、学生生活委員会の議を経て学長が決定することと規定している（根拠資料 7-24）。なお、家計急変や大規模災害被災があった世帯の学生については、発生後速やかに授業料減免を行う等の特別措置を講じている。

学外の奨学金制度としては「国による修学支援新制度（日本人学部生）」「日本学生支援機構貸与奨学金（日本人）」「文部科学省学習奨励費（留学生）」また多数の財団や民間団体の

奨学金等がある。

(10) 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

経済支援に関する情報は、大学公式ウェブサイトや「Sophians' Guide」等で提供している（根拠資料 7-25【ウェブ】）。

各種ある奨学金制度を広く周知するため「奨学金案内」の冊子を作成しているほか、教学支援システム「Loyola」に奨学金内容や対象者別に情報を集約した掲示板を設け、学生に分かりやすいように周知の工夫を行っている（根拠資料 7-26）。

加えて、自然災害等の被害発生により家計急変の可能性がある場合には、その都度「Loyola」等で相談に関する周知を行い、特別な措置を講じるようにしている。

3. 学生の生活に関する適切な支援の実施

(1) 学生の相談に応じる体制の整備

学生生活に関する相談窓口としてウェルネスセンターを配置し、学生生活上のあらゆる悩み・問題が相談できるよう体制を整備している。窓口での相談以外に大学公式ウェブサイト上にも相談申し込みフォームを用意することで、相談への踏み出しやすさを工夫している。2022 年度からはウェルネスセンターを設置したことにより、どこへ相談したらよいかわからない場合でもまずはウェルネスセンターの「なんでも相談窓口」に相談し、相談内容により、問題解決へ向けてのアドバイスや学内外の適切な機関の紹介を行っている（根拠資料 7-27【ウェブ】）。

また、学生生活の中で生じる大小さまざまな問題をカウンセラーと話しあい、具体的な対処・解決方法を見出す場として、日本語のほか、英語・中国語での対応も可能なカウンセラーを配置している（根拠資料 7-28【ウェブ】）。

この他、各学部・学科にはクラスもしくはゼミ単位でクラス主任を配置しており、勉学、履修、進路に関すること、その他学生生活上のさまざまな問題について相談、指導、助言を受ける体制を整備している。

(2) ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ア. ハラスメント防止体制

あらゆるハラスメントを防止し、公正で安全な環境における教育、研究、勉学、学生生活、就業を保障するために、「上智学院ハラスメント防止等に関する規程」を整備している（根拠資料 7-29）。

リスクマネジメント委員会のもと、ハラスメント防止に向けて年度単位（7 月から翌年度の 6 月まで）で対策計画を立案し、推進をしている。2017 年度から現在に至るまで、ハラスメント防止対策はリスクマネジメント委員会で重要課題として設定しており、教職員に対する啓発活動等についても年度ごとに計画を立て実施している。

教職員に対する取り組みとして、具体的にどのような言動がハラスメントとして学生が認識しやすいか等について、ガイドラインを定め周知を行っている。ガイドラインについては、適宜学生への実態調査の結果を踏まえて改訂することを予定しており、2021年度に実施した調査に基づき、2022年度中にガイドラインの内容も更新する予定である（根拠資料 7-30【ウェブ】）。

また、新入教職員に対して、ハラスメントの定義、ハラスメントと受け取られないための留意事項等の基本的な知識の習得を目的に、ハラスメント防止研修への参加を必須としており、2022年度に実施した研修会（2022年5月開催）の参加率は77%であった。

さらには、新入教職員対象の基礎的な研修のほか、年度ごとにテーマや対象を決定し、研修や啓発活動を行っている。2021年度は全学部の教授会を巡回し、ハラスメントは許されないこと等について、法人の担当理事からのメッセージを発信する機会を設けたほか、セクシュアルハラスメント防止に特化した研修会を実施した（根拠資料 7-31）。2022年度は、役職者を主な対象にパワーハラスメント防止に特化した研修会を実施した（根拠資料 7-32）。

学生への防止体制の周知のため、2022年度からは新入生向けの学生生活オリエンテーションのプログラムとして、ハラスメント防止研修を実施した（根拠資料 7-33）。

イ. ハラスメント対応体制

ハラスメント事案が生じてしまった場合の対応制度の整備として、相談窓口を人事グループ、学事センター、ウェルネスセンター、目白聖母キャンパス事務センターに設置している。また、教職員の中から指名されるハラスメント相談員に直接相談を行うことも可能であり、さらには2021年度よりハラスメントの防止を強化するため、「上智学院ハラスメント外部相談窓口」を学外に設置した。相談者の希望に応じた多様な相談体制を整えている。相談窓口は大学公式ウェブサイト、学生向けの電子掲示板、「Sophians' Guide」等で周知している。

ハラスメント事案が発生した場合に、調査等によりハラスメントの認定や解決を図るため、ハラスメント対策委員会を設置している。実際に調査を要すると判断した場合は、対策委員会のもとに調査委員会を設置し、客観性を担保するため弁護士を委員に加えるよう運用している。

（3）学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の心の問題に関する支援はウェルネスセンターのカウンセリングサービス部門、保健衛生や安全への配慮の支援はウェルネスセンターの健康支援部門を中心に、学生所属の各学科・専攻と連携して対応している。

心の問題についての相談はカウンセリングサービス部門が行っている（根拠資料 7-28【ウェブ】）。相談は予約制で1回につき10～45分の間で無料の面接相談を行っており、学部1年次生から大学院生まで、毎年約3,000人以上の利用がある。学生の心の問題について、対

応の方法など教職員や保証人からの相談も受けている。また、自分を知るためのグループワークやワークショップ、セミナーを開催するとともに、各種リーフレットや「カウンセリングサービスニュース」等を発行し、メンタルヘルスの向上、メンタルセルフケアの材料を学生に提供している。総合人間科学部看護学科の2～4年次生が学ぶ目白聖母キャンパスにも「目白聖母キャンパスカウンセリングルーム（相談室）」を設置し、週1回、半日（金曜日12:30～17:00）開室し、カウンセリングを行っている。学生センターでは学生生活で起こりうるさまざまなトラブルの危険性をあらかじめ周知し、予防策、相談窓口、解決手段等を「Sophians' Guide」にまとめ、大学公式ウェブサイトにてPDF版を掲出している。

健康支援部門では、定期健康診断、医師や看護師による健康相談、応急措置、病院の紹介等を行っているほか、予約制による内科の医師への内科相談、精神科医師への心の健康相談、循環器医師による専門相談を実施している。

学生は全員が入学時に「学生教育研究災害障害保険」へ加入している。この保険は教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の傷害事故や、通学中又は学校施設間の移動中に発生した傷害事故が対象として一定額の保険が下りるものとなっている。

4. 学生の進路に関する適切な支援の実施

(1) キャリア教育の実施

入学時に実施している新入生向けの「キャリアガイダンス」のほかに、「キャリア形成支援プログラム」として、全学年を対象とした「WEB 仕事理解プログラム」「OBOG 交流会」「Online Career Cafe」を実施し、低学年のうちから自らのキャリアについて考える機会を設けている。また、将来を考える上で身近なモデルとなる在学生・卒業生のインタビューや対談をまとめた冊子「SOPHIA STYLE」を全新生に配付している（根拠資料 7-34）。先輩たちが大学時代どう考え、どう行動してきたかを紹介し、学生生活のヒントとすることを目的に SELF-DISCOVERY MAGAZINE というサブタイトルで毎年作成している。

(2) 学生のキャリア支援を行うための体制の整備

キャリア支援を行う体制としては、学生総務担当副学長の下に学生局キャリアセンターを設置し、キャリア教育や就職活動における基本方針に関する事項、組織間の連携に関する事項、進路・就職の相談に関する事項、求人の開拓に関する事項等を協議し、支援について決定している（根拠資料 7-35【ウェブ】）。また、長期計画企画拡大会議の下に「フィジカル・プラン等検討専門第一委員会」を設置し、就職環境の現状や就職支援の進捗状況・課題などを報告し、学外委員を含めた委員と意見交換を行い、次年度以降の事業計画策定の参考としている。

(3) 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

年間約 200 件のガイダンスを実施している。目的別、対象者別に「総合就職ガイダンス」

「業界研究」「採用試験対策」「内定者アドバイス会」「理工・技術系対象」「国際派・留学経験者対象」「外国人留学生対象」「看護学科生対象」「教員志望者対象」「公務員志望者対象」「Uターン希望者対象」「キャリア形成支援（全学年向け）」などに分かれる。その他、企業や卒業生を招いての研究会として「合同業界研究会」「OBOG 交流会」を開催している。年間を通じて職員と専門アドバイザーによる個別相談を実施している。1回40分で、対面とオンラインが選択できる。個別相談は年間延べ5,000件ほどの利用があり、日本語と英語のほか、2022年度からは中国語のアドバイザーを配置し、留学生の就職を支援している（根拠資料7-36）。求人やインターンシップやガイダンス等、就職支援に係る情報はすべてオンライン上のサイト「WEBキャリアセンター」に集約し、来校しなくても学内の情報が入手できるようになっている（根拠資料7-37）。自宅や授業との兼ね合いでオンライン面接の環境を確保するのが難しい学生については、センター内にウェブ面接用の個室を設置し、提供している（根拠資料7-38）。

また、2020年に「東京外国人雇用サービスセンター（ハローワーク）」と連携協定を結び、留学生向けアドバイザーの派遣や低学年向け説明会の実施など、協力体制のもと外国人留学生の就職支援を実施している（根拠資料7-39【ウェブ】、7-40）。

（4）博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

学内講演会や学外セミナー等のうち、博士後期課程の学生が学識を教授するために必要な能力を培うことに資するものは「プレFD」として、教学支援システム「Loyola」やFDウェブサイトの情報提供を行う体制を講じている。2020年度はプレFDを兼ねて「オンライン授業における学習状況の把握と学習評価」を開催したほか、2022年9月開催の全学FDセミナー（Start-up Sophia: Whole University FD）では、研究インテグリティをテーマに、大学院生を主対象者に含めて実施した（根拠資料6-21【ウェブ】、7-41【ウェブ】）。

5. 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

課外活動団体として登録するためには、本学学生（学部正規生）5名以上が構成員となり、学生センターが主催する課外活動団体説明会に参加の上で所定の書類を学生センターへ提出し、学長の承認を得なければならない。課外活動団体として約250団体が登録しており、文化団体連合会、体育団体連合会、音楽協議会、演劇協議会、同好会愛好会連合の5つの組織に所属している団体と、そのいずれにも所属していない団体がある。「上智大学学生課外活動規程」に基づき、「上智大学学生課外活動施行細則」第3条に定める手続きを遵守することにより、これに付随する本学の施設利用（ホフマン・ホール共同利用施設、教室、1号館講堂、11号館音楽練習室、体育館、真田堀運動場、秦野グラウンド、秦野クラブハウス）、課外活動支援金への応募、大学行事への参加等の支援を受けることができる（根拠資料7-42【ウェブ】）。

カトリック大学として同じ教育理念を有する南山大学と、毎年7月上旬の3日間に体育団体連合会に所属する団体を中心に対抗試合を行い、両校の交流を深める学生主催のスポーツ対抗戦として上南戦を開催している（根拠資料7-43【ウェブ】）。

学部の取り組みとして、外国語学部の複数の学科で、学生が主体的に行っている「語劇」活動を支援している。公演は「上智大学語劇祭」として例年秋学期に実施している（根拠資料5-6【ウェブ】）。

6. その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

(1) 留学を希望する学生に対する支援

海外留学・研修等の情報提供のため、グローバル教育センター（グローバル教育推進室）が年度初めに留学ガイダンスを実施するほか、年に一度の留学フェアを実施して留学に関する情報提供を広く発信する。個別のプログラムについては、毎学期適切な時期に募集説明会や説明動画配信により情報提供を行っている（根拠資料7-44～45）。

また、大学プログラムでの留学が決定した学生については、複数回のガイダンスや個別の相談により円滑な留学の支援を行っている。

留学に関しても、日本学生支援機構による奨学金や学内の奨学金制度を整備し、経済的に留学が困難な学生への支援を行っている。

これらの情報は「留学ハンドブック」として提供するとともに、大学公式ウェブサイトで公表している（根拠資料7-46）。

(2) 学生間のコミュニケーション促進支援

2017年12月、学生同士のコミュニケーションを促進することを目的としてSSIC (Sophia Student Integration Commons) を開設した（根拠資料7-47【ウェブ】）。異なる文化や多様な価値観を持った学生同士が相互交流する Student Integration Program の拠点として位置づけ、留学生との交流を中心に、日本文化・異文化紹介、時期に合わせた学生同士の交流を軸にしたイベントを数多く開催している。学内でのイベントだけではなく、日帰りのツアーや宿泊研修も実施している。2020年度及び2021年度は、オンラインで参加できるさまざまな体験プログラム（座禅体験、和菓子作り体験等）を実施し、コロナ禍で家に閉じこもりがちな学生のメンタルを支える役割も果たした。2021年度以降は対面のイベントも徐々に増やしており、学外への日帰りツアーも実施している。

大学院の取り組みとして、文学研究科では学生支援の一環として「文学研究科 Café」を毎月開催している（根拠資料7-48～49）。これは授業アンケートの自由記述欄に、他専攻の学生と交流の場を持ちたいという希望が書かれており、これに応える形で企画された。運営は研究科所属のPDが行っており、各専攻は月ごとの交代で幹事となって話題提供やテーマの提示を行い、それをめぐって学生同士で議論や対話を行うという形式である。専攻間の横のつながりだけでなく、先輩・後輩の縦のつながりを深め、学問分野の垣根を超えて多様な考

えに触れることで、各自の研究活動に反映させることが今後期待される。

(3) 学生寮

本学の直営寮として、枝川寮（男子寮）、祖師谷国際交流会館（男女寮）、アルペ国際学生寮（男女寮）がある。

枝川寮はワンルームマンションタイプ構造で、プライバシー重視の学生の入居需要に込えている。一方で、祖師谷国際交流会館やアルペ国際学生寮では、寮生達自身が相互に支え合いながら生活するためにリビンググループを形成しており、寮生からの要望を取りまとめ、各種イベント等を開催する際の基盤となっている。

いずれの直営寮も、単に「住居」としての機能だけでなく、「教育寮」として位置付け、学期全体を通して寮内でリーダーシップ教育のプログラムを展開している。プログラムの内容は、”For Others, With Others”を具現化し、利他的リーダーシップを発揮できる人材として育成すべく、基礎講座（セミナーやグループワーク）と実践PBLプログラム（課題探求型と産学連携型）を相互に繰り返しながら、寮生が自身のビジョンを明確に持ち、予測不可能な時代において課題を探求し、解決する能力を養成している（根拠資料 7-50【ウェブ】）。

その他にも、社会問題やSDGsに関する学習会、日本や留学生の出身地域の文化に関する学習会、寮生同士の交流を深めるイベント、キャリアセミナーなど多くの行事を開催している。

(4) 祈りの部屋

本学はイスラーム研究センターのほか、中東やアフリカを含めた協定校ネットワークを拡大するとともに、東南アジアとの交流促進を目的とした留学プログラム SAIMS (Sophia AIMS Program) を構築するなど、異なる文化や宗教、国籍を持つ学生や研究者が多数集う教育研究環境を有している（根拠資料 7-51【ウェブ】）。学生・教職員の国籍・文化・宗教などのさらなる多様化に対応するための施策の一環として、学生や教職員が祈りを捧げる部屋をキャンパス内に開設している（根拠資料 7-52【ウェブ】）。

(5) 託児室

「子育てをしながら安心して学び、研究できる大学」を目指し、株式会社小学館集英社プロダクションと提携して託児室を開設しており、学部生と大学院生を対象に利用料金の補助を行っている（根拠資料 7-53【ウェブ】）。

(6) 学生センター運営ウェブサイト「FIND SOPHIA」の開設

2021年9月より在学生へのさまざまな情報提供を目的として「FIND SOPHIA」ウェブサイトの運用を開始した（根拠資料 7-54【ウェブ】）。記事の内容は、「上智のいまを発見（学生の活躍+先生コラム）」「上智とボランティア」「上智の学生交流（SSIC活動報告）」「上智学

生記者クラブ通信 (Sophia Topics)」「イベント情報」「学食メニュー」等、在学生にとって大学生活に密着した情報を発信している。

(7) その他の学生支援

2022年4月より新入生オリエンテーションの見直しを行い、学生がトラブルに巻き込まれないための注意事項(飲酒、カルト、SNSトラブル等)を学ぶモラルマナーのeラーニングの内容を刷新した。

また、学生の安全を守ることに加え、本学の建学の理念と教育精神に則し、自分とは違う他者のことを考え、行動ができる人を育成するという視点で、ユニバーサルマナー検定3級およびハラスメント防止研修の全員受講を開始した。ハラスメント防止研修のコンテンツ開発においては、学内の教員監修・協力のもと、学生課外活動団体と協働し、SOGI・性的同意の理解を深めるための動画を作成した。

これらのことから、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制の整備を行い、学生支援が適切に行われていると判断できる。

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

学生支援に関する自己点検・評価は、大学基準協会の点検・評価項目を援用する形で3年ないし4年ごとに実施している。また、「グランド・レイアウト2.1」に基づき、学生の生活支援に関わる計画を推進しているフィジカル・プラン等検討専門第一委員会がアクションプランごとの進捗状況を毎年点検し、その結果を翌年度以降の年度計画に反映させている(根拠資料7-55)。

これらの点検・評価にあたり、学生支援を主管する各組織(会議体)において、それぞれの業務に応じた見直しや改善を行っている。

学生生活支援全般については、学長の下に学生センター長を委員長とした学生生活委員会を置き、8月と2月を除く月1回開催している。必要に応じて関係者の意見聴取を行い、支援の改善に関して学生センターより原案を提示し、学生生活委員会で意見を徴し議論している。見直しの基準としては、学生ニーズや時代的背景、活動実態との乖離が大きいことが認められた場合や、学生生活委員会で意見が出たこと等を踏まえ、改善が必要と考えられる事項について検討している。

奨学金に関しては、支給実績を分析、評価し、各種会議体(高等教育常務会、IR 教学部

会、学部長会議等)で報告を行っている。各会議体からのフィードバックを参考に、次年度以降の戦略的かつ効果的活用方法を検討し、奨学金制度の拡充・新設につなげている。

学生寮の運営に関しては、毎月1回リビンググループリーダーとミーティングを行い、寮生との意見交換を積極的に行い学生寮の運営に反映するように努めており、寮生の意見を取り入れた形での寮内での教育プログラムの実施や施設設備の改修等の成果につながっている。

障がい学生支援と心身両面での学生健康管理、学生相談に関してはウェルネスセンターが中心となって対応している。各種会議体(高等教育常務会、学部長会議等)で報告を行うほか、フィジカル・プラン等検討専門第一委員会がアクションプランごとの進捗状況を毎年点検し、その結果を翌年度以降の年度計画に反映させている。

キャリア支援に関しては、長期計画企画拡大会議の下に設置しているフィジカル・プラン等検討専門第一委員会では就職環境の現状や就職支援の進捗状況・課題などを報告し、学外委員を含めた委員と意見交換を行うことで支援内容の点検・評価を行い、次年度以降の事業計画策定の参考としている。

留学生支援については、グローバル化推進担当副学長のもとに留学生支援ネットワーク連絡会をおき、学期に1回の定例会の中で活動の点検・評価を行っている。

協議結果は、必要・内容に応じて、学部長会議、高等教育常務会などで共有している。

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

2019年度に実施した全学自己点検・評価結果を踏まえた学生支援に関わる改善・向上に取り組んだ実例として、「学生の支援に関する方針」の策定が挙げられる。2021年度に質保証運営会議で検討後、学部長会議や大学院委員会での意見聴取を経てまとめられた(根拠資料6-31)。

また、2020年度に実施した学外評価において、ハラスメント相談に関しアクセスしやすい方法が考えられるとよいとの指摘を受け、現在は従来の申し込み方法のほかに外部相談窓口を設置し、電話、ウェブ、書面、電子メールで対応している。

以上のことから、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

7.2. 長所・特色

2022年4月から、学生局に新たにウェルネスセンターが設置された。ウェルネスセンターは、90を超える国や地域からの留学生や、障がい学生の支援などの学生の多様化や相談の複雑化・深刻化により、教員が個々の相談に対応する負担が増加していること、また、カウンセリングセンターでの相談件数が10年で約1.7倍となったこと、様々な相談に一部署では対応できなくなったことにより、専門家との協働強化が必要となったことがある。本センターは、中長期計画のアクションプランとして学生のメンタルヘルスを重要リスクとし

て捉えていたことを受け、新たな組織体制のあり方を検討するため、2019年に学生局内にワーキンググループが設けられ、その検討結果を踏まえて設置された。ウェルネスセンターは、保健センター、カウンセリングセンター、学生センターの障がい学生支援担当を統合拡大する形で設置され、医師やカウンセラーなどの専門職と教務部門や学生生活支援の事務職員が連携して支援する体制が築かれ、点ではなく重層的な学生支援を構築しようと試みている。2022年秋学期からは、「なんでも相談窓口」が設けられ、学生の「相談すべき部署が分からない」「大学に相談してよいか分からないけど困っている」といった相談事や問い合わせの一次窓口となっている。受け付けた相談は内容に応じて、学生相談や学内各部署、場合によっては学外機関への相談につなげる。また、2021年4月から外部業者による電話健康相談サービスを開始している。2021年度実績は、168件でその内英語対応15件であった。相談内容としては、メンタル系（ストレス、対人関係の相談が目立つ）が約40%超と多数を占めている。

コロナ禍で一番影響を受けたのが就職活動であるが、早期化し内定が出ない学生の就職活動が長期化している。学生アンケート調査における進路の満足度（満足、やや満足の合計）は、2019年度88.0%、2020年度82.8%、2021年度83.8%となっている（根拠資料7-56【ウェブ】）。就職者のみの満足度を見ると、2020年度88%、2021年度89%と低くないが、就職、進学以外の進路を選択する学生の多寡が満足度に影響している。相談についても、個別相談は英語、中国語の枠を設けて多言語対応を行っている。

学生支援については、学生のバックグラウンドの違い、人権・ジェンダー・LGBTQ等に関する意識の違い等の多様な学生、対面から遠隔（ZOOM等）、対話から文字（SNS、LINE等）へのコミュニケーションの変化により学生の関心や環境の変化に応じて柔軟に見直している。

7.3. 問題点

2020年度からのコロナ禍により、オンライン授業から対面授業へ変更してきているが、変化への対応が難しい学生や、依然として大学に馴染めず友達がつくれぬ学生がおり、今後も、学生の居場所や参加する機会の提供が必要である。近年、メンタルヘルスに問題がある配慮学生が増加傾向にあり、特に交換留学生を含む外国籍の学生については、支援体制、相談体制の強化・整備が急務となっている。

7.4. 全体のまとめ

学生支援の目的は、すべての学生が学生生活を通して、本学の建学の理念や教育精神に基づき「他者のために、他者とともに生きる」精神を養い、グローバル社会に貢献する広い教養と深い専門性を修得するとともに、人間性と倫理性を高めることにある。学生支援方針及び各種手続などは大学公式ウェブサイト公表し、周知を図っている。

支援方法については、コロナ禍により支援の大半をオンラインで行わざるをえなかった

時期を経て、現在は対面とオンラインを併用しながら支援の質や利用者の利便性の向上をめざして、両者の利点を生かした柔軟な体制をとっている。

コロナ禍で留学生が激減したが、2022 年秋学期以降大幅に増加する傾向にある。また、国籍や宗教のみならず、障がいや性別、ジェンダー等に対応する支援はさらに多様化、複雑化しており、それを支えるための体制や十分な人員の配置とともに、学生ひとりひとりの立場に立って専門的な見地と総合的な視野で支援の充実を今後も図っていく必要がある。

そうした状況のなか、2022 年 4 月に学生局にウェルネスセンターが設置されたことは、学生支援のさらなる充実に向けた、大きな進展であったと言える。このセンターの設置により、職員・教員間の情報共有や連携、重層的な支援がやりやすい環境となった。また 2022 年秋学期に開設された「なんでも相談窓口」は、問題を抱えている学生がどこに相談に行ったらよいかわからないという状況の解消に、大いに役立っている。

学生支援は、悩みや問題解決のためのサポートだけでなく、課外活動に対する支援やボランティア活動の紹介など、学生がキャンパスの内外を舞台として個々の夢を育くみ、それを実現するための支援や機会提供も併せて、学生ひとりひとりの人間的成長を多方面でサポートすることの必要が、教職員間でも認識されている。コロナ禍を契機に見直しや改善を行ったことも多く、時代や社会、学生気質の変化も加味しながらより充実した学生生活が送れるよう、柔軟な対応及び体制づくりに取り組んでいる。

第8章 教育研究等環境

8.1. 現状説明

8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

教育研究等環境は「グランド・レイアウト 2.1」に沿って、「F. 上智学院の運営基盤に関する計画」の「施設・設備計画」「ICT 計画」に基づいて整備している（根拠資料 1-19【ウェブ】）。施設・設備計画では教育研究環境の向上と維持保全、施設・設備のリスク対応の2点を柱に5つのアクションプランを設定し、ICT 計画では ICT の活用、ICT 環境の整備の2点を柱に7つのアクションプランを設定している。

研究活動も同様に、「グランド・レイアウト 2.1」に沿って、「A. 上智大学の将来計画」の研究・学術交流計画に基づいて整備している。研究・学術交流計画では研究力の強化、連携の推進、研究者の養成の3点を柱に8つのアクションプランを設定している。

上記の計画は法人公式ウェブサイトに公表しているほか、毎年9月に開催する予算説明会などの場で共有している。

これらのことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示していると判断できる。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備
- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

1. 施設、設備等の整備及び管理

(1) 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

本学は四谷（東京都千代田区紀尾井町）、石神井（東京都練馬区）、目白聖母（東京都新宿区）、秦野（神奈川県秦野市）、大阪サテライト（大阪府大阪市）の5つのキャンパスを有し、校地面積の合計は 288,996 m²、各キャンパスの校舎面積の合計は 182,798 m²である。

大学設置基準上必要な本学の校地面積は 112,200 m²であり、大学設置基準上必要な本学

の校舎面積は各学部・学科の収容定員 11,220 人に対して 64,920 m²であり、いずれも大学設置基準上必要な要件を満たしている。

四谷キャンパスには全学部・全研究科の学生が在籍し、施設・設備を共用している。石神井キャンパスは神学研究科が使用している。この他、目白聖母キャンパスは主に総合人間科学部看護学科の 2、3、4 年次生が使用している。秦野キャンパスは体育施設を課外活動で使用しているほか、教育研修施設である秦野セミナーハウスをゼミ等で利用している。

校地・校舎などの責任体制は「上智大学施設管理規程」第 4 条第 2 項に基づき、財務局管財グループ長が学長の命を受け管理責任者となり、大学施設の管理を総轄している（根拠資料 8-1）。

校舎と校舎に付帯する設備の維持・改善管理は、管財グループが教育研究環境等の整備の充実に資するため年度計画を立案し、企画委員会の小委員会として設置している建設委員会の審議を経て、上部会議体の決裁後に執行している。

校地については、2019 年 1 月に四谷キャンパスに隣接するメリノール宣教会所有の土地・建物を取得し、2022 年 3 月に秦野キャンパスに隣接する聖マリア修道女会所有の土地・建物を取得している。また、2019 年 9 月に市谷キャンパスの土地・建物を売却し、2022 年 9 月に軽井沢セミナーハウスの土地・建物を売却している。

校舎の整備状況については、2019 年 4 月に信濃町の借地（公益社団法人真正会館所有地）にアルペ国際学生寮を建設した。アルペ国際学生寮は、男女別の棟に 180 室、7 人で一つのユニットを構成し、ユニットごとに共用のダイニングキッチン、トイレ、シャワー、洗面台を設けるシェアハウス方式で、さらに複数のユニットに対して「コモンリビング」と呼ばれる大きなリビングルームを各階に配置している。2019 年に取得したメリノール宣教会の建物は、その一部を改修し 14 号館として教員等が使用している。2022 年度には 15 号館を建設した。15 号館は環境負荷が少なく CO2 排出量の削減と森林資源の循環利用促進の観点から木造で建設した。建物の外装は木材を交差させた格子で覆う特徴的なデザインとし、地域のサステナブルなランドマークとして 2022 年秋から社会人教育や地域交流の拠点として運用する（根拠資料 8-2【ウェブ】）。この他、3、4、8、9 号館の内装・設備・外装・屋上防水を含む全域の全面改修工事を行った。今後も保有施設全数の状況に応じて、順次大規模改修を継続する。なお、2022 年に取得した秦野キャンパスの聖マリア修道女会の建物は学生寮であるが、老朽化しているため現在は閉鎖している。

施設・設備の維持・管理は、学生の学習及び教員の教育研究活動を考慮して、ビル管理法、消防法、建築基準法、電気事業法、省エネ法等の法令に則り、法人が設立した子会社である株式会社ソフィア・キャンパス・サポートに業務委託のうえ施設・設備の保守保全対策を実施している。

施設、設備等の安全及び衛生については、学内の常駐警備を委託し、連携を取りながら日々の防犯対策に努めているほか、防犯上必要な箇所に防犯カメラを順次設置するとともに、受付等に非常通報装置を設置している。今後の計画として、防犯カメラを各建物の要所

に設置予定である。この他、消防法及び「上智学院四谷キャンパス消防計画」「上智学院目白聖母キャンパス消防計画」に基づき施設設備の安全及び衛生に努めている（根拠資料 8-3～4）。

また、管財グループは施設設備の維持・管理のほか、法人すべての機器・備品の調達（購入並びにリース）、発注、検収に関する管理業務を行い、「機械備品等管理手続」「上智学院物品等購入手続」等の規程に基づいて業務を執行している。さらに、施設（教室、会議室）の使用や物品の貸出等に関する業務を行っている（根拠資料 8-5～6）。

なお、会議室については、「上智大学会議室使用規程」により委員会等の会議及び学術研究会等に使用することが定められている（根拠資料 8-7）。使用順位についても規定されているが、大学が主催する行事、教授会等、各種委員会、事務会議、学会等の順位となって運用されている。申込みについては、年間計画が立てられるものについては、前年度の定められた期限までに申請することとなっている。

（2）バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

キャンパス環境の形成にあたっては、学生生活を快適にすごせるよう、建物の改修において快適なトイレを整備するほか、定期的な樹木の剪定、清掃、ゴミ回収、ゴミ処分を実施している。また、学生のための食事施設を 6 ヶ所配置しているほか、昼食時における食堂の混雑緩和と利便性確保のため、学内各所でキッチンカーによる弁当販売を行っている。2016 年 9 月よりムスリムの学生や教職員向けに食堂をオープンし、ハラール料理を提供しているほか、ムスリム等の学生や教職員が祈りを捧げるための部屋を開設している（根拠資料 8-8【ウェブ】）。

バリアフリーへの対応として、9 号館地下の食堂からアクティブ・コモンズへの改修に合わせ、ピロティから地下までのエレベーターを設置した。また、本学の体育館は、2 階にアリーナ、地下 1 階に柔剣道場があるためエレベーターを設置し、新たに取得した宣教会の土地は、高台になるため段差解消機を設置している。

現在、四谷キャンパス内の構内道路等の改修を進めている。改修にあたっては、各建物入口やピロティと構内道路との段差解消を行っている。構内道路等の整備は、2023 年度に完了する見込みである。また、学内のサインの見直しにあたり、色弱者等にも配慮したカラーユニバーサルデザインを採用した。

（3）学生の自主的な学習を促進するための環境整備

中央図書館地下 1 階には、会話をしながらグループ学習が可能なスペースとしてグループ学習室とラーニング・コモンズを設置している。2017 年 12 月には、学生同士のコミュニケーションを促進することを目的とした交流スペースとして、SSIC（Sophia Student Integration Commons）を開設した（7.1.2 で詳述）。3、4、8、9 号館の全面改修に伴い、理工学部の教育研究施設を集約させたほか、2018 年度より 9 号館地下の食堂をアクティブ・

コモンズとしてリニューアルした。グループ学習や少人数でのミーティングで利用できるようにし、プロジェクター等の学習機材の貸出しを行っている。

(4) ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

ネットワーク環境や ICT 機器の整備は、学術情報局情報システム室が担当しており、ソフィアメールシステムの運用管理、各種サーバの運用管理、全学的なコンピュータネットワーク（無線及び有線）の維持管理、コンピュータ（COM）教室／CALL（Computer Assisted Language Learning）教室の運用管理（教室配当）、主に文学部新聞学科が実習等で使用するテレビセンターの運用管理などを行っている（根拠資料 8-9【ウェブ】）。

2019 年度より事務系のメールシステムを教育研究系へ一本化するとともに、クラウド型のオフィスツールを導入した。

本学のネットワーク環境は、キャンパス内の各棟を 20Gbps の光ケーブルで連結し、各研究室に有線の情報コンセントを設置するとともに、各棟の廊下などに無線 LAN 用アクセスポイント（AP）を設置し、学内のどの場所からも利用できるように整備している。学内ネットワークの他、eduroam（国際学術無線 LAN ローミング基盤）も導入し、学会などで来学するゲストも利用が可能となっている。教室の無線 LAN については 2021 年度中に整備を完了し、ほぼすべての教室において収容定員の 60%以上が接続可能となるよう AP を配備した。事務部署向けにも同様に、各事務室への有線 LAN の配備ならびに一部の事務室、会議室への無線 LAN 用の AP を配備し、オンライン会議等の利用に供している。対外接続回線については 2021 年度に SINET への接続に切り替え、回線速度も 10Gbps から 30Gbps へと 3 倍に拡張した。

COM 教室及び CALL 教室には全体で 1,000 台以上の PC を配備している。原則的には授業利用が主体であるが、授業時間外には学生の自習用に開放しており、プリンタの利用も可能である。CALL 教室と併設して教材準備室を設置しており、ここには専門の SE が常駐して教員向けに音声教材や動画教材の作成・編集や授業用教材の作成支援、授業支援システム「Moodle」の操作に関する支援を行っている。これらの設備、機器の利用については、入学時に利用ガイダンス動画を活用するほか、情報システム室によるマニュアルの整備、ウェブサイトによる利用情報の発信などを実施している。情報システム室のカウンターにおいて、各自の機材を見ながらの実技指導も行っている。

コロナ禍における支援体制としては、オンライン会議ソフトウェアの Zoom を導入し、本学のメールシステムとの連携を構築した。教員向けには「オンライン授業ポータルサイト」を構築し、他大学での事例などを公開した（根拠資料 8-10）。学生向けには、コンビニエンスストアでのプリンタが利用できる「ネットプリントサービス」を導入した。

支援体制としては、職員が在宅勤務となったことを受け、メールによる応対に切り替えたが、メールによる応対は時間がかかることから、およそ 30 名体制に増員して対応にあたった。

2020 年秋学期から一部対面授業を再開したことに伴い、諸事情によりキャンパスに来ることができない学生に対し、ハイフレックス授業に関する支援を行った。オンラインポータルサイトへ記事を追記し、ハイフレックス用授業機材の導入と利用指導を行った。2021 年度からは本格的に対面授業を再開することとなったため、ハイフレックス授業用設備を大教室に設置したほか、全教室にオンライン会議用のマイク・スピーカーを配備し、持ち込み PC に接続するだけでハイフレックス授業ができる環境を整備した。教員向けの支援として、FD 関係部門と協力して「ハイフレックス授業講習会」を開催するとともに、教員同士による自主的な勉強会へ応援に行く等の支援を実施した。また、「ハイフレックスサポートデスク」を設置し、授業中に発生したトラブルにも直ちに駆けつけることができるチームを組織するなど、可能な限りの支援体制を構築した（根拠資料 8-11～12）。

2. 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学の情報セキュリティに関する体制としては、2017 年 6 月に本学の情報セキュリティポリシーとして「上智学院情報セキュリティ基本方針」を制定した。これは、「情報システムの管理・保護」「個人情報の管理・保護」「文書管理・保護」という 3 つのセキュリティ管理事案に共通の最上位の規程として定めたものである。この基本方針の下、情報システムに関しては「上智学院情報システムセキュリティ規程」「上智学院情報システムセキュリティ対策に関する細則」などの下位規程のほか、「ID/パスワード管理に関するガイドライン」「情報漏えい時対応マニュアル」などのマニュアルを作成している（根拠資料 8-13～17）。

また、学生や教職員における情報倫理の確立を図るため「情報セキュリティハンドブック」を作成した。教職員向けのハンドブックはメール誤送信や重要情報の管理など、実務に即した内容となっている一方、学生向けのはスマートフォンや SNS 利用上の注意など、学業以外の部分での注意事項をまとめた内容となっている（根拠資料 8-18【ウェブ】）。

教職員へのセキュリティ教育としては、「教員向け情報セキュリティ研修」と「職員向け情報セキュリティ研修」を 2016 年から隔年で実施し、その中で情報倫理とセキュリティについても説明している。2019 年度以降はコロナ禍の影響により中止していたが、2022 年度からは e ラーニングシステムを活用した自習教材を導入した。2018 年から 2019 年にかけて、ランダムに抽出した 100 名の職員を対象に「標的型メール攻撃訓練」を実施した。訓練時の開封率が 40%程度であったことから、防衛意識の不十分さが指摘されていたが、同様の訓練は教員まで対象を広げて今後も継続する方針である（根拠資料 8-19～20）。

これらのことから、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していると判断できる。

8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それら

は適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

1. 図書資料の整備と図書利用環境の整備

四谷キャンパスに中央図書館、法科大学院図書室、目白聖母キャンパスに目白聖母キャンパス図書室を設置している（根拠資料 8-21【ウェブ】）。3 図書館（室）を合計した図書の冊数は教育研究に必要不可欠な各分野の図書約 113 万冊、雑誌・新聞約 11,700 タイトル、電子ジャーナル約 50,000 タイトル、電子ブック約 27,000 タイトルを所蔵している。新規受入図書については、冊子体資料ばかりではなく電子の資料も積極的に購入している。図書の選定においては、図書館職員だけでなく、各学科の教員による専門的な見地からの選定も行うことで充実した蔵書構築に努めている。さらに、学内の研究所等が各研究分野の専門的資料を補完する形で収集し、中央図書館に配架している。授業を担当する教員が学生に読ませたい参考文献を、より多くの学生が借りられるように配慮したりザーブブック制度を提供しており、コロナ禍以前は、学期ごとに約 50～80 人の教員から 400 冊～700 冊程度の指定利用があった。

図書館の情報検索ページではさまざまなデータベースばかりではなく、有用なウェブサイトも紹介している。OPAC から検索した場合は複数のデータベースで、検索ワードを引きつぎ検索できる仕組みを導入している。上智大学機関リポジトリで紀要や博士論文の公開も進めており、NII により定期的に情報が収集され、アップロードされている（根拠資料 8-22【ウェブ】）。

中央図書館では、授業期間中は 8:00～22:00 まで開館し、授業後も資料を利用した学習ができる環境を提供している。開館日数は授業休業期間も含め年間 339 日（2021 年度）である。学習・研究に対応する閲覧席は約 1,900 席を有しており、個人が集中して学習できるブースの設置やパソコンを利用して学習できるようにコンセントのタップ付きの座席なども整備している。さらに、学生のグループワークに対応できるラーニング・コモンズには貸出用ノート PC を 48 台用意して学生の学習を支援している。その他、グループ学習室 3 室は予約システムにより利用管理をしている。

2. 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

2022 年 4 月 1 日現在、図書館の専任職員 8 名のうち、5 名が図書館司書の資格を有して

いる（専任職員の60%）。さらに図書館情報学を専門としている職員が2名在籍し、専門性を生かして経験の浅い職員への研修会などを行っており、質の高い学術情報サービスの維持に努めている。また、国立情報学研究所や他大学の図書館関連機関が主催する研修等に職員を積極的に参加させることで、最新の技術動向・サービス動向についても情報収集し、より良い学術情報サービスの提供を目指している。

図書館では総合大学の教育研究活動促進に向け多分野の資料を、主な利用者である学生や教職員・研究者までの各構成層が求める教養書から専門性の高い資料まで幅広く収集している。収集した情報は、従来の来館による冊子体での提供とともに、インターネット環境下での提供や情報発信サービスの充実も図り、電子ジャーナルの利用件数や主に学科や利用者の希望で購入する電子ブックのタイトル数は年々増加している（根拠資料 8-23【ウェブ】）。また、チーム・ビルディング（対話型）活動の促進に向けたラーニング・コモンズやグループ学習室の支援策にも取り組んでいる。

こうした社会状況の変化や多様な利用者ニーズに応じた施設環境（資料収集、空間整備、情報発信等）を整えており、これらのことから、図書館は、学術情報サービスを提供するための中心組織としての体制を備え、適切に機能していると判断できる。

8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

研究活動を促進させるための条件の整備

（1）大学としての研究に対する基本的な考えの明示

研究に対する大学の基本的な考えは「グランド・レイアウト 2.1」の研究・学術交流計画に基づき、研究力の強化、連携の推進、研究者の養成の3点を掲げている（根拠資料 1-19【ウェブ】）。

具体的には、大学全体としての研究力を強化するために、①本学の特色となる重点研究の推進及び拠点化、②研究成果の積極的な創出及び学内外への発信、③学術情報の安定的提供、の3点、学内外との研究交流・連携を推進するために、①学内横断的な研究のネットワーク化、②官公庁や企業等との産官学連携の推進、③外部資金の獲得及び研究活動による産業界への貢献、の3点、独創的かつ公正な研究を行う人材を養成するために、①若手研究者の育

成・支援、②研究コンプライアンスの強化・徹底、の2点、計8点のアクションプランを設定している。

研究活動を促進する体制については、学術研究担当副学長を配置し、学術情報局研究推進センターが所管している。研究推進センターでは、研究支援業務として科研費など公的な競争的研究資金や各種民間団体等の研究助成資金の申請と獲得支援や受託研究・学外共同研究の契約交渉・締結に係る業務にあたるほか、産官学の研究交流を円滑に実施するための支援や知的財産管理に係る業務にあたっている。

(2) 研究費の適切な支給

教員に対する主な研究活動支援費用として、「学校法人上智学院個人教育研究費規程」に基づき個人教育研究費を毎年度支給しているほか、「学校法人上智学院学会研究旅費規程」に基づき学会研究旅費を支給している（根拠資料 8-24～26）。本学の先進性・独自性・国際性に富んだ特色ある研究や、総合大学の特色を生かした学際的、組織的な研究活動に対し、学術研究特別推進費として重点的に研究費を配分しているほか、間接経費の措置がある外部資金を獲得した研究者には、原則として間接経費の30%相当額を配分する研究推進奨励費の制度を整備している。

科学研究費助成事業（科研費）の資金獲得は、学内公募説明会の開催、申請書形式チェック、次回申請支援を目的とした科研費インセンティブ研究費等を実施している（根拠資料 8-27【ウェブ】）。各種の競争的研究費、研究助成金等の獲得は、学内掲示板での情宣も活用しつつ、申請希望者には、資金制度の企業連携重視度等に応じて産官学連携コーディネーターの支援も受けながら、研究計画立案や申請書作成を事務的に支援している。企業等との受託・共同研究の実施（契約）は、産官学連携イベントへの出展、企業等からの研究ニーズの受領、本学研究シーズの発信等により研究マッチング活動や、その後の契約書の内容精査や締結作業を実施している。

新型コロナウイルス感染症への対応として、科研費公募説明会をオンラインで開催し、希望者には後日動画を視聴できるようにした。科研費の採択件数は2020年度の256件から2021年度は259件と微増したものの、配分額は450百万円から330百万円に減少した（根拠資料 8-28【ウェブ】）。

(3) 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

専任教員には照明、コンセント、情報コンセント、電話、什器を備えた個人研究室を整備しているほか、研究機構では、時限研究部門に事務執務室となる研究プロジェクト室を貸与している。

研究時間確保のための制度としては、「上智大学教員特別研修制度に関する規程」「上智大学教員在外研究規程」に基づき研究専念期間（サバティカル）を整備し、規程に基づき旅費等を支給している（根拠資料 8-29～30）。2022年度開講科目からは、国の競争的研究費バイ

アウト制度の導入(非常勤講師と TA の雇用)により研究時間の確保の施策を開始している。

また、ダイバーシティ推進の一環として、本学研究者が出産・育児・介護等のライフイベントを理由に研究を断念することなくキャリア形成を継続し、公正な競争に参加できるよう、研究支援員を配置できる制度を整備している。原則として研究に対する支援としているが、教育活動も支援の対象としている。また、理工学研究科の女子学生を対象に、国際的に活躍する女性研究者への第一歩として支援する制度として「女性研究者グローバル育成奨励賞」や、専任教員が本学を会場として開催する学会等を対象として、託児サービス費用の一部を補助する託児サービス補助制度を設けている(根拠資料 8-31【ウェブ】)。

(4) ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

教育支援体制として、大学院生によるティーチング・アシスタント (TA) 制度を運用しており、教育の質の向上を図っている。TA の採用に関しては「上智大学ティーチング・アシスタント規程」に沿って、本学大学院博士前期課程、博士後期課程又は修士課程に在籍する者を対象に実施しており、2021 年度は約 330 名の TA を採用した(根拠資料 8-32)。TA は、大学又は大学院博士前期課程の授業科目において、実験実習に係る指導・補助等、レポート作成の指導・課題の添削、授業用資料作成等に従事し、授業支援を行っている。

研究支援体制として、「上智大学研究補助員規程」に則ってリサーチ・アシスタント (RA) 制度を運用している(根拠資料 8-33)。RA は本学の博士前期課程修了者又は博士後期課程在学中の大学院生を採用の対象としており、RA は週の所定労働時間を 20 時間以下として定め、当該院生が受ける研究指導や授業等に支障が生じないように配慮している。2021 年度は約 60 名の RA を採用し、学部及び研究科、又は研究機構における研究補助、研究活動にかかる庶務業務等に従事している。また、RA は研究補助業務を通じて培われた知識や経験をもとに自ら独創的な研究を行うことができ、RA 自身の研究者としての育成を図っている。毎年度末に、自らの研究活動の成果について、所属長を経て学長に報告している。

研究所・センターにおける活動の成果は、それぞれが定期的なジャーナルの刊行やシンポジウム・講演会の開催等によって継続的に公開している。また、毎年秋に「Sophia Open Research Weeks」を開催し、各研究所・センターの研究成果を確認しあい、外部とも提携することで、本学の研究活動を幅広く発信する機会となっている(根拠資料 8-34【ウェブ】)。新型コロナウイルス感染症への対応として、2021 年度は一部企画を除いてオンラインで開催したが、これにより従来の対面実施では参加が困難であった遠方の研究者や高校生及び海外在住者からの参加があり、より幅広い層に情報発信ができた。

これらのことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理や研究活動の不正防止については、「上智大学学術研究倫理に関するガイドライン」「上智大学における研究活動上の不正行為の防止等に関するガイドライン」を定めている。研究費の適正使用及び管理については「上智大学研究費の適正な使用・管理のガイドライン」を定めている。また、「上智大学公的研究費等にかかる不正防止計画」を策定し、学内掲示板で周知している。人を対象とする研究については「上智大学人を対象とする研究に関するガイドライン」「上智大学人を対象とする研究に関する倫理委員会規程」を定めている。動物を対象とする研究については「上智大学動物実験取扱規則」に基づき実施し、遺伝子組換えを伴う研究・実験については「上智大学における遺伝子組換え生物の使用並びに安全管理に関する規程」を定め、安全かつ適切な遂行に努めている（根拠資料 8-35～42）。

研究倫理教育及びコンプライアンス教育については、教職員や学生を対象に実施している。教職員については採用時に研究倫理教育 e ラーニング（eAPRIN）の受講と誓約書の提出を必須とするとともに、全学的な受講頻度を5年ごととしており、直近では全教職員を対象に2020年度に実施した（根拠資料 8-43）。また、学生については入学時に実施しており、大学院生には研究倫理教育 e ラーニング（eL CoRE）の受講と誓約書の提出を必須としている。意識啓発が肝要であることから、不正防止を徹底している旨を学長メッセージや「グラウンド・レイアウト 2.1」等を通して繰り返し周知している。研究費の適正執行については、各種ルールの統一や分かりやすい説明を心がけて周知徹底を図っている。

人を対象とする研究の倫理への取り組みは、毎年、研究倫理コンサルタントや本学の生命倫理研究所等の協力を得て、社会的信頼に応える研究活動の必要性や倫理審査の機能等について、該当研究活動を行う可能性のある教員や大学院生等を対象にセミナーを開催している（根拠資料 8-44）。

安全保障貿易管理への取り組みは、安全保障貿易管理アドバイザー（経済産業省派遣事業）の支援を受け、ハンドブック作成の他、説明会を開催している。2021年度は主な対象者（理工学部及び理工学研究科の教員、監査対象の主な事務部署の担当職員）の説明会動画視聴強化期間（2021年10月20日から2021年10月27日）を設け、制度の周知強化を図った。本年6月には運用改正に伴い動画説明会を実施した（根拠資料 8-45～46）。

研究倫理に関する学内審査機関については、「上智大学における研究活動上の不正行為に係る調査の手續に関する内規」「上智大学における研究費の不正使用に係る調査の手續に関する内規」に基づき、調査委員会を設置することを定めている（根拠資料 8-47～48）。

これらのことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

教育研究等環境に関しては、毎年度末に「グランド・レイアウト2.1」のアクションプランに沿って点検・評価を行うとともに、3年ないし4年ごとに実施する全学自己点検・評価において、大学基準協会の点検・評価項目に沿って確認している。

点検・評価にあたり、教育研究等環境を主管する各組織（会議体）において、それぞれの業務に応じた見直しや改善を行っている。

施設・設備関連の取り組みについては、法人全体では総務担当理事を委員長とする建設委員会、大学が管理する施設は学生総務担当副学長を委員長とする施設管理委員会を設置し、見直しを行っている。管財グループで立案した整備計画案は、「グランド・レイアウト2.1」に基づく年度計画を立案したフィジカル・プラン等検討専門第二委員会で審議している。現在は四谷キャンパス外構、真田堀グラウンドについて、コンサルタントを交え検討している。四谷キャンパスは大半の建物が築後30年を越えていることから、安全性、利便性等の観点から順次改修計画を検討している。

ICT関連の取り組みに関する点検・評価の体制は、経営企画担当理事を委員長とする情報システム委員会の下に、学術情報局長を委員長とする事務系システム小委員会ならびに情報システム室長を委員長とする教研系システム小委員会を設置し、ハードウェア、ソフトウェアの更新やシステムの運用などを中心に見直しを行っている。教育研究環境に関するICT関連の自己点検・評価もこのプロセスに含めて運用している。

教育研究等に関するICT関連事案の点検・評価は、情報システム室職員が日々のシステム運用・管理の中で発見した問題点や改善項目を課題として選出していくほか、教研系システム小委員会における各学部代表教員の意見や発議などもきっかけになることがある。課題として選定された事案は解決策が検討され、緊急性の高くないものは次年度事業として予算化が進められるが、緊急性の高いものは直ちに実行に移すための準備が行われ、事務系システム小委員会又は教研系システム小委員会の議案として付議される。小委員会での審査は、実施の可否を決断するために体制や方法等が審査され、承認された場合は、上位の情報システム委員会と同様の審査が行われる。情報システム委員会は、本学の情報システム関連事案の意思決定期間としては最高位にある委員会であるが、そこで意思決定後実施費用によりさらに別の会議体でも審査が行われる。その後、実施費用や課題としての重要性をもと

に、稟議回覧、局長会議による審議、高等教育常務会による審議などを経て、システム化事業の最終確定が行われる。

図書館は教育研究における学術情報の収集と提供を行う学内中心組織としての役割・機能を充実させるため、「グランド・レイアウト 2.1」の研究力強化に関する項目に「③学術情報の安定的提供」をアクションプランとして定め、それに基づく年度計画の実現に向けた業務遂行を基本としている。業務遂行にかかる会議体としては図書館長を中心とし、各学部の代表等で構成される図書館委員会を毎月開催しており、図書館の予算・決算、蔵書の構成にかかわる問題、電子資料の利用、継続、運営体制などについて審議している。また、図書館長が大学の教育課程の編成方針等、学事に関する重要事項を審議する委員会に委員として参加し、図書館の運営に関しての報告なども行っている。

研究等環境に関する自己点検・評価は、「グランド・レイアウト 2.1」に基づく年度計画を検討、承認したアカデミック・プラン等検討専門第二委員会が実施し、その結果を翌年度以降の年度計画に反映させている（根拠資料 8-49）。また、研究機構のもとで活動している研究所・センターは、活動報告書等を毎年度作成しており、研究機構会議の確認・承認を経て学長に報告し、得られた意見を研究所・センターの次なる活動計画に反映している。附置研究所・センターは各々の規程に則り、会議体で各種計画立案及び点検・評価等を行い、改善に取り組んでいる。

日常業務においては、「グランド・レイアウト 2.1」に基づく年度計画実現のため、学長より研究推進、研究支援に関する事項を委任されている学術研究担当副学長と研究推進センターが毎週ミーティングを開催し、各種事業や施策の評価・点検及び改善・実施に向けて、適宜、学内会議体（高等教育常務会、学部長会議、大学院委員会等）に審議、報告を行いながら取り組んでいる。

教育研究等環境整備における新型コロナウイルス感染症への対応・対策として、以下を実施した。

施設・設備面では、通常よりも授業定員、試験定員を減らして教室を運用するとともに、室内の二酸化炭素量の測定を行うなどの対応を行った。この他、学生食堂や学習スペースのテーブルにパーテーションを設置したり、屋外にベンチを増設したりするなど工夫した。

また、コロナ禍を機に、従来は事前・事後の報告を求める形で試行していた在宅勤務を本格導入した。事務組織において VPN 経由によるネットワーク接続を可能にするとともに、Web 会議ツールやグループウェアを活用し、出勤時と同様の環境で業務ができるように努めた。自宅の ICT 環境が整備できない学生、非常勤教員を含む教員、職員に対しては Wi-Fi ルーターやノートパソコンの貸出しを行った。

入構できない学生向けには、郵送による図書館資料の貸出しや電子資料（ジャーナル、ブック、データベース）の充実、コンビニエンスストア等での印刷サポートなどの各種サービス、サポート環境を整えた（根拠資料 8-50【ウェブ】）。さらに、キャンパスでの授業再開後も、渡日できない留学生の対応などのためオンラインとの併用となるハイフレックス授業

を継続したことから、教員向けのサポートデスクを設置し、スタッフが常駐して授業におけるシステムトラブル、ネットワークトラブル等のサポートを行った。

教育研究等環境整備における新型コロナウイルス感染症への対応・対策は、学生の学習及び教員の教育研究活動の円滑な実施の観点から適切であると考えている。

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

2021年度は教育研究等環境に関する改善支援の取り組みについて、質保証運営会議で対応すべき事項はなかったと認識している。今回の点検結果や現在検討中の次期中長期計画を踏まえ、今後支援していきたい。

これらのことから、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断ができる。

8.2. 長所・特色

本学は、中長期計画「グランド・レイアウト 2.1」の重点計画において示された「グローバルキャンパスの創成」実現に向けて学内環境整備を加速化させており、多様性が尊重され心身健全に過ごせるキャンパスを目指すべく外構整備においてもユニバーサルデザインの観点から適切な整備を行っている。段差解消などの環境面の整備が進む中で、サステナビリティ推進本部（9.1.2で詳述）では、情報のバリア改善に着目し視認性や多言語に配慮した案内サインを学生職員が中心となって作成した。

本年9月には、1号館の前に新しい広場「S-TERRASSE」（Sテラス）が完成した（根拠資料8-51【ウェブ】）。S-TERRASSEは、1号館を背に階段式のベンチを設置し学生の新たな憩いのスペースとなった。広場の名称決定にあたっては、サステナビリティ推進本部が在学生から案を募集し、約90件の応募の中から命名された。S-TERRASSEの「S」はSophia, Sustainability, Shareの3つのSを表し、それぞれ「上智の新たなランドマークとなるように」「SDGsに対する意識が浸透するように」「コロナ禍で減った学生同士の交流が活性化するように」との思いが込められた。

文学部新聞学科には、社会とテレビ・ジャーナリズムに関する研究を行う施設として「テレビセンター」が設けられている。テレビセンターは、1966年にテレビ番組の撮影・編集機器を利用した全学向けの教育及びサービスの提供、並びに社会とテレビ・ジャーナリズムに関するセンターとして設立された。大学にこのような施設が設置されるというのは、当時としては画期的なことで、テレビ番組の制作施設を利用しての教育カリキュラムは、日本の大学において先駆的な役割を果たしてきた。また、テレビセンターには、スタジオやコントロールルーム、カメラ、音声機器など、小さな放送局レベルの設備、機器が揃っており、学生たちは本格的な番組収録を体験することができ、実際に、テレビスタジオを用いた撮影や編集を行い、講義内容を実践できることは大学の授業としてもユニークなものといえる。

8.3. 問題点

本学の施設の竣工状況について、体育館は1971年、ホフマン・ホールは1980年、図書館は1983年の竣工となっている。体育館は既に竣工から50年経過しており、各施設とも改修などを今後検討する必要がある。なお、図書館は、約2万㎡で100万冊の蔵書があるため、長期的な展望により計画を進めることが必要になる。

本学教員が所属する学会の大会開催を本学で希望されることがあるが、規則によって早期貸出し予約を受け付けていない。本学教員の研究活動の活性化のために、本学での開催学会を増加することにより本学のプレゼンスを高めることを目指し、施設の弾力的なルール運用を検討する必要があるかもしれない。

8.4. 全体のまとめ

教育研究環境の基礎となる本学の校地・校舎面積は、大学設置基準で定められた要件を満たしている。校地・校舎、施設・設備の維持・管理と安全及び衛生等においては、それぞれ規程を設け、責任体制を明確にし、関連する法律を遵守して、保守保全対策や施設設備の安全及び衛生の確保に努めている。

大学施設の利用状況は、コロナ禍を経て、現在はほとんどの授業が対面形式に戻っているが、多様な学びを創出するための手段として、オンライン形式の授業も引き続き行われており、それに伴う設備や機器の整備も行っている。また情報セキュリティについては、基本方針の制定に加え、基本方針の下でのハンドブックの作成や各種の研修を行っている。

キャンパス環境については、グループ学習室、ラーニングスペースなどを開設・整備しているほか、学内施設などのバリアフリー対策が進められている。

学術情報環境として、四谷キャンパスに中央図書館と法科大学院図書室、看護学科のある目白聖母キャンパスにも図書室を設置し、本学の教育研究を支える学術情報コンテンツを整備している。また、本学教員の研究成果は、上智大学機関リポジトリとして公開している。

約1,900の閲覧席を擁する中央図書館は年間339日（2021年度）開館しており、授業期間中の平日は午後10時まで利用できることに加え、ラーニング・コモンズやグループ学習室も整備するなど、学修支援環境を整備している。一方、図書館職員は学内外でさまざまな研修に参加するなどして、学術情報の収集とサービスにおける専門性を高めることに努めている。

研究推進センターは、主な研究支援としては、学内公募型研究プロジェクトの申請受付と選考、教員の研究時間確保のための各種施策を実施しているが、2022年度開講科目からは、国の競争的研究費について、パイアウト制度を導入した。また、出産・育児・介護などを理由に研究を断念せずキャリア形成の継続をはかれるよう、研究支援員を配置できる制度のほか、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）など、教育研究活動を支援する制度も運用されており、TAやRAをつとめる大学院生にとっても研究者としての経験を積む貴重な機会となっている。

研究倫理意識の醸成や研究活動における不正防止の取り組みについては、教職員や学生を対象に研究倫理教育及びコンプライアンス教育を定期的に行うとともに、不正防止を徹底している旨を学長メッセージや中長期計画等を通じて繰り返し構成員に周知している。

人を対象とする研究倫理の取り組みにおいては、教員や大学院生を対象にセミナーを開催しているほか、安全保障貿易管理に関しても、ハンドブック作成の他、説明会を開催し、制度の周知強化を図っている。

これらの教育研究環境の適切性については定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

第9章 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明

9.1.1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は建学の理念に謳うようにキリスト教ヒューマニズムに基づき、構成員が人類と世界の発展に奉仕する者となることを目指している。「グランド・レイアウト 2.1」では、基本理念の1つに「学問研究及び社会貢献を通じて、「人間の尊厳 (Human dignity)」を脅かす、「貧困、環境、教育、倫理」に関する課題の解決に貢献する」ことを掲げ、教育、研究、その他あらゆる活動においてすべての構成員が社会貢献・社会連携を積極的に行う方針を示している（根拠資料 1-19【ウェブ】）。また、組織全体の社会貢献・社会連携活動を統括する体制整備や諸規程制定も進め、2021 年度には「社会連携及び社会貢献に関する方針」を制定している（根拠資料 9-1【ウェブ】）。

本学の社会連携活動においては、官公庁、自治体、団体、企業、学校、市民及び地域社会等との双方向的な協力体制の構築により、産官学や市民社会と協働した教育活動の展開を推進している。また、社会貢献活動においては、本学の知的資源や教育研究成果を広く社会に還元することを目指している。官公庁・国際機関・他研究機関等と連携したイベントを通じた研究成果の発信活動においては、高校生・社会人にも広く参加を呼びかける等して、教育研究活動の成果の還元について積極的に取り組んでいる。

本学の社会連携・社会貢献に関する方針は学部長会議・大学院委員会で協議し、高等教育常務会で報告することで学内周知を行うとともに、大学公式ウェブサイトで公開して学内外の関係者に共有している。

<社会連携及び社会貢献に関する方針>

1. 本学は、社会連携及び社会貢献を通じて、「貧困、環境、教育、倫理」等に関する課題を抱えた現代世界にあって、「人格の尊厳と基本的人権」を脅かす諸問題の解決に貢献する。
2. 社会連携は、本学と官公庁、自治体、団体、企業、学校、市民及び地域社会との双方向的な協力体制の構築をはかり、産学協働、官学協働及び市民社会との連携、並びに新たな学びの場を展開することによって推進する。
3. 社会貢献は、本学が持つ知的資源や個々の教員の教育研究成果を広く社会に還元することを目標とし、多様な学びの要望に応え、さらに教職員及び正課内外における学生の諸活動が、広く社会の諸問題の解決に資することを目指してこれを推進する。

なお、地域社会との繋がりにおいては、学生と教職員が協力し、様々な地域の住民、自治体、団体、企業との対話を通じて、その要望に応えるための活動を、大学として責任を持って展開することによって推進する。

これらのことから、本学では教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しており、適切性が保たれていると考える。

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

1. 学外組織との適切な連携体制

本学では「社会連携及び社会貢献に関する方針」に示すとおり、カトリックの伝統とイエズス会教育の特徴を受け継ぎ、多様な人々の相互の出会いと対話を通して、現代世界を分断する諸課題の解決に向け、「隣人性」と「国際性」を基盤とする教育研究活動を展開してきた。価値観の多元化が進む時代の中で、国際的視点で社会や地球を見つめる視点を持ち、人々の心が求めるものを察知して積極的に応えようとする姿を礎とし、学内の各組織において構成員が社会連携・社会貢献活動に取り組んでいる。

学外組織との連携については、自治体・企業や国際機関等の国内・国外の様々な組織と連携覚書を締結し、学外機関と協働した社会連携・社会貢献活動に取り組んでいる（根拠資料9-2【ウェブ】）。

一例として、グローバル教育推進室では、国際機関との連携により、シンポジウム開催を通じた国際機関及び本学が有する知見の発信や国際機関での学生のインターンシップ実習受入、また長期休暇中に実施する実地研修等を通じた実践型プログラムや学期中の連携講座等を通じて、国際的な視点から世界的課題の解決に寄与する研究成果の社会還元や人材育成に向けた教育を展開している。新型コロナウイルスの世界的感染拡大の状況下においては、オンライン形式の実践型プログラムも実施した（根拠資料9-3【ウェブ】）。また、社会的責任（Social Responsibility）を果たす取り組みを一層推進するために、2021年7月よりサステナビリティ推進本部を設置し、SDGsに寄与する本学の研究、教育、社会貢献を整理し、教育研究と同様に法人全体での重点方針として取り組んできたダイバーシティ推進や女性研究者支援、ソフィア オリンピック・パラリンピック・プロジェクト活動などの取り組みを統合し活性化するための活動を展開している（根拠資料9-4【ウェブ】、9-5）。サステナビリティ推進本部は、教員・職員・学生が分野横断的にアイデアを出し合い、そこから新たな価値を生み出していくことを目指すために学生職員を採用し、学生の目線を取

り入れたキャンパス改善を行う等、関係企業等との対話を行いながら新たな地域連携、産学連携の実現を目指している（根拠資料 9-6）。

2. 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進についても、教育、研究の両面において多様な活動を展開している。例えば、教育活動においては学生局学生センターを主管部署として、福島県相馬郡飯舘村との相互交流協定や北海道八雲町との連携協定に基づき、地域の人々との交流を通じて、学生が地域の産業・文化・歴史や日本の産業について学び、日本と世界との交流のあり方を考えるための教育プログラムを実施している（根拠資料 9-7【ウェブ】）。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会を共生社会の象徴的イベントとして捉え、2016 年から教職員と学生による「ソフィアオリンピック・パラリンピックプロジェクト（SOPP）」を設立し、東京 2020 大会のみならず、ボーダレスな共生社会の実現に向けた活動に取り組んだ。2018 年には学生団体「Go Beyond」を設立し、学生ボランティア企画の実施、プロジェクト企画・運営、外部組織との連携等の支援を行っている。2022 年 8 月にはパラリンピック会長が来学し、交流の機会が持てたことは本学の活動への高い評価といえる。

その他、千代田区一斉清掃への参加、千代田区在住の高齢者の方への iPad や LINE の使い方講座ボランティア、日本赤十字社と本学体育会の合同による四谷キャンパス集団献血の実施、プラスチックごみの削減に向けた、使用済みハブラシと使い捨てコンタクトレンズの空ケースの回収等、学生による社会連携・社会貢献活動を支援することで正課外教育活動を推進している。

2020 年度からは新たな社会人教育プログラムとしてプロフェッショナル・スタディーズを開講している（根拠資料 9-8【ウェブ】）。本学の教育研究成果に基づき、学術性に富んだ多様な題材を提供し、社会人が学ぶ場を整えるという使命をよりよく果たすため、産学協働体制で取り組んでいる点が特徴的である。2022 年 10 月末現在、プログラムをともに作り上げる相手としてアドバイザーパートナー企業会員 21 社が参画しており、産業界のニーズを適切に取り入れながら運営している。

研究活動については、研究機構では毎年、千代田区後援の下で「Sophia Open Research Weeks」を開催し、学内外へ各研究所・センターの研究成果を発信する活動を推進している。また、クリシタン文庫では、クリシタン学専門図書館として、所蔵する歴史的に貴重な資料を一般に公開しているほか、クリシタン関連の講演会・シンポジウム・展示会などを主催・共催し、社会との連携・社会貢献に努める活動を行っている。加えて、大学が有する知的資源の社会還元では、2020 年には上智大学史資料室を改組し、法人組織の下にソフィア・アーカイブズを設置した（根拠資料 9-9【ウェブ】）。ウェブサイトでの情報発信、史資料のデジタル化にも力を入れ、2022 年 3 月より史資料データベースシステムを導入し、「ソフィア・アーカイブズデータベース」として広く一般にオンラインでも史資料の公開を開始して

いる。

3. 地域交流・国際交流事業への参加

地域交流活動については、本学が立地する千代田区との連携の一例として、千代田区の「区の花さくら再生計画」の一環として「真田濠さくら花数調査」及びミニセミナーの実施や、各種町会内イベント（山王祭、KIOI JAZZ WEEK 等）への学生・職員の参加・協力も行っている。また、千代田区帰宅困難者避難訓練の実施や、「大規模災害時における協力体制に関する基本協定」に基づく千代田区帰宅困難者受入マニュアルの整備を進めている（根拠資料 9-10【ウェブ】）。

また、栃木県足利市からの要請に基づき、日本最古の学校「史跡足利学校」での生涯学習講座「足利学校アカデミー」への講師派遣を継続的に行っている（根拠資料 9-11）。本学の設立母体であるイエズス会の宣教師フランシスコ・ザビエルが認め、教育の原点ともいえる当該施設の歴史を今に生かす足利市の取り組みに対し、主に神学部の教員を中心に毎年講演を行っている。

国際交流活動については、2014 年度に採択された文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援（グローバル牽引型）」事業の取り組みの一つとして、入試広報や教育研究活動の「ハブ」となる 9 か所の海外拠点を設置している（根拠資料 9-12【ウェブ】）。その中で、東南アジアの拠点としてバンコクに開設した「上智大学 ASEAN ハブセンター」では、拠点の機能強化と自走化を図るために、本学が出資する事業会社「Sophia Global Education and Discovery Co., Ltd. (Sophia GED)」を 2019 年 4 月に設立した（根拠資料 9-13【ウェブ】）。事業会社は、教育研修支援事業（日本人学生・生徒が ASEAN 諸国をフィールドとして学ぶ研修・スタディツアーの企画・実施、及び同地域から日本への留学支援・広報活動等）を軸とした営利活動を行える会社法人として活動を展開しており、国際貢献への高い志を持つ人材育成という本学の使命の具現化を理念に掲げ、特色と個性ある事業の企画・実施を担っている。事業対象は本学のほか法人が設置している 4 つの中学校・高等学校にとどまらず、本学と親和性の高い教育機関も対象に含め、国際機関やイエズス会ネットワークを活用した海外実践型プログラムを提供している。近年では大学からの委託業務でもある「上智大学の高大連携」事業として高校生向けのオンライン探究学習プログラム「せかい探究部」を軌道に乗せ、2022 年 4 月の入学時は第 1・2 期生から優秀な学生 10 名を上智大学への進学へとつなげたほか、社会人を対象とする「バンコク国際機関実務者養成コース：国際教育開発・協力分野」も実施した。また、千葉大学の全学留学プログラム（オンライン）等の企画運営を支援し、コロナ禍における他大学の国際交流事業発展の一翼も担っている。

上述のとおり、本学では社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施するとともに、教育研究成果を適切に社会に還元していると判断できる。

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

社会連携・社会貢献活動に関する自己点検・評価は、組織単位で実施するPDCAサイクルに加え、全学単位でのPDCAサイクルにより実施している。

各組織では定期的に運営委員会を開催し、組織活動の全般について報告・点検・評価を行っている。例として、学外有識者より第三者の立場から評価、助言や提案を受けるためにグローバル化推進本部の諮問機関として、2015年10月に外部評価委員会（アドバイザリーボード）を設置して以来、2～3年ごとに委員を交替しながら活動を点検・評価している（根拠資料9-14【ウェブ】）。期毎に総括を行い、「報告及び提言」を取りまとめ、報告書は本学のグローバル化推進本部に提出するとともに、理事会をはじめとする学内会議体で共有し、今後のグローバル化にかかる施策に活用している（根拠資料9-15）。

また全学単位としては、年度ごとに各組織が策定する「グランド・レイアウト2.1」のアクションプランや日本私立大学連盟が策定した「私立大学ガバナンス・コード」遵守原則「社会への貢献」の観点を援用し、各組織の社会連携・社会貢献活動を点検・評価している（根拠資料9-16【ウェブ】）。また、3年ないし4年ごとに実施する全学自己点検・評価において、大学基準協会の点検・評価項目に沿って確認している。

全学内部質保証推進組織の関与・マネジメントの方法としては、2021年度より内部質保証推進組織として質保証運営会議を設置し、「社会連携及び社会貢献に関する方針」に基づき、点検・評価を行っている。点検・評価の結果、明らかになった課題・改善点に対しては、質保証運営会議で対応策を検討後、学部長・研究科委員長・事務部局の長等に改善を要請するが、質保証運営会議で解決が難しい事項については学長・副学長等で構成される大学企画会議に上申し、大学企画会議から学部長・研究科委員長・事務部局の長等に改善を要請する。

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

2019年度に実施した全学自己点検・評価結果を踏まえた社会連携・社会貢献に関わる改善・向上に取り組んだ実例として、「社会連携・社会貢献に関する方針」の策定が挙げられる（根拠資料6-31）。2021年度に質保証運営会議で検討後、学部長会議及び大学院委員会での意見聴取を経て方針がまとめられた。

これらのことから、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

9.2. 長所・特色

本学は、イエズス会を設立母体とする教育機関として、中長期計画「グランド・レイアウト 2.1」においても、基本理念として、「人間の尊厳」を脅かす「貧困、環境、教育、倫理」に関する社会課題の解決への貢献を掲げている。社会課題の解決はひとりひとりの「救い」（誰一人取り残さない）につながり、より良い世界の建設にもつながることで建学の理念や教育精神が活かされる。

本学では、これまでもダイバーシティ推進活動、SDGs やサステナビリティに関する研究・教育、社会貢献活動、環境負荷軽減等に力を入れてきたが、学部・大学院・研究所、事務部署、学生団体等による取り組みを有機的に連携させ、教員・職員・学生が一体となって、より多面的かつ積極的な活動を行えるようリードしていく「サステナビリティ推進本部」を設置した。

サステナビリティ推進本部は、職員、教員、学生が協働するものとし、学生職員を臨時職員として採用して学生の視点を活かすことを特長とする。学生職員の役割としては、広報、情報収集、制度設計に積極的に参画し、関係部署の事務サポートを担うだけでなく、学生の目線や発想力・創造力を活かして、この体制を推進し、①キャンパス環境の向上に取り組む「キャンパス改善チーム」、②サステナビリティ推進関連イベントの企画・運営する「企画実施チーム」、③SDGs に関する取り組みの情報収集&発信する「情報発信チーム」に分かれ職員とともに活動をしている。

サステナビリティ推進本部の設置により、SDGs に代表されるサステナビリティ推進に関して、これに寄与する本学の研究、教育、社会貢献が成果として整理され、社会にさらに強く発信していくことが期待されるとともに、推進における進捗管理や指揮命令系統を整えることができた。

9.3. 問題点

なし

9.4. 全体のまとめ

2021 年度に「社会連携及び社会貢献に関する方針」を制定することにより大学の方針を明示する一方、2021 年度のサステナビリティ推進本部の設置、東京 2020 大会に関する「ソフィアオリンピック・パラリンピックプロジェクト」、2020 年から開始したプロフェッショナル・スタディーズ、ソフィア・アーカイブデータベースの公開等、社会連携・社会貢献に資する様々な取り組みを進めてきた。また、多くの活動で学生の主体的な参加を重視し、教育と社会連携・社会貢献の高いレベルでの連携にも注力した。

こうした本学の社会連携・社会貢献への取り組みは、本学の理念や目的等に照らしておおむね適切であるといえるが、今後は、地域における知の拠点としての近隣自治体への貢献、

地域や企業等と連携したより先駆的なサステナビリティにかかる取り組みの推進等にさらに積極的に取り組んでいく必要があると考えている。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

10(1).1. 現状説明

10(1).1.1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

1. 大学運営に関する方針の明示

本学を設置する学校法人上智学院では2014年度に10年間の中長期計画として「グランド・レイアウト2.0」を策定し、付随するアクションプランと単年度ごとの事業計画に基づいて運営している。2019年度は後半5年間の中長期計画を「グランド・レイアウト2.1」と改定し、大学を含めた設置校のみならず法人構成員全員が中長期計画を共有しながら運営している（根拠資料1-18～19【ウェブ】）。

中長期計画では、大学及び法人全体における「企画立案機能・迅速な意思決定を可能とする運営体制を構築・定着させる」ことを掲げ、中長期計画の実現に係る検証・推進体制の構築や規程整備による役職者の権限明確化、会議体の整理統合による企画立案機能強化を図ることを明確な目標として取り組みを進めている。

役職者の体制・役割については「上智学院職制」に定め、学長の役割・権限や副学長の担当分掌を明示している（根拠資料3-1）。学長の役割については「上智大学を代表し、校務全般を掌理する」「上智大学長は、各諮問及び審議機関の意見を聞き、大学の発展隆昌を図る政策を実行する」ことを規定し、大学運営における主導的役割を明示している。加えて、副学長は職制上最大数の5名体制（学務担当、高大連携担当、学生総務担当、学術研究担当、グローバル化推進担当）となっており、学長を総括的に補佐する体制を整備している。

大学の管理運営業務及び教育研究活動に関し、方針及びその施策を立案し、学長及び副学長の校務執行にかかる事項について審議決定を行うことを目的とし、総務・学事・学生・学術情報等の各事務部局長も構成員とした「上智大学企画会議」を設置している。内部質保証のPDCAサイクルの実施に向けて、学長・副学長等の役職者のみならず事務組織を含めた全学的な意思決定とマネジメント体制の整備を図っている（根拠資料2-5）。

本学における大学運営に関する方針は、中長期計画として全学的に共有するとともに、学長のリーダーシップと副学長及び各事務組織の補佐の下で意思決定を行い、内部質保証のマネジメントを可能とするPDCAサイクルを実施するための大学運営体制構築にもつながっており、適正な大学運営を図るものとなっている。

2. 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

大学運営に関する方針の共有については、「グランド・レイアウト」を法人公式ウェブサイトで広く公開しているほか、年頭式典や予算説明会などの機会を通して定期的に教職員に共有している。すべての教職員を対象とした1月の年頭式典では、理事長及び大学長より、中長期計画をさらに当該年の目標に具体化した短期的な戦略について説明する機会を設けている。大学運営の方針及び進捗状況については、学内の会議体で報告され、構成員となる教職員に共有されているほか、毎年5月に開催する長期計画企画拡大会議において学外有識者にも共有されている（根拠資料1-20）。毎年9月に開催する予算説明会では次年度の予算策定に向けて「グランド・レイアウト2.1」のアクションプランにおける重要課題が示される。毎月、全教職員を対象とした「教学方針・進捗に係る説明会」を開催し、学長及び各担当副学長が運営方針や進捗状況に関して定期的に説明を行い、教職員からの質疑応答に対応する機会を設ける工夫をしている（根拠資料10(1)-1~2）。「教学方針・進捗に係る説明会」では録画・オンデマンド配信を行っており、説明会に参加できなかった者を含めすべての構成員に対する方針の共有と理解の醸成を図っている。

これらのことから、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示していると判断できる。

10(1).1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

1. 適切な大学運営のための組織の整備

本学では、学校教育法、大学設置基準その他の法令に基づき、所要の役職者や教授会等の機関を設け、権限と役割を定めている。また、大学を運営する法人の意思決定については、私立学校法に準拠して、理事会への付議事項や評議員会での諮問・報告事項を「寄附行為」「寄附行為施行細則」に定め（根拠資料1-4、10(1)-3）、さらに「決裁権限規程」において、理事会、高等教育常務会、稟議及び担当理事が決裁する事項をより具体的に定めている（根

拠資料 2-29)。

(1) 学長の選任方法と権限の明示

学長の選任は「上智大学長の選任に関する規則」等の規程に基づいて行っている（根拠資料 10(1)-4~6）。学長候補者選考委員会を設置し、学長候補者の選考を行う。2人以上の学長候補者を選出し、理事会が参酌する材料を提供することを目的に、勤続3年以上の教職員を対象に学長候補者に係る調査を実施し、調査結果等を踏まえて理事会が学長を任命している。

(2) 役職者の選任方法と権限の明示

副学長の選任方法や権限は「上智学院職制」に定めており、学長（次期学長）が選考し、理事会において任命している。副学長の権限・役割については「学則」において「学長を補佐し、命を受けて公務を司る」こと、「上智学院職制」において「上智大学の運営政策の実行に関して、上智大学長の命を受けて上智大学長を補佐し、委任された業務を掌る。上智大学長から委任された業務に応じ、学務、高大連携、学生、総務、グローバル化推進、又は学術研究を担当する」ことと定めている。より詳細な分掌する業務についても、「上智学院職制」に規定している。

学部長・研究科委員長の選任は「学部長・研究科委員長の選任等に関する規程」に基づいて行っている（根拠資料 10(1)-7）。権限については「学部長は、全学の方針に基づき学部運営に関する校務を掌る」「研究科委員長は、全学の方針に基づき研究科運営に関する校務を掌る」ことを「上智学院職制」に定めている。

10(1).1.1で説明したとおり、学長、副学長から本学が重点的に取り組む教育研究の方針、計画、進捗状況等について情報を共有するために、全教職員を対象とした「教学の方針・進捗に係る説明会」を開催している。大学役職者の運営方針を教職員に広く伝え、次世代のリーダー育成の糧となるものとして実施しているが、大学を取り巻く環境が大きく変化している中で、定期的かつ継続的な開催が必要となっており、最近では昼休みの限られた時間内で複数のテーマを設けることが増えている。

(3) 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

学長は、「学則」その他の関連規程に基づき、上智大学を代表し、校務全般を掌理し、学部長会議、大学院委員会、教授会、研究科委員会等の各諮問及び審議機関の意見を聞き、大学の発展隆昌を図る政策を実行するため、教学に関する事項の最終意思決定者としての権限と責任を有している。他方、法人組織は「寄附行為」「寄附行為施行細則」「決裁権限規程」等の規程に基づき、理事会や常務会（高等教育常務会及び中等教育常務会）において、財務や人事を含む法人運営に関する意思決定を行う権限と責任を有している。

(4) 教授会の役割の明確化、学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

本学では、最終意思決定権者である学長が教育研究に関わる事項の意思決定及び執行を行う際は、学部長会議、大学院委員会、学部教授会、研究科委員会等のさまざまな機関（会議体等）により学内構成員の意見を求めるプロセスを設けている。

学部長会議は学長、副学長、すべての学部長、教学組織のセンター長等をもって構成され、「学則」において、大学全般にわたる教育研究の向上を目的として置くことを定めるとともに、「学部長会議運営規程」にその構成や具体的な権限役割を規定している。大学院委員会は「大学院学則」において置くことを定め、学長、副学長、すべての研究科委員長のほか、教学組織のセンター長等から構成され、「上智大学大学院委員会規程」にその構成や具体的な権限役割を規定している（根拠資料 2-6～7）。

各学部の教授会は「学則」の規定に基づき権限役割を定めている。各研究科の研究科委員会は「大学院担当教員選考基準及び審査手続」により任用された教員で構成し、「大学院学則」の規定に基づき権限役割を定めている。それらの大学全体に係る規程を踏まえて、各学部・研究科ではより詳細な規定として教授会内規や研究科委員会内規などを定めている（根拠資料 6-10～11）。

(5) 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

大学と法人組織の連携において、学長は理事として理事会に参画するとともに、学長及び5名の副学長は法人組織の高等教育常務会の構成員として、法人組織の意思決定にも参画している（根拠資料 10(1)-8）。加えて、学長は担当理事による意見交換や事前協議の場である担当理事打ち合わせ（理事長主催）にも構成員として参画しており、学長と他の担当理事との積極的な意思疎通の場を通じて、経営と教学の連携を図っている。

上述の通り、本学においては「寄附行為」「寄附行為施行細則」「決裁権限規程」において法人組織の理事会及び常務会の財務・人事を含む法人運営に関する権限・役割を明確にしている。また「学則」「大学院学則」「上智学院職制」において大学組織の最終意思決定権者である学長、大学運営の実施に際して学長を補佐する副学長及び各学部研究科の教育研究に関する諮問機関である学部長会議、大学院委員会、学部教授会、研究科委員会等の機関の権限・役割を明確にしている。適正な大学運営を担保するための権限・役割や意思決定プロセスを明確にする各種規程を整備できていることから、大学運営の適切性は保たれていると評価できる。

(6) 学生、教職員からの意見への対応

教職員からの意見は、学部長会議や大学院委員会などの会議体で収集するほか、説明会等を開催する際は質疑応答の機会を設け、アンケートを活用して意見の収集に努めている。寄せられた意見は関係部署で検討の上、適宜対応している。2022年度は総務担当理事や学長との対話の場を定期的に設けているほか、次期中長期計画策定に向けて副学長と教職員と

の意見交換会を設けるなど、対面での意見収集も行っている（根拠資料 10(1)-9~10）。

学生からの意見は授業アンケートなどを活用して収集するとともに、学内の各種相談窓口で寄せられた意見についても適宜対応している。また、課外活動団体の学生と教職員で構成される会議体として運営協議会があり、学内施設の使用について定期的に協議を行っている。この他、サステナビリティ推進本部（基準 9 で詳述）の学生職員が学内に設置する自動販売機の選定やキャンパス整備等に参画したり、ジェンダー等にフォーカスした課外活動団体からの要望を受け、学生センターや管財グループと協働し生理用品の無償提供の仕組みを導入したりするなど、学生からの意見を取り入れている（根拠資料 10(1)-11）。

2. 適切な危機管理対策の実施

法令遵守事項（コンプライアンス）等に対応するための体制については、各種法令に基づき諸規程を制定し、かつ、法人の業務運営に関する違法、又は法人の諸規程に反する重大な不正・不当な行為の早期発見及び是正を図るため、「上智学院における内部通報に関する規程」を定めている（根拠資料 10(1)-12）。本規程については、公益通報者保護法の改正（2022年6月1日施行）に対応するため、通報者の情報にかかる範囲外共有の防止・通報者の探索の禁止、組織の長等から独立した通報対応体制の整備、通報者の不利益な取扱い防止の拡充等、内部通報対応体制を強化するための改正を行った。

その他あらゆる危機発生を未然に防止又は危機発生時の被害を軽減するための体制について、「上智学院リスクマネジメント規程」に定めている（根拠資料 10(1)-13）。理事長を最高責任者とし、その権限の一部移譲を受けた総務担当理事がリスクマネジメントに係る諸事項を統括し、リスクマネジメント委員会（委員長：総務担当理事）を中心に、組織的かつ計画的にリスクマネジメント活動を推進している。リスクマネジメント委員会では、毎年、法人のリスク評価、重要リスクの選定や対策計画の立案、リスクオーナー部署を中心としたリスク対策の実施、委員会による中間評価及び期末評価を行い、その結果を踏まえて次年度に向けたリスク評価を行うという PDCA サイクルを推進している。

さらに、実際に危機が発生した場合の体制については、「上智学院危機管理規程」に定めている（根拠資料 2-25）。最高責任者を理事長、危機対応責任者を総務担当理事と定め、危機の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る緊急対策本部を設置することとしている。対策本部設置の一例として、新型コロナウイルス対策本部を 2020 年 2 月に設置し、2022 年 6 月までに 33 回開催、新型コロナウイルスに係る諸々の対応について協議し、情報の共有を行ってきた。

また、情報漏洩に関する危機管理対策として、情報セキュリティ関連規程を体系的に整備している。情報システムの管理・保護の一環として、「上智学院情報セキュリティハンドブック」を作成し、学内周知を図っている（根拠資料 8-18）。昨今増加しているサイバー攻撃に対する対策としては、管理者パスワードの管理や管理者画面へのアクセス制限を強化する等の防御策を講じ、万が一被害が発生した場合に備え保険に加入している。

また、個人情報保護法の改正（2022年4月1日施行）に対応するため、学内における個人情報の管理・保護の基本ルールとして制定している「個人情報の保護に関する規程」及びウェブサイトや新入生の入学手続要項等に掲載している「プライバシーポリシー」も改正・改訂した（根拠資料10(1)-14、10(1)-15【ウェブ】）。

これらのことから、方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示し、それに基づいた適切な大学運営を行っているとは判断できる。

10(1). 1. 3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

「上智学院経理規程」に基づき、経理責任者を財務担当理事とし、法人及び設置校を経理単位に区分している。また、大学の経理単位責任者は学長と規定している（根拠資料10(1)-16）。

予算編成は、「上智学院予算規程」第12条～第18条に基づき行われる（根拠資料10(1)-17）。最初に、財務委員会で意見を聴取したうえで、理事会において決算の状況を踏まえた経費削減案などを含めた予算編成方針（案）を策定する。それと並行して経理単位責任者が中長期計画「グランド・レイアウト2.1」のうち翌年度の予算編成における重要課題を選定し、予算編成方針及び重要課題を合わせて、財務委員会、高等教育常務会及び中等教育常務会での審議を経て、理事会において9月末までに決定する。決定後、理事長及び経理責任者は予算編成方針の説明会を開催し内容を周知する。説明会終了後、各予算単位責任者は予算を立案し、経理責任者に対し予算を申請する。申請された予算については財務局にて取りまとめ、必要な調整を行った後、財務委員会、高等教育常務会、中等教育常務会での審議を経て、理事会に予算案を付議する。理事長は評議員会に諮問し、理事会において予算を決定する。

予算執行は「上智学院予算規程」第21条に基づき行われる。各予算単位において会計伝票を作成し、予算単位責任者が予算執行状況の確認と当該予算執行の正当性を審査して、経理責任者に提出する。執行金額ごとの決裁者については「決裁権限規程」で定めている。

予算執行の適正性及び透明性を確保するため、予算執行の原則や実務的な手続きをまとめた「予算執行ガイドブック」を毎年度発行している（根拠資料10(1)-18）。また、備品の発注・検品は管財グループ、予算執行の正当性の確認は経理グループ、支払は資金グループと複数の部署に業務を分けることで不正が起こりにくい体制を整えているほか、研究費については不正防止の観点から購入金額にかかわらず全品検品を行っている（根拠資料10(1)-19）。

これらのことから、予算編成及び予算執行を適切に行っていると判断できる。

10(1).1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織として、総務局、人事局、財務局、学事局、学生局、学術情報局の6局と21のグループ・センター並びに監査室、IR推進室、ダイバーシティ推進室、カトリック・イエズス会センター、ソフィア・アーカイブズを設置している。

事務組織の構成・役割、職員の配置については「上智学院職制」「上智学院事務局組織規程」に基づいて行っている（根拠資料10(1)-20）。事務組織を円滑に運営するための会議体として、局長会議、グループ・センター長会議を設置し、組織運営に必要な情報の共有を図っている。また、法人の理事、学長・副学長、事務部署との連携を図るための会議体として、高等教育常務会を設置している。

職員の採用については「上智学院職員採用規程」「上智学院職員人事規則」に定めており、「上智学院職員採用規程」第5条に基づいて行っている（根拠資料10(1)-21～22）。昇任については「上智学院職員役職位任免規程」第2条に定めている（根拠資料10(1)-23）。職員に対する業務評価については「上智学院職員評価規程」「目標管理・評価施行細則」に定めており、業務評価を通して、職務遂行能力の向上と能力開発及び育成を図っている（根拠資料10(1)-24～25）。また、効果的な異動配置及び役職者の任用等にも活用している。

多様化、専門化する課題に対応するために、「上智学院職員異動配置取扱規程」「職員教育研修規程」に基づき、大学運営に関わる専門的な知識や技能を有する職員の育成、配置等を実施している（根拠資料10(1)-26～27）。

教員と職員の協働について、法人部門の会議体では長期計画企画拡大会議のもとに設置している検討専門委員会に教員と職員が委員として参画している（根拠資料10(1)-28）。大学部門では、教学系会議体に職員も委員として加わる形で協働している。また、教学系の事務組織（学事局、学生局、学術情報局）には職員を事務長として配置するとともに教員をセンター長として配置しており、センター長の教員と事務長の職員による大学運営が日常的に行われている（根拠資料10(1)-29）。各学部・研究科には事務職員を配置し、教員や学生を支援する体制としている。この他、教員と職員が所属の枠組みを越えて協働し、大学運営に関して実現性の高い研究や政策提言を行う制度として「教職協働・職員協働イノベーション研究」を2011年度から実施しており、学際的な研究のみならず、実務の課題解決に資す

る研究などさまざまな観点からの着想で研究が行われている（根拠資料 10(1)-30）。本研究で提案された施策等は、必要に応じて業務として実装化を推進している。

これらのことから、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、適切に機能していると判断できる。

10(1).1.5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学では大学運営に関する教職員の資質向上を図るため、スタッフ・ディベロップメント（SD）として体系的な研修プログラムを構築し、組織的、継続的に取り組むことで、共同体の一員として組織の運営に主体的に参画する機会を設けている（根拠資料 10(1)-31）。具体的なプログラムとして、コンプライアンス研修、ハラスメント防止研修、情報セキュリティ研修、創立記念行事での参加型プログラム等を実施している。

専任職員については、高度化・複雑化する業務を遂行できる職員を育成し、職員のパフォーマンス向上と職員の意識変革を促進するため、また、高度専門領域に携わり「大学運営・大学改革」を担う職員を育成するため、教育研修プログラム体系図を定めている（根拠資料 10(1)-32）。

この体系図をもとに、全職員を対象とした理念教育、階層別研修、その他自己啓発を推進するプログラム、語学運用能力向上を目的としたグローバル化推進プログラムなどの SD を実施している。

海外研修としては、ASEACCU（東南アジア・東アジアカトリック大学連盟）主催による国際会議に職員を派遣したほか（根拠資料 10(1)-33）、フランスの大学・研究機関の視察、現地職員との交流などを行う研修を企画し、複数の職員が参加した。

これらのことから、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じていると判断できる。

10(1).1.6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：監査プロセスの適切性

評価の視点 2：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 監査プロセスの適切性

本学の監査は、私立学校法、「寄附行為」「学校法人上智学院監事監査規程」に基づく監事による監査（監事監査）、私立学校振興助成法に基づく会計監査人（監査法人）による監査

(会計監査)、並びに、「学校法人上智学院内部監査規程」「上智学院内部監査の手続等に関する細則」に基づき、内部監査人(監査室)が行う内部監査、の3つの監査が実施されている(根拠資料 1-4、10(1)-34~36)。監事監査と内部監査については、理事会で承認された監査計画に基づいて監査を行い、実施後は監査報告書を作成し、理事長に提出する。監査報告書は理事会で審議されたのち、学内の関係会議体で報告される。

監事監査は、会計監査人(監査法人)と内部監査人と連携を図りながら、法人の業務が法令や「寄附行為」に準拠して適法・適正に執行されているかについての監査及び教学に関する監査を行っている。また、期末には決算結果に関する計算資料や財務担当者からの説明等を踏まえて監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している(根拠資料 10(1)-37)。

内部監査は、監査室所属の内部監査人と理事長から委嘱される特別監査人が毎年テーマを決めて監査を実施している。例として、2021年度と2022年度は、2016年度に法人合併を行った際に交わされた合併契約書に謳われている「法人合併の目的」が、合併後5年を経過してどの程度達成されているかについての監査を行っている。さらに、内部監査では、科学研究費助成事業等の外部資金の適正使用や研究費に関する事務の状況についての監査を行うとともに、情報システムに関する監査も行っている。

会計監査人による会計監査は、監査計画に基づき、法人本部及び法人設置の中学・高等学校に対し期中監査及び期末監査を実施し、監査終了後に監査実施報告書を提出している(根拠資料 10(1)-38)。

3つの監査とも、監査の結果、改善を要すると指摘された事項について、関係する部署において改善策を検討し、それを実行に移すことにより、業務の改善に取り組んでいる。次年度以降の監査の中でも適宜フォローアップすることにより、業務改善に継続して取り組んでいることを確認している。

また、監事、会計監査人及び内部監査人の三者による連携も図っている。会計監査人と理事長によるディスカッションに監事と内部監査人が同席したり、監査計画や監査情報を共有したりするなど、三様監査を進めている。

2. 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

大学運営に関する点検は、「グランド・レイアウト 2.1」及びアクションプランに基づいた事業計画(単年度計画)に沿って毎年度実施している。毎年3月に、当該年度のアクションプランについては進捗度合いと達成度合いの観点から評価し、単年度の事業計画については達成状況を確認している。これらは学外有識者が委員として参画している長期計画企画拡大会議で毎年5月に報告するとともに、毎年発行している「事業報告書」内でも「グランド・レイアウト 2.1」の取組状況及び事業計画実施報告のページを設けている(根拠資料 1-20、10(1)-39)。この他、3年ないし4年ごとに実施している全学の自己点検・評価では、大学基準協会の点検・評価項目に基づいて事務部署単位で取り組んでいる。

事務組織のあり方や職員の適正配置のあり方等については、人事委員会、人事計画等検討

専門委員会等で検討し、高等教育常務会、理事会における審議を経ている（根拠資料 10(1)-40～41）。

3. 点検・評価結果に基づく改善・向上

2021 年度は大学運営に関する改善支援の取り組みについて、質保証運営会議で対応すべき事項はなかったと認識している。今回の点検結果や現在検討中の次期中長期計画を踏まえ、今後支援していきたい。

また、本学では、法律に基づく監事監査や会計監査の他に、教職員自らが大学の事務運営を改善する方策としての内部監査を 1982 年の内部監査規程制定以来 40 年にわたり継続して行っており、本学の業務改善に資する取り組みとして定着している。

これらのことから、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

10(1).2. 長所・特色

本学が競争的環境の激化による厳しい経営環境の中で、個性際立つ「世界に並び立つ大学」としてさらなる発展を遂げるためには、既存の概念にとらわれない大胆かつ自由な発想による改革が必要との認識に基づき、「教職協働・職員協働イノベーション研究」を実施している。この教職協働の取り組みは、まさしく「知識を基盤とした自立、協働、創造モデル」を教職員自らが実現していく方法であり、また同時に、本学の教員と職員が協働し、あるいは職員が所属部署の枠組みを超えて協働して、本学の行政および教育・研究体制の改革に向けた、実現可能な研究・政策提言を行うことは、本学全体の組織ネットワーク力の開発でもあり、組織力の向上にも寄与している。

本学は、内部監査規程に基づき本学の業務及び経理の適正を図るとともに、業務及び経営の効率化、高度化、活性化のために自ら監査して、もって健全な経営の発展と信頼性保持に寄与することを目的として内部監査を実施している。内部監査は、監査室が理事長の命により監査室長が統括し、監査室員及び理事長が委嘱する監査室員以外の本学教職員（内部監査人）により構成されるが、監査室に内部監査人が加わり内部監査が実施されることに特色がある。

2023 年度からは大学を含めた法人全体で新たな中長期計画を実施する。まず次年度予算説明会の中で、理事長から次期中長期計画の各部門計画の方向性について説明しさらに具体的な内容について紹介する説明会を実施した。次期中長期計画を教職員が一体感をもって策定していく全体の方針に鑑み、説明会後のアンケートで自由に意見を提出できることになっている。また、理事・学長・副学長と教職員が直接ディスカッションを行えるようなコミュニケーションの場がつけられ、次期中長期計画が作られている。

学生が課外活動で使用する施設については、学生の代表と教職員で組織された運営協議会が設けられ、施設の利用と運営についてについて協議しているが、学生だけでなく、教職

員も協働で運営されていることに特色がある。

10(1). 3. 問題点

グローバル化、コロナ禍及び少子化への対応や社会人受け入れの強化など、大学を取り巻く環境は大きく変化している。大学運営の役職者である学長、副学長、学部長に求められることも環境の変化に対応した知見であるが、役職者は任期制のため定期的に交代が発生する。次世代の大学役職者をどのように育成していくかが課題となる。

なお、上記対策として、2022 年度より、自己点検・評価実施小委員会委員のうち、学部長、研究科委員長が兼務していた組織に対し、学部長、研究科委員長以外の教員から選出することに変更し、全学の自己点検・評価を実施した（根拠資料 10(1)-42）。

10(1). 4. 全体のまとめ

法人では 10 年間の中長期計画「グランド・レイアウト」を策定し、付随するアクションプランと単年度事業計画に基づき、大学を運営している。会議や説明会を通じて構成員全員に中長期のビジョン、計画を周知し、諸計画の推進・検証体制を構築している。法人及び大学の役職者の体制・役割、権限については諸規程に定め、大学においては内部質保証の PDCA サイクルを実施する仕組みを整えている。予算編成と執行、人事配置も適切に行われている。またグローバル化推進を意識した SD 活動、大学運営のための能力開発に資する研修等を体系的、継続的に行っている。監査も適切に行い、三様監査も活用しながら、指摘事項への対応の進捗を定期的にフォローアップすることで改善に結びつけている。

急激に変わる社会環境に対応し、次期中長期計画のもとで競争力を高めていくため、今後も役職者の育成、教職員力の向上並びに、組織整備にさらに取り組んでいく。

第2節 財務

10(2).1. 現状説明

10(2).1.1. 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学では、「グランド・レイアウト2.1」において、学校法人全体の運営基盤に関する「組織・人事計画」「施設・設備計画」等の経営資源に係る計画と並び、財政計画を策定している（根拠資料 1-19【ウェブ】）。財政計画においては、①財源の充実、②限りある財源の活用、③特定資産の充実、の3点を主要な目標として掲げており、10年間（2014年～2023年度）で財政基盤の強化を図る内容となっている。

「グランド・レイアウト2.1」で掲げている財政計画の内容は、毎年度に策定する事業計画書においてさらに詳細化されており、財政計画に紐づくアクションプランと年度内の施策が示されている。毎年度の事業計画は、事業報告においてその進捗を確認しており、財政計画は具体的かつ実現可能な計画として具体化されているといえる。

財務関係比率に関する指標は中長期計画のなかでは設定していないが、日本私立学校振興・共済事業団から出されている経営判断指標をベンチマークとした分析を行い、毎年Aランクに位置することを確認しており、一定の水準を確保している。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していると判断できる（根拠資料 10(2)-1～3）。

10(2).1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

1. 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

2017年度以降2021年度まで、毎年度、教育研究環境の整備を行いながらも、事業活動収支の当年度収支差額をプラスで維持し、かつ貸借対照表の繰越収支差額を改善していることから、財政基盤の安定化と教育研究環境の向上が同時に実現できているといえる。

2. 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

財政基盤の確保のため、学生生徒等納付金については、東京都消費者物価指数の上昇率をふまえて改定することを基本方針としており、実質購買力の維持を図っている。

また、教育研究活動における重要課題を実現するため、毎年度一定額（7.5億円。事業活動支出の3～3.5%程度）を經常予算とは別に特別予算として確保することにより、財政基盤に影響を与えることなく新規事業や臨時的事業を戦略的に遂行できる予算編成を行っている。

3. 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学では、授業料収入への過度の依存を避けるため、補助金、助成金、寄付金及び受託研究費等を受け入れている。また、徹底したリスク管理に基づく資産運用収入や収益事業収入も含め、經常収入に占める学納金以外の割合はおよそ25%となっている（約53億円）。

補助金収入については、經常費補助金の他、国の競争的補助金等を含め、2017年度以降、27億円程度を維持しており、授業料収入に次ぐ安定した財源として位置付けている。

外部資金による研究費については、2017年度以降、年度による増減はあるものの、科学研究費助成事業の採択件数は増加傾向にあり、また委託研究費及び学外共同研究費を中心とする受託事業収入は各年度2～3億円を安定的に維持している。

寄付金は、「グランド・レイアウト2.0」開始（2014年度）から「SOPHIA未来募金」として、教育研究活動、学生支援、キャンパス整備を中心に募金活動を展開してきた。2021年度より新たにグローバルキャンパス創成とサステナビリティ推進支援を大きな使途として掲げ、2021年度の寄付金額は783百万円（前年度比226百万円）であった。

上述のとおり、最大の固定収入である学納金収入の確保及び学納金以外の財源確保の両面を推進してきており、直近5か年の經常収支差額比率は7～10%を維持、また、純資産構成比率は80%を維持していることなど、財務基盤は安定しているといえる。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していると判断できる。

10(2).2. 長所・特色

本学は、教育研究水準の維持・向上のために、学生納付金収入以外の財源の確保を進めている。直近5年間の学生納付金比率は65%前後と、全国平均（72%）と比べて7ポイントも低くなっており、収入の多角化が図られている。

また、資産運用においては、2015年に「国連責任投資原則（PRI）」に署名した（根拠資料10(2)-4【ウェブ】）。これは、上智大学の建学の理念と整合的な投資方針を取り入れ、加盟している国連グローバルコンパクトの原則を資産運用面で実施するものである。教育研究機関を運営する学校法人として、責任あるアセット・オーナーとして、社会的リターン（サ

ステナビリティ向上)と投資リターンの両立を目指して、ESG(環境・社会・ガバナンス)を考慮した投資を行っている。

10(2).3. 問題点

2023年度から学費を引き上げるが、人件費及び物価高騰により2029年度には教育活動収支ベースで支出超過になると想定している。今後は、各年度における事業活動収支の目標額の設定や予算配分の最適モデルの確立等を通じて、中長期的に予算配分の最適化と財政の健全性の維持を図ることとしたい。

10(2).4. 全体のまとめ

学費改定による自己財源の充実、寄付募集、科研費・受託研究費の獲得による外部資金の確保など、中長期財政計画の実行により教育研究活動を安定して遂行するための財政基盤が確立されているといえる。しかしながら、円安の進行、エネルギー価格の高騰、物価上昇等大学を取り巻く環境は悪化し、財政運営は非常に厳しい局面を迎えているといえる。2023年度に始動する新しい中長期計画における教育研究プログラムや教育環境整備を着実に推進して行くための財源確保が大きな課題となる。

学費収入の安定的確保、外部資金の積極的な確保など、これまでの財政基盤の強化のための方策を続けるとともに、既存事業の見直し、エネルギー消費の節減等、支出面での削減努力をより一層強化し、財源確保と財政基盤の強化を図り、一層の教育研究活動の推進を目指したい。

終章

2021年度より運用を開始した内部質保証体制に沿って全学の自己点検・評価を実施し、その結果をまとめることができた。終章では本報告書全体を振り返るとともに、今後の展望について述べる。

2020年以降は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の蔓延に伴い、対面でのコミュニケーションが制約された状況下で、いかにして本学の教育精神である「For Others, With Others」で示す「他者」を感じながら教育・研究を進めていくか、学生や教職員をはじめとした本学の構成員それぞれが試行錯誤した日々であった。各組織での自己点検・評価を経て本報告書を編み上げるにつれ、先が見通せない中で叡智を結集し、工夫を凝らして取り組んでいることが確認できたと認識している。陰に陽に尽力いただいたことに、この場を借りて御礼申し上げたい。

点検・評価で判明した長所として、サステナビリティ推進本部の設置が挙げられる。学生が教職員とともにキャンパスづくりに参画している点は独自性のある取り組みといえる。また、学生の多様化に伴って心身両面の健康支援の強化と学生相談の充実を図るべくウェルネスセンターを設置したことも本学の特色を反映している。

一方、課題としては、全学のPDCAサイクルが一巡しておらず、今回の点検・評価で明らかになった課題をどのように向上に結び付け、実質化していくかが挙げられる。例えば学修成果の可視化に関しては、2023年6月に各学科・専攻から提出予定の「教学アセスメント活動報告書」を受けて、全学的な方向性を示していく必要がある。この他、大学院の定員を充足させるための方策も検討していく必要がある。今後は、質保証運営会議で課題を整理するとともに、大学企画会議から改善を指示する事項、質保証運営会議から指示する事項に仕分けを行い、全学的な取り組みを推進していきたい。

新型コロナウイルス感染症への対応は教育・研究にも大きく影響し、短期間での全学的な対応を常に求められている。新型コロナウイルス感染症が収束した後も、社会の要請や変化への対応はより一層迅速さが求められていくだろう。教育・研究の成果は一朝一夕に明らかになるものではないが、現在が過去よりも進化していること、成長しているプロセスを可視化し、社会へ広く周知することが重要となる。構成員ひとりひとり、特に、学生自身が進化や成長を主観的・客観的に実感できる仕組みの構築を進めていく所存である。

上智大学 学生総務担当副学長
(自己点検・評価委員会委員長)
永井 敦子

